

320
253



始



21811

320
253

法學博士田島錦治著

經濟學綱要

全

大正
5. 9. 26
內交

金港堂書籍株式會社發兌

經濟學綱要目次

第一編 總論

第一章 經濟學上の主要なる概念

第一節	緒説	一
第二節	欲望	四
第三節	有用物及效用	五
第四節	財及び價値	七

第二章 經濟

第一節	經濟の意義及種類	一〇
第二節	經濟行爲	一二
第三節	經濟と道德との關係	一四
第四節	經濟と法律との關係	一六

第二編 生産

目次

第一章 生産の要素

第一節 生産の意義及種類……………一七

第二節 自然……………一九

第三節 勞力……………二〇

第四節 生産と營利との關係……………二一

第二章 生産の要件

第一節 總說……………二二

第二節 勞力の自由……………二五

第三節 强健、熟練及勤勉……………二八

第四節 分業及び協力……………二九

第五節 資本……………三二

第六節 機械……………三五

第七節 企業……………三六

第八節 競争……………三八

第三編 交易

第一章 價格

第一節 交換價值、價格、物價……………四一

第二節 需用、供給、市場……………四二

第二章 貨幣

第一節 直接交換及び賣買……………四六

第二節 貨幣の職分……………四八

第三節 貨幣材料に必須の性質……………五〇

第四節 貨幣制度……………五二

第三章 信用

第一節 信用の意義……………五五

第二節 信用の種類……………五七

第三節 信用書類特に信用證券……………五八

第四節 紙幣……………六五

第四章 交通

第四編 分配及び消費

第一章 分配

第一節 分配の意義……………七七

第二節 社會財産及び社會所得……………七八

第一款 社會財産……………七八

第二款 社會所得……………八〇

第三節 私有財産及び私人所得……………八一

第一款 私有財産……………八一

第二款 私人所得……………八二

第四節 地代……………八五

第一款 リカルドー氏の地代説……………八五

第二款 リカルドー氏の反對説……………八八

第三款 都會地の地代……………九〇

第五節 利子……………九一

第一款 利子の意義……………九一

第二款 利子に関する學説……………九三

第三款 英國學者の利子に関する學説……………九四

第六節 給料若くは勞賃……………九八

第一款 給料の意義及び種類……………九八

第二款 通貨的給料の種類……………一〇〇

第三款 給料の高低……………一〇三

第七節 利潤若くは企業利益……………一〇九

第一款 利潤の意義及び内容……………一〇九

第二款 純利潤の性質……………一一二

第二章 消費

第一節 消費の意義及び種類……………一二四

第二節 貯蓄……………一二六

第一款 貯蓄の意義及び種類……………一二六

第二款 貯蓄の條件……………一二七

第三節 現在消費若くは散財……………一二九

第四節 保險……………一三三

第五編 財政

第一章 緒論

第一節 財政の意義……………一二五
第二節 財政の特質……………一二七

第二章 經費

第一節 經費の意義……………一二九
第二節 經費の發達……………一三一
第三節 經費の分類……………一三四
第一款 人件費及び物件費……………一三四
第二款 經常費及臨時費……………一三九
第三款 政務及經常費……………一四〇

第三章 經常收入

第一節 財團の歲入の意義及其分類……………一四二

第二節 經常歲入の分類……………一四三
第三節 租稅論中に關する術語……………一四五
第四節 租稅の分類……………一四七
第五節 租稅賦課の法則……………一五〇

第四章 公債

第一節 緒論……………一五九
第二節 公債の性質……………一六一
第三節 公債の種類……………一六三
第四節 公債の發達……………一六六

目次終

經濟學綱要

法學博士 田島錦治著

第一編 總論

第一章 經濟學上の主要なる概念

第一節 緒説



凡そ科學を分ちて、自然科學と社會科學との二とす。天文、地理、地質、生物の學、物理學、化學、醫學等は自然科學に屬し、倫理、法律、政治、經濟等の學は社會科學に屬す。前者は自然界の現象を觀察し各現象間の因果關係を研究するものなれども、後者は人類の組織する所の社會の諸現象即ち事實を考察して其真相を説明し其因果關係を研究するものなり。而して此人間社會の現象は、自然界の現象に比すれば、一層複雑にして、且時に由り、處に由り、千變萬化し、之を觀察して其真相を捉ふは、容易の事に非ず。且又自然界の觀察には、望遠鏡、顯微鏡、時計、晴雨計等各種の機械を

用ひ、又は種々の學術的裝置を爲して、常に自然的現象を有りの儘に精密に觀測審定するを得るのみならず、謂ゆる試驗を行ひ自然的現象を人工に由り種々に變化せしめて、以て各現象間の因果關係を確知するを得べしと雖、人間社會の觀察には斯の如き機械的觀測又は試驗を行ふを得ず。其經濟に關する事實の如きは視察に依り、及び歴史と統計とに本づきて、之が真相を推測するに過ぎざるなり。夫れ斯の如く社會科學は自然科學よりは困難なる學なるを知るときは、其發達の跡の遅々たる所以は亦怪むに足らざるなり。

經濟學は倫理學、法律學、政治學等と共に、社會科學に屬することは、既に述べたり。請ふ是より經濟學は如何なる社會科學なるかを略說せん。

夫れ社會現象は至て複雑なれども、其内に倫理に關するあり、法律に關するあり、政治に關するあり、又經濟に關するあり。經濟學は經濟に關する社會現象を考察して、其因果關係を研究する學なり。最も簡單なる定義を下さば經濟學は國民の富を研究する學なり。稍詳細にいへば、經濟學は國民的社會を組織する人類が富即ち財を生産し、交易し、分配し、及び消費する事に關する理法を研究する科學なり。夫れ人が二人以上或る共同の目的に向て結合するときは一の社會を成す故に夫婦、家族、朋友、鄉黨、國民は各社會なり。夫婦は至小なる社會なり、國民は大なる社會なり、文明諸國民を總べて文明社會と呼ぶときは是は更に大なる社會なり。若

し全世界人類を併せて人間社會と稱すべくひば、是れ最大なる社會なりと謂ふべし。然れども現時經濟學の目的及範圍は國民的社會に在り。

次に富の意義に就て一言せむ。富てふ詞は種々の意義に用ゐられ。或は財の集積を指していひ、或は貧に對して富といひ、又單に一財を指して一の富といふ。某國の富、某氏の富などいふは第一の意味なり。富國、富商は第二の意味なり。一脚の机は富なり。一枝の筆は富なりといふの類は第三の意味なり。此第二第三の兩意義は經濟學上に常に多く用ゐらるゝを注意すべし。其他或射倖行爲を指して富といひ、富札、富籤といふの類は經濟學に謂ゆる富には非ず。

次に生産、交易、分配、消費の意義を略說せむ。生産とは富即ち財を作り出すことをいふ。詳言すれば、人が物の效用を新に作り出し又は之を増加するをいふ。交易とは一人が其生産し又は所有する所の財を他人に與へて他人より其生産し又は所有する財を得ることをいふ。分配とは生産に協力したる人々の間に其生産物を分割するを謂ふ。但し必ずしも生産物その物を分割するに非ず、生産物が他人に賣らるゝ物なるときは其價を分割するなり。消費とは人が財を用ゐて其效用を享くるを謂ふ、猶此等の意義は後に詳説すべし。

以上説明したる所に由りて、余が前に掲げたる經濟學の定義は、略分明なるべしと信ず。再言すれば、經濟學とは國民的社會を組織する人類が富即ち財を生産し、

交易し、分配し、及び消費する事に關する理法を研究する科學なり。

第二節 欲望

前節に於て、經濟學の何たるかを略説したれば、之より以下數節に互り、經濟學上の主要なる概念に就て説明の勞を取るべし。蓋し斯くするとき、一層明かに經濟學の目的範圍及實質の主要を理解し得べきなり。

凡そ人は皆生を欲して、死を惡み、愉樂を願ひて、苦痛を厭ふ、渴しては飲み飢えては食はんと希ひ、既に飲食を得て其多かり且旨からむことを望む。貧うして富まむことを欲し、賤うして貴からむことを欲し、愚かにして賢からむことを欲し、既に富又は貴く又は賢くして尙未だ以て足れりとせずして、或は其財寶を子孫に遺さんと思ひ、或は其智徳を天下後世に傳へんと願ふべし。斯の如く人には常に不足の感情と、絶えず之を充さんとする情願とあり、此感情と情願との兩者を併せて人の欲望と稱す。

以上の説明に由り、欲望に精神的のものと肉體的のものとのあるを知るべし。肉體的欲望は生存欲、應分欲、奢侈欲の三に分れ、精神的欲望は知識欲、徳義欲の二に分る。學びて知ることの益博く且深からむことを欲するは知識欲なり。先づ身を修めて然る後に家を齊へ、先づ己れの子弟を愛して而る後に人の子弟に及ばんと

欲するは徳義欲なり。人が生命健康を維持せんと欲するは是れ生存欲なり。其身分地位に相應する需要を充たさんと欲するは是れ應分欲なり。猶それ以上に贅澤を盡さんと望まば是れ奢侈欲なり。欲望の増進は、人類の發達社會の進歩に伴ひ、又之を促すものなれども、知識欲のみ急に進みて、徳義欲は却て後る、如き國民は尊ぶに足らず。又一國民間に一方に生存欲すらも充す能はざる多數の貧困者あるに、他方に猥りに奢侈にのみ耽る少數の富者あるときは、其國民の社會は甚だ危し。斯の如き社會を指して不均衡なる社會といひ、不均衡なる社會に屢々起る所の貧富軋轢の問題を社會問題といふ。

第三節 有用物及效用

前節に於て欲望の意義を説明して「人が常に有する不足の感情を絶えず充たさんとする情願なり」といひたり。抑此欲望は如何にして充すことを得るや是れ第二に研究すべき題目なり。

蓋し人は自己の身體精神の動靜に依りて或種の欲望を充すを得べく例へば睡眠散步吟咏の如きありと雖、欲望の大部は外物の力を假るに非ざれば之を充すを得ざるべし。凡そ人の欲望を充たすに適する外物を有用物と稱し、然らざるを害物若くは無用物と稱す。但し人に由り、時に由り、又は處に由りて、害物變じて有用

となり、又は有用物變じて無用となることあり。例へば學者に向て最も必要なる書籍は、無學の徒には故紙に均しかるべく、旱天に雲起れば人之を神と仰げども明月を蔽はん雲は惡魔とも罵るべし。劇毒も其用途によりては起生回死の靈藥に化することあり、兵は凶器なりといへども亦撥亂反正の大功を奏するを得べきなり。

凡そ物が人の欲望を充すに適する力を效用といふ。故に有用物といへば必ず效用を有するなり。英語にては有用物を *useful* といふ。善物の義なり、效用を *utility* といふ。然るに我國多數の學者は、*useful* 即ち善物を財若くは財貨若くは貨物と呼べり。余思ふに是れ允當の稱呼に非ず、例へば空氣、日光等を指して善物なり、有用物なりといはば、世人皆首肯せん。若し此等を指して財なり貨物なり財貨なりといはば、世人は必ず驚き怪むならむ。

物が人の欲望を充すに適する力即ち效用に四種あり、一を素質に從ふ效用といひ、二を形狀に從ふ效用といひ、三を場所に從ふ效用といひ、四を時に從ふ效用といふ。凡そ有用物は、大抵此の四を兼ねるものなり、例へば、玆に一領の綿入の着物あり。之を着ればよく寒濕を防ぐに足る。是れ素質に從ふ效用に非ずや。其長短廣狹よく身體に適へり。是形狀に從ふ效用に非ずや。余が外出の時は他の衣服に代ふれども家に在る場合は常に此綿入を着用す。是れ場所に從ふ效用に非ず

や。夏時は之を箆筒に入れ置き、冬時は出して着る、是れ時に從ふ效用に非ずや。凡そ有用物は此四種の效用を兼ねるを常とすれども、場合に由りて、或種類の效用のみ顯著なることあり。例へば正月の門松、端午の菖蒲、重陽の菊の如き時に從ふ效用を重しとし、動物園の猛獸の如き場所に從ふ效用を重しとすべし、若し猛獸にして園外に逸出したらむには、是れ害物のみ。

第四節 財及び價值

有用物の内に吾人の望む丈の分量を常に得べき物あり、換言せば吾人の需要に對して關係的饒多なるものあり、例へば日光、日溫、空氣、海洋の水等の如し、是等を自由物といふ。(英語 *free goods*) 又有有用物の内に吾人の望む丈の分量を常に得難きもの、換言すれば吾人の需要に對して關係的稀少なるものあり、例へば吾人日常の衣食住に要する物品は概ね皆是なり。是等はたとへ度合に大小の差はあれども、吾人のすべての需要を充すを得る程饒多ならず、詳言すれば吾人の需要に對する關係に於て稀少なり、是等の物と呼ばれて財とも財貨とも貨物ともいふ。(英語 *commodities*) 自由物と雖も其存在は決して無限なりといふを得ずと雖も、只其吾人の需要に對する關係上饒多なるが故に、吾人は之を自由に獲得し使用するを得、是れ自由物の名ある所以なり。之に反して、財は其吾人の需要に對する關係上其分量

は稀少なるが故に、吾人は之を獲得するに通常勞力を費やし、又は代價を拂ふ等の犠牲を供せざるを得ず。

英語に「エコノミックグーズ」といふは恰も邦語の財又は財貨又は貨物に該當す、然るに我邦多數の學者が之を經濟的財又は經濟的財貨などと譯するは、グーズを財又は財貨と譯し來れる結果にして、誤譯の重複なり、從ふべからず。自由物と財とは必ずしも常に確定せるに非ずして、時と處とに由り變ずることあり。例へば飲料水は清泉の多く湧き出づる地方に於ては、自由物なれども、都會に於ける水道の水は財なり。土地は未開野蠻の人民間には往々自由物なれども、文明國に於ては重要な財貨なり、されば諺に土一升金一升といふことあり。

人が一定量の各種の財の效用の度合を比較測定したるときは、之を其財の價值といふ。

價值に二要素あり、效用あること其一なり、吾人の需要に對して關係上稀少なること其二なり。自由物は效用あれども、吾人の需要に對して關係的饒多なるが故に價值無し。之に反して財は效用あり且價值あるものなり。

價值に、個人價值と社會價值との別あり、個人價值は或は人を主觀價值と稱し、一貨物の一箇人に向つての要度を指す、例へば、甲が桃を有し、乙が林檎を有したる場合に、甲は桃二箇の要度を以て林檎の一箇に同じとし、乙は林檎二箇の要度を以て

桃 2
林 3

桃三箇に均しと思考するときは、甲の桃及林檎に對する主觀價值は一及二なれども乙の桃及林檎に對する主觀價值は一及一半なり。されば若し此場合に甲乙が交易を爲し林檎二箇毎に桃三箇半の割合を以てせば、甲は此割合に於て桃半箇を利益し、乙も同じく桃半箇を利益すべし。何となれば甲は元來林檎二箇に對して桃四箇を與へんと欲し、乙は林檎二箇の代りに桃三箇を得んと欲したればなり。

次に、社會價值は或は之を客觀價值と稱し、一貨物が一社會に向つての要度をいふ。されば前例に就ていへば、甲以外に數多の桃を有する人あり。乙以外に數多の林檎を有する人あり、又は此等を有せざる人ある社會ありと假定し、而して此社會全體の桃及び林檎に對する要度は如何にといふに、畢竟此二菓物の效用の度合及び稀少の度合に由りて定まるべし。若し此社會全體の二菓物に對する要度を林檎二箇は桃三箇半に均しと決定したる場合に於ては、林檎の社會的價值が七ならば、桃の社會的價值は四なり。而して若し其社會に交易行はるれば、桃七箇の代價は林檎四箇の代價に等しかるべし。

凡そ物の價值は其認識せらるゝ效用の大小に正比例し、又其物の存在高に反比例するものなり。此點は個人價值に就ても社會價值に就ても同様なり。但し一個人に向つて效用少なきも、社會全般に向つて效用大なる貨物は其社會的價值は高し。例へばダイヤモンドは虚飾を好まざる人に向ては其價值は小なるべしと

雖社會全體に就ては虚飾を好む人は衆多に且ダイヤモンドは至て稀少なる貨物なるが故に其社會價値は甚だ高し。

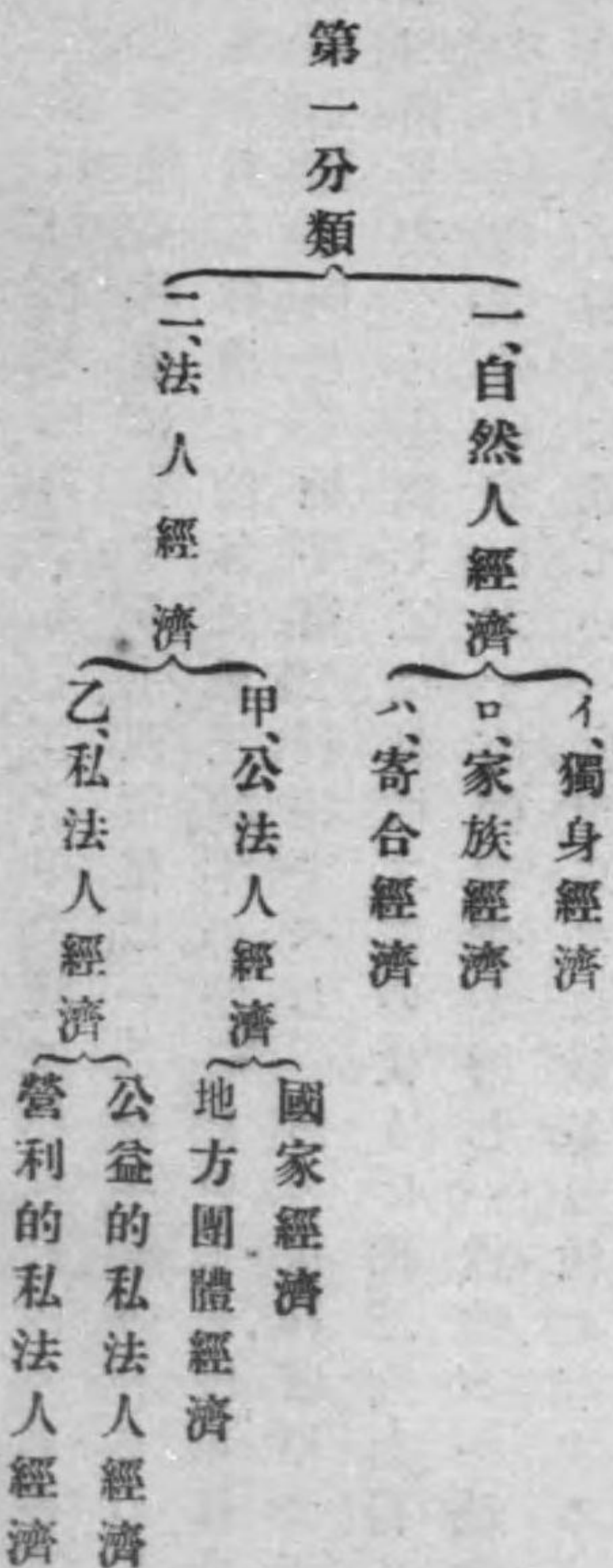
第二章 經濟

第一節 經濟の意義及種類

人が其欲望を充さむが爲に、財を獲得して、之を利用する一切の行爲並に之が状態を總稱して、其人の經濟と稱す。

故に經濟の主體は人にして、之が客體は財なり。

經濟主體に基き經濟を分類するときは左の二様の分類あり。



第二分類

一、公經濟(第一分類の法人經濟中の公法人經濟は之に屬す)

二、私經濟

第一分類の自然人經濟のすべて及び法人經濟中の私法人經濟は之に屬す

前掲寄合經濟といふは、數人が寄り合ひ營利を行ひ、又は生活を爲し、未だ法人を組織せざるものをいふ。

國家經濟といふは國家たる公法人の經濟にして、他の諸經濟の上に在り、而かも之と其範圍を異にし、獨立せる收入支出の關係を有するものなり。地方團體經濟といふは、國家の下に隸屬する府縣郡市町村の經濟にして、是また公法人經濟に屬す。

私法人經濟に二種あり。其一を公益的私法人經濟といひ、例へば赤十字社武徳會の如き公益を目的とする私法人の經濟をいふ。其二を營利的私法人經濟といひ、例へば銀行や諸工商業の會社の如き營利を目的とする私法人の經濟をいふ。次に經濟の状態に基き經濟を分類するとき左の如し。

第三分類

一、個別經濟(第一及第二分類に屬する各種の經濟は之に屬す)

二、合衆經濟

甲、部落經濟
乙、國民經濟

單に經濟といふときは通例單一なる經濟主體の下に行はるる經濟即ち個別經濟

濟を指すものなれども、此等の個別經濟が集合して或る共同の目的又は利害關係を有する團體的組織を有するに至るときは、之を合衆經濟といふ。其小なるは部落經濟にして、例へば臺灣の蕃社の經濟の如き是なり。其大なるは國民經濟にして、例へば日本の國民經濟英國の國民經濟といふの類是なり。此國民經濟と第一分類に掲げたる國家經濟とを混同すべからず。國家經濟は個別經濟にして他の各種の個別經濟と共に國民經濟を組織するものなり。

第一節 經濟行爲

凡そ一個人の經濟行爲は少くとも之を生産及び消費の二に分つを得べく、即ち生産とは貨物を獲得するをいひ、消費とは之を利用するをいふ。他語を以て言はば、生産とは人が效用を作り出すをいひ、消費とは人が效用を享受するをいふ。例へば米を耕作するは生産なり、之を飯に炊きて食ふは消費なり。

然れども國民經濟の如き合衆經濟に就て見るときは、是を組織する各個別經濟は生産と消費との外に交易及び分配の二行爲を行ひつつあり。交易とは一人が其生産し又は所有する所の貨物を與へて、他人の生産し又は所有する所の貨物を得る行爲をいひ、例へば農夫が米を賣りて布に易へ、漁父が魚を賣りて米に換へ、又布商が布を賣りて米及び魚を得るが如きをいふ。交易に物を以て物に換ふる場

合と、貨幣を交易に媒せしむる場合とあり。此事は後に詳説すべし。次に、分配とは生産に協力したる人々の間に其生産物又は其價值を分割するをいふ。生産に協力する人を生産者又は生産階級といひ、通常地主、資本主、企業者、労働者の四階級に分る。即ち地主は其土地をして生産に助力せしめたるに由りて地代を得、資本主は資本を提供したる爲に利子を得、企業者は企業的勤勞を爲したるに由りて利潤を得、労働者は勞力に對する報酬として給料(又は賃銀とも賃賃ともいふ)を得べし。換言すれば、一國民經濟に於ける生産物は地代利子利潤給料として此等の生産階級の内に分配せらるるなり。既に第一章第一節に略説せる如く分配は必ずしも生産物その物を分割するに非ず、生産物が他人に賣らるる物なるときは其價值を分割す、而して分割せらるべき價值は貨幣を以て測定せられ且貨幣若くは其代表物たる紙幣の如きものを以て授受せらるるを常とす。

國民中貨物を消費する人を消費者と稱す、生産者は同時に消費者なれども、消費者にして生産者に非ざる人あり、老耄者は既往の生産者なれば、宜しく敬愛孝養すべきなり。小兒は未來の生産者たる可きものなれば、之が教育を忽せにすべからず。心神喪失者、浪費者及び罪囚は是れ純然たる不生産的消費者なり、此等を社會の負債者といふ。

第三節 經濟と道德との關係

人の經濟行爲を支配する動念に二つあり、利己心其一なり、德義心其二なり。人は最小の勞費を犠牲に供して、最大の效用を獲得せむことを勉む。故に財を生産する者は成るべく少なき生産費を以て成るべく多き生産物を得むことを努め、財を交易する者は最低の市場に買ひて最高の市場に賣らむと競ふ。財の分配に就ていはば地主は成るべく高き地代を得むと欲し、資本主は成るべく高き利子を安全に得むことを望み、勞働者は給料の愈々高きを欲し、企業者は利潤の益々大ならむを欲す。斯の如く利己心が人の經濟行爲に於けるは、恰も鞭の馬に於ける風の帆に於けるが如きものあり。

然れども、人の經濟行爲は利己心のみ支配をうくるものと思はば、大なる謬なり。人は自己を利せむとする念は甚だ猛烈なりと雖、苟も人に精神的欲望特に德義欲ある以上、子は父に孝養を盡さむことを欲し、父は子を教養せむと欲し、夫婦相扶け、兄弟相頼り、以て其家族を益せんと冀ふべし。國民をして勤勉事に従ひ、儉約己れを持せしむるの動念は自己一人のみを利せんとする狹隘なる利己心よりは寧ろ自己以外の人を益せむとする愛他心に在るなり。而して此愛他心は素より人の天性に發し、先づ己を愛して、而る後に其家族に及び、更に進んで郷黨を愛する

心となり、竟に愛國忠君の心となるなり。此德義心の人の經濟行爲に於けるは、恰も雨露の草木に於ける、血液の肢體に於けるが如きものなり。

財を生産する者をして職務に勤勉忠實にして粗製濫造を敢てせず、成るべく優良の品を低廉に製出せむと競はしむるは利己心のみ決して能くする所に非ざるなり。財を消費する者が節約を守り、奢侈を斥け、自から奉ずること薄うして子孫の爲に貯蓄し、又は社會公益の爲に出資せんとするが如き、文明國の國民經濟に常に見る所なり、是れ豈德義心の支配を受くるものに非ずとせんや。

貨物の交易に就て之を見るも亦然り。交易の最も盛なる國民は必ず商業道德の最も進歩せる國民なり。此等の國民間の交易は現金取引の外に、信用取引盛行はる。信用取引は現金を受授する代りに信用證券の受渡を以て巨億の取引を行ふものなり。而して信用取引の基礎は債權者が債務者に對する信任に在り。故に國民の社會道德の程度が低く背信欺偽の多く行はるる處に於ては信用取引は發達するを得ざるなり。

次に財の分配に就て之を見るは、亦德義心の支配を受くべきもの一層緊要なるを見るなり。地主は其所有する土地の天惠物なるを思ふときは借地人を虐ぐることなかるべく、借地人も亦自から敦厚の風に化すべし。資本主は其資本の自己の勤勞のみより生じたるに非ずして、社會の進歩、國家の保護の恩に歸すべきもの

甚大なるを悟るときは、高利を貪りて貧者を困しむることなかるべく、而して無資力者も亦自から信義を重じ、資本主を敬愛するに至らむ。企業者与其雇傭労働者との間の關係の如きも亦然り、若し企業者にして單に利潤の大ならむことを欲し、労働者にして唯に賃銀の多からむことを欲せば、必ず刻薄怨恨の情は勝ち暴慢騷擾の行は繁からむ。彼の謂ゆる文明國の產業界に屢見る所の聯合解雇(雇主が聯合して職工を解雇すること)及同盟罷業の如き社會問題を根本的に解決し得べきものは何ぞや。法律及警察の力乎、曰く否。企業者聯合若くは職工組合の力乎、曰く否。好意的居中調停若くは強制的仲裁々々に依頼すべき乎、曰く是皆末なり。眞に社會問題を解決し得べきものは徳義心をして利己心に勝たしむるに在るなり。而して之を達するの道は蓋し善良なる教育に外ならざるなり。

第四節 經濟と法律との關係

經濟と道德との關係の密なるは前節に説明せる如し、而して經濟と法律との關係も亦之に亞ぎて密なり。國家の組織不完全にして法律の整頓せざる國には決して國民經濟の繁榮を望む可からず、壓制政府の下又は革命戰亂の時の如き臣民の權利を保護すべき法律は具はらず、又は之あるも徒法徒文に歸して毫も行はれざる處に於ては焉んぞ其人民の勤勉貯蓄を望むべけむや。

又國民の經濟が幼稚なる所にては、完備なる法律も其用を爲さざるべし、故に文明の度高き國の法律は之を半開野蠻の國に實施すべからず。文明諸國が往々其本國の法律を直ちに海外殖民地に適用せずして別に法律を設定することあるは之が爲なり、例へば我國の臺灣及朝鮮に於ける如し。

今試みに經濟行爲を支配する二個の動念に就て、其法律との關係を見るに、法律は一面に利己心の弊害を矯制し、一面に徳義心の薄弱を救済す。例へば各文明國の法律は私有財産及び之が相続を保護すと雖、同時に公益上種々の制限を設けて、私益の公益を害するを防ぎ、又私益を公益上の犠牲に供せしむ。土地收用法の如き、其最も顯著なるものなり。又法律は粗製濫造を取締りて、消費者を保護し、又は工場法労働者強制保險法小作法產業組合法等に由りて生産者を保護する等、一々枚舉するに遑あらず。

第二編 生産

第一章 生産の要素

第一節 生産の意義及種類

凡そ人が物の效用を作り出すを財の生産といふ。人は物の極微分子だも創作

する能はず、唯天恵物に勞力を加へ、或は其形狀を變じ、或は其場所を移して、吾人の欲望を充すに適する性質即ち效用を新に作り出し、又は之を増加するに過ぎず。故に生産の要素に二つあり、自然及び勢力是なり。

生産に有形なるあり、無形なるあり、漁獵、採礦、牧畜、森林、農業、工業、商業、銀行、運輸等、主として有形財の生産を爲し、又は之を助くるを有形生産といひ、官吏、公吏、醫師、辯護士、教員、及家僕婢等の人的勤勞を供するを無形生産といふ。何となれば無形生産の場合に於ける生産物は勤勞なる無形財なればなり。此二種の生産は互に相倚り相扶くるものなり。例へば農夫が耕作を行ふは有形生産なれども農學者が農耕に關する講義を爲すは無形生産なり、又法學者が土地所有權に關する講義を爲し、辯護士が土地所有權に關して爭議ありたる場合に於て辯護するは皆無形生産なり。此等の無形生産が有形生産に向て直接又は間接の利益を與ふることは明白なり。

一の生産を爲すには必ず犠牲を要すべし、換言すれば效用を作り出す爲に、效用を消費するを要す、例へば綿絲を生産する爲に、工場機械の損料、原料たる棉花、補助原料たる石炭、機械油等の消費、借入れ資本に向つての利子、職工の勞力に對する給料及び企業者自身の指揮監督に對する報酬の支出を要するが如し。此等の諸費を合せたるものを生産費と稱す。生産せられたる效用が消費せられたるもの、即

ち生産費より大なるときは其生産を指して經濟的、生産と稱し、然らざるときは不經濟的、生産と稱す。又其消費を指して前の場合を生産的消費といひ、後の場合を不生産的消費と云ふ。此外に猶不生産的消費と稱すべきものあり、例へば通常の消費特に浪費の場合の如きは是なり。今之を表示すれば左の如し。

消費

- 一、生産的消費 即ち經濟的、生産の場合の消費
- 二、不生産的消費
 - イ、不經濟的、生産の場合の消費
 - ロ、通常の消費即ち衣食住に向ての消費

第二節 自然

自然は生産の要素として、第一に原料を供し、第二に生産に必要な勢力を與へ、第三に生産の場所を給す。農業に就て言はば、其種子肥料は勿論、農具小屋の類に至るまで、其原料の本源は總て自然に在り。又日光、日温、雨露、土地の培養力、水車風車を動かすべき水力、風力、並に耕作用の牛馬の力、及び汽力電力の如き勢力は、何れか自然の賜に非ざらむや。平坦廣漠たる原野は、即ち自然が吾人に與へたる農業生産の場所に外ならじ。農業以外に就て見るも、彼山嶽の起伏する處は農業には不適當なるべしと雖、森林業に適當なる處を供する如き、又地中に包含する石炭、石油、鐵、銅、金、銀等有用なる各種の礦物は、鑛業の目的となり及び製造業に多大の原料

を供する如き、又江河海洋港灣等の航運業に於ける、水産物の水産業に於ける等實に自然の恩恵の廣大なるを知るべし。

第三節 勞力

自然の恩恵が如何に廣大なるも、之に人力を加へざれば、生産は行はれず。蓋し自然は生産の受働的要素にして、勞力は其の自働的要素なり。英國の經濟學者ベッチーが、勞力は富の父にして、土地は其母なりといへるは、旨い哉。

第一、精神的及び肉體的勞力 重に精神を勞するを、精神的勞力といふ。例せば學者、教育家、醫師、企業者、技師の勞力の如し。重に肉體を勞するを肉體的勞力といふ。車夫、馬丁、農夫、普通の工業勞働者、坑夫、漁者、樵夫等の如し。但し此區別は單に程度の差に本づくものなれば、縱令肉體的勞力といへども、多少は精神を働かすものなるは勿論なり。

第二、無形的及び有形的勞力 無形財を生産するを、無形的勞力といふ。例せば學者、教育家、醫師の勞力の如し。有形財を生産するを、有形的勞力といふ。例せば農工商に屬する企業者及び勞働者の勞力の如し。有形財とは、吾人の官能に由りて觸覺し得べき財をいふ。されば工場に供給せらるる電力、住宅にて使用する電

光及び瓦斯は機械及び家具と同じく有形財なり。無形財とは單に精神に由りて想像し得べき財にして、例へば學者が講義を爲し、又は醫師が診察を爲すときは、其勞力は聽講者受診人に向つては、無形財となる。謂ゆる對人勤勞とは是なり。

精神的勞力にして同時に無形的なるは、學者、教育家、醫師、辯護士等の勞力なれども、精神的且つ有形的勞力あり。例へば技術家、企業者の勞力の如し。農夫、工人、坑夫の勞力は肉體的且つ有形的なれども、下婢、使丁の勞力は肉體的無形的なり。何となれば前者は穀物器具、礦物の如き有形財を生産すれども、後者は無形財即ち對人勤勞を生産するものなればなり。

第四節 生産と營利との關係

生産は多くの場合に於て營利を兼ね。生産とは社會より見たる觀念にて、社會に效用を作出し増加するを謂ふ。營利とは、個人より見たる觀念にて、個人が財を他人と交易し貸借することに由りて其所得及財産を増殖するを謂ふ。現今の國民經濟の狀態は各生意者が互に其生産したる財を交易し、有無相通じ、長短相補ひて互に利益す。之を交通經濟の下に在りと謂ふなり。されば職工が人の爲に器具を作り商人が商品を賣るときは社會に或效用が作出又は増加せらるるが故に是れ生産なり。而して職工が工作に由り勞賃を得、商人が賣買に由り利潤を得る

ときは、彼等は交通經濟の下に於て、所得及財産を増殖したるものなるが故に、是れ即ち營利なり。

然れども營利と生産とが各孤立する場合亦無きにあらず、例へば國家及び地方自治體の事業、私人の慈善及教育事業の如き、及び家内の生産と稱して家族の族員が家族の爲の生産を爲す場合、夫が家屋庭園を修理し、妻が家族の爲に裁縫洗濯料理するの類は、生産ありて營利なきものなり。之を純生産といふ。之に反して或種類の高利貸、獨占業者、空相場師、其他奸商の行爲の如き、往々營利ありて生産なきことあり。之を純營利といふ。抑も金貸業は資金の比較的效用少き所より其多き所に致すものなれば、通常生産にして營利を兼ねる業なれども、高利貸が良家の子を瞞着して之に奢侈費を貸與したりとせば、彼は高利を得て營利すれども、社會に何等效用を作出増加することなかるべし。奸商が連合して米の買占をなし、其價格を人工的に高めて、暴利を獲るが如きも亦同じ。

第二章 生産の要件

第一節 總說

財の生産に絶對的必要なるものを生産の要素といひ、之に亞ぎて必要なるもの

を生産の要件と稱す。

生産の要素は自然と人力との二つなることは既に述べたり。學者多く之に資本を加へて生産の三要素と稱すれども、資本は自然に人力を加へて生産せられたるものなれば、寧ろ生産要件の一とするを學理上正當とす。

生産の要件に左の三大別あり。

第一、自然的生産要件 更に之を小分すれば

(1) 地形 即ち土地の形態にして、例せば山地は林業に適し、平地は農業に適するの類是なり。

(2) 地質 これは土地の表面が肥沃なりや否や、及び地中に有用なる礦物を含有するや否や等を謂ふなり。

(3) 水利 これは河海の水路の航運に於ける、沼澤の田畝の灌漑に於ける、天然瀑布の水力電氣に於ける、其他天然の良灣が港に利用せられ、水中の魚介及び植物等の産物が廣く吾人の用に供せらるるが如きを謂ふ。

(4) 氣候 宇内の各國が氣候の差等あるが爲に、其人民に勤惰強弱の差を生ずるのみならず、動植物の地理的分布に大なる差あり、從て産業の種類に著しき差異を生ず。又一國一地方に在つても、其一歳中の氣候の變化が産業に影響すること尠なからず。

(5) 土地の位置 例せば日本及英國の如き島國が海運業の發達に適當せるが如し。
 (6) 土地の廣表 日本の如き山嶽多き狹隘なる島國には、大仕掛の農業は發達せず、之に反して、滿洲の廣漠たる大平野には、日本内地にて見るを得ざる大仕掛の農業行はる。

(7) 人口 人口の増殖は重に自然法則に本づくは論を俟たず。各國に於ける人口の多少、男女老壯幼の割合、生産者と不生産者との比例等は、其國の産業の盛衰進退に大關係を有す。概して文化の度低き國民は早婚の弊あり。倫理及衛生の思想甚幼稚なるを以て子女の出生率甚だ高きと同時に其死亡率率も亦甚だ高しとす。之に反して文明國民は出生率も死亡率も共に低しとす。人口の増殖に自然増殖と移民の二方法あり。米國の如きは外國よりの移民に由りて著しく人口を増加したるなり。

第二 社會的生產條件 更に之を小分すれば

(1) 國家 人民の各種生産は國家法制の下に始めて善く行はる。無政府の處にて産業の興起を望むは木に縁りて魚を求むる如し。

(2) 私有財産及び相續の制度 文明諸國民は其各自生産したる所の財を自己の所有として之を享受し、且つ之を子孫に相續せしむるを得るが故に自から勤勉着

社會主義の發見
 個人に於けるもの
 ははらう。

實となり國民經濟は發達するなり。之に反して、若し財産を社會の共有となし、相續の制を廢止せんか、個人の競争心は弛み勤勉貯蓄の力は衰へ、産業は衰頽すべし。然れども現時の私有財産及び相續の制度を維持する國家は此制度に公益上の各種の制限を設くるなり。例せば公用徴收の如き、道路、港灣、其他公共一般の便益に供する土地水面を國有とするが如き、財産及び相續に對して課税するが如き是なり。

第三、經濟的生產條件 更に之を小分すれば(1) 勞力の自由、(2) 強健、熟練及勤勉、(3) 分業及び協力、(4) 資本、(5) 企業是なり。請ふ別に節を設けて一々之を説明せん、以上列舉せる三種の要件は互に相依り相助くるものなることを注意すべし。

第一節 勞力の自由

勞力に自由勞力と檢束勞力との二種あり。自由勞力とは現時文明諸國の國民が法律上他人の檢束をうくることなく、自己の自由意志に従ひて爲す所の勞力をいひ、上層富豪なる企業者の精神的勞力より下層、低級の雇傭労働者の肉體的勞力に至る迄、皆自由勞力なりとす。然るに此等文明國は上古中世を通じて近世に至るまで多數の檢束勞力者を有したりき。即ち動産と同じく賣買せられたる奴隸、土地に附着せる物として土地と共に賣買せられたる農奴、家に隸屬せる家奴等

上とは何なり
 下とは何なり

なり。而して歐米諸國民の大汚辱と稱すべきは第十五六世紀の頃より大仕掛に亞弗利加土人即ち黒奴賣買商業を行ひ及び彼等を世界各地の植民地特に西印度亞米利加に於て虐使したる事實にして、其米國に於て解放せられたるは實に千八百六十一年乃至六十五年の内亂後に在りしなり。

文明諸國に於て奴隸及農奴が遂に解放せらるるに至りたるは、道德上の理由、慈善家宗教家の運動も固より其多少の效力ありたれども、最も重なる理由は、檢束勞力の生産上に於ける功程が、遂に自由勞力のそれに及ばざるに至りたる事が明確となりたる爲なり。蓋し自由勞力者は其勞力の効果が自己の所得に歸するを知るが故に、勤勉に働き、且其技に熟練するなり。

勞力の自由は平等と責任との二條件を具備するを要す。平等なき自由は強者の壓制を意味す。責任は社會に對する責任を最も重しとす。各個人は社會に從屬する一員なるが故に、資本主は其財産に關し、勞働者は其勞力に關し、社會に對して責任を有す、即ち私益の爲に公益を害せざるの責任を有し、又公益の爲には往々私益を犠牲に供するの責任を有す。責任なきの自由は放肆なり。責任及び平等の基礎の上に立てる自由を真正の經濟上の自由といふ。此自由は社會の進化に伴ひ發達せるものにして、且社會を益々進化せしむるものなり。例を設けて説明せんか、企業者が聯合して雇傭勞力者の賃銀を不當に低くせんと企て、又は勞働者

此新定は不完
此は社會制度
此は社會制度
此は社會制度

が團結して企業者に對し不當に高き賃銀の要求を爲したりとせよ。是等の場合に於て企業者は固より聯合するの自由あり、勞働者も亦團結するの自由ありと雖、其自由や平等なきの自由にして、強者が弱者を壓制することとなるなり。又資本主が其巨資を悪用して生計必要品例へば米穀の買占を行ひ、社會の下級を苦めたる如き場合、又は鐵道勞働者が同盟罷業を敢てして一般交通を杜絶したる場合の如きは、是れ社會に對する責任を忘れたる咎を免かれず。斯かる場合に輿論が正當なる判斷を下し、國家が適當の措置を執るは、尤も望まじき事なり。

- 勞力の自由の具體の種類を擧ぐれば左の如し。
- (1) 移轉の自由 此れは國內何れの處へ移り、又は國外何れの處にも轉ずるを得るをいふ。往昔封建制度の行はれたる時代諸侯の領地間に關所ありて自由の交通を許さざりしが、現今文明諸國民は管に其國內到る處に自由に移轉し得るのみならず、各國の國際條約及び國內法律は概して外國人の移住及び營業を許せり。但し往々例外あり、米國の東洋人移住の制限に關する法律の如き是なり。
 - (2) 職業の自由 此れは各人が其好む所の職業を選みて之に就くを得るを謂ふ。但し此自由には公益上の制限あり、例へば醫師、藥劑師、辯護士となるには一定の學術的資格を具へ、又は試験に合格したる者に限るが如き是なり。
 - (3) 協同の自由 此れは集會を爲し結社を爲すの自由をいふ。古は職工又は企業

主が徒黨を爲すことを禁止したりしが、現時の文明諸國は企業主の聯合を爲すを許すのみならず、労働者が労働組合を組織し、及び同盟罷業を爲すことすら合法と認めらる。但し社會の公益を害する場合又は其虞ある場合に制限を蒙むることあるは既に述べたり。

第三節 強健、熟練及び勤勉

強健、熟練、勤勉の三者が自由労働者の資格に缺くべからざるは、恰も鼎の三脚の如し。此三者は第一に、人種又は國民に由りて異なり。第二、同じ國民中の各人に就て見るに其強健の度は一には遺傳に因り、二には生計程度の如何及び業務の種類、方法、執務時間の如何に由りて大差あり。生計程度低くして衣食の給與乏しければ、生れ乍らの健康體遂に羸弱となる。英國愛蘭の農民が壯年にて早く衰ふは之が爲なり。或種の採鑛業製造業が衛生上有害なるの例は枚擧するに遑わらず、而して夜業が概して晝業より不健康なるは論を俟たず。文明諸國の工場法が婦女少年の夜業を禁じ、危険又は不健康なる作業に彼等を使役するを禁じ、労働時間休憩時間休日半休日の規定を嚴にするは之が爲なり。次に各人熟練の度も亦常に國民全體並に個人の遺傳習慣に因るのみならず、教育に因ること甚大なるを見る。最後に各人勤勉の度は遺傳及び教育に因ること勿論なれども更に利己心及

道德の二動念の支配をうくるものなり。

- (1) 利己心 各人は其勞力の結果が自己の利益に歸すること愈々多きを知るときは愈々勤勉なるを常とす。故に自由労働者は奴隸より勤勉に、自由労働者の中にも仕事高拂賃銀を受くる者は時間拂賃銀を受くるものより勤勉なり。
- (2) 道德 各人は常に自己の利益の爲に働くのみならず、其主人の利益の爲に忠勤を抽んとし、其妻子の幸福の爲に勤儉貯蓄し、又は國の爲め世界同胞の爲に其生命財產を犠牲に供するあり。

第四節 分業及び協力

二人以上が同種又は異種の業務に就て互に助け合ふを協力といふ。協力に簡單と複雑との二種あり。

- 第一、簡單協力 これは二人以上が同種の業務に就て助け合ふをいふ。例へば數人にて重荷を運ぶが如し。
 - 第二、複雑協力 是即ち分業にして多數人が種々の職業を分掌し、及び同一職業中の種々の仕事を分擔して互に助け合ふを謂ふなり。
- 複雑協力即ち分業は簡單協力より一層重要なり。之を細別して二とす。其一是國民經濟上の分業にして國民の職業が種々に分るるものなり。例へば自由職

業官吏、軍人、教師、辯護士、醫師、美術家等及び農工商に屬する各種の職の分岐是なり。之を職業的分業と稱す。其二は個人經濟上の分業にして、一の特別な企業の内
部に存在するもなり。例へば一の工場に於ける場主、支配人、書記、技師、技手、及び職
工の仕事の種々に分るるもの是なり。之を技術的分業と稱す。現時米國ニユ
ーク市の出來合服を造る工場に於ては三十九より少なからざる仕事に分れニ
ューイングランドの或る靴工場に於ては百七十三種に分業ありといふ。斯の如
く分業の盛に行はるるは其利益あるが爲にして、其重なるは

第一、各人をして其嗜好に従ひ、又其能力に應じて適當の仕事を得せし
む。これは第二節勞力の自由の條にて述べたる職業の自由と相俟ちて、輓近國民
經濟の發達を促したる最大要件の一なり。

第二、業務練習に要する時と費用とを節約するを得、及び熟練を増加すべし。
古語に謂ゆる業は專なるに精しとは即ち此意なり。

第三、一の仕事より他の仕事に移るに方りて、通常徒費すべき時間を省くを得
べし。例へば鍛冶工に及物を鍛鍊する仕事と、之を研磨する仕事とを、一人にて兼
ぬるよりは、二人にて分擔する方が、時間を節約するを得るは明かなり。

第四、資本を節用し得べし、即ち器具機械を間斷なく使用し得て俗に謂ゆる寝
かして置くことを免かる。例へば鍛冶が一人にて鍛鍊と研磨とを兼ねるときは

鍛鍊する時は鑪砒石を寝かし、又研磨する時は挺金槌輪等を寝かすが如し。

第五、勞力を助け又は之に代るべき種々の機械の發明を來すべし。即ち分業
により仕事が専門的となり簡單となるが故に、始め手にて繰返へし行ひたる仕事
に機械を用ふるを工夫するに至るは當然なり。

以上の諸點を綜合すれば分業は生産物の種類を多からしめ、其供給を大にし、其
品質を善良にして、而も其價值を低廉ならしめ、従つて人間社會の地位を進むるの
大效あるは亦疑を容れず。

然れども分業の弊害も亦輕視すべからず。

(1) 絶えず同一の仕事を繰返す故に勞力者の健康を害し、又は其精神を鬱せし
む。機械工場及び鑛坑内に働く者に就ては特に然り。

(2) 勞力者の才能偏狭となる。故に商業不景氣又は恐慌の場合に解職失業を
餘儀なくせられて非常なる窮厄に陥るを免かれず。(但し分業に由り新しき職業の
習練容易なるが故に多少此弊
は勿論なり)

(3) 分業の結果として小兒婦女を多く工場に使役するに伴ふ弊害も亦尠少な
らず。蓋し彼等の家族は賃銀に由て生計費の補足を得、雇主は低廉なる勞力を得
るの一时的小利益ありと雖、永久的且國民經濟上より考察すれば多大の損害あり。
加之家族荒廢の如き社會上の弊害も亦輕視するを得ず。

以上の諸弊害を豫防救済する爲には、普通教育の普及、労働時間の制限、休日の規定、労働者特に女工少年工に對する特別保護法の制定施行は甚だ必要なり。例へば學齡の兒童を工場に使役するを禁じ、少年工及女工の夜業を禁じ、其一日の労働時間を八時間乃至十時間に制限し、食事時間休憩時間を寛にし、土曜日は早退けとし、日曜祭日其他習慣的休日の丸休みを確守するの類是なり。

第五節 資本

通常學者は自然と労働と資本とを以て生産の三要素と稱す。英國の經濟學者ミル氏(M. J. Mill)は自然と労働とを以て第一位の要素とし、資本を以て第二位の要素とせり。これ資本が矢張り自然と労働との結合によりて出來たるが爲にして余は之を分業及び次節に説く所の企業と共に經濟的生産要件とするも亦此理由に本づく。(本章第一節参照)

資本の定義

國民經濟上より資本といふは、生産物にして生産に用ゐらるるもの即ち生産方便たる物を謂ふ。

今農業に就て見るに土地、種子、肥料、農具、耕作用牛馬等は皆生産方便たる物なれども、其内の土地は天恵物にして生産物に非ざる故に資本に非ず。而して肥料、農

具、耕作用牛馬は人が自然に労働を加へて生産したるものなるが故に資本なり。又土地に加へたる生産的改良設備にして獨立の性質を保有し得べきもの例へば堤防、疏水工事、墻壁等は資本なり。

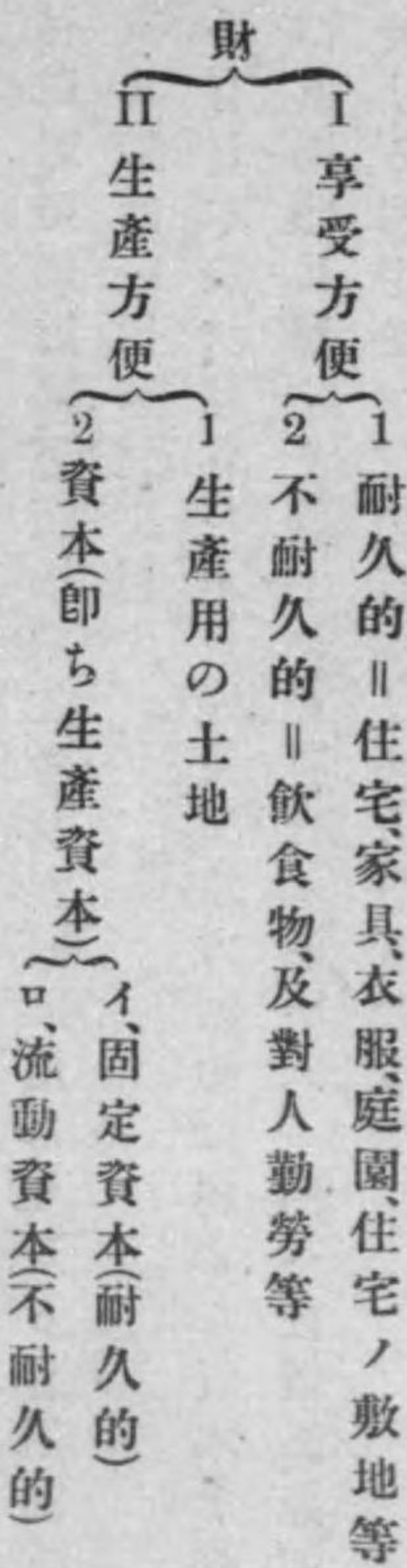
資本の種類

(1) 流動資本及び固定資本　これは資本の存続性に本づく所の區別なり。流動資本とは唯一回生産に用ゐらるるに由りて其效用の全部を失ふものを謂ふ。種子、肥料、工業上の粗生原料、染料、燃料、機械油等は之に屬す。固定資本とは數回同様の生産に繰返し用ゐらるるに由りて、竟に其功用を失ふべきものを謂ふ。農具、工場、機械、鐵道、船舶、道路、運河、橋梁、生産及運搬に用ゐらるる有用動物及其牧舎、商人の店舗及其裝置一切等之に屬す。

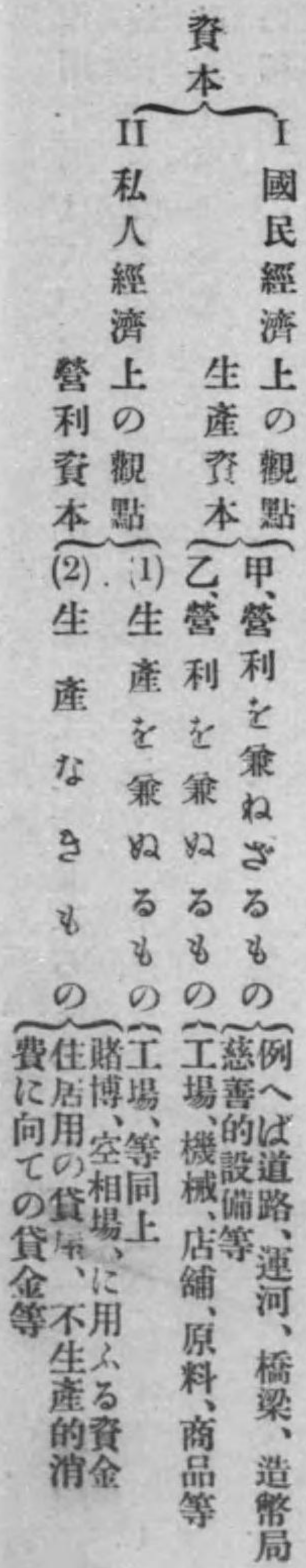
(2) 公有資本及び私有資本　國及び地方團體に屬する資本を公有資本といひ、私人及び其團體に屬する資本を私有資本といふ。例へば道路、運河、國有鐵道、官營工場に於ける固定及び流動資本は公有資本なり。

以上説明せる資本は國民經濟上より見たる資本なれども、私人經濟上より見るときは資本とは生産物にして營利方便たるものを謂ふ。前掲公有資本は概して營利方便に非ざる故に私人經濟上の資本に非ず。私有資本は概して營利方便と生産方便とを兼ねぬれども單に營利方便にして生産方便たらざるものあり。例へ

ば貸貸住宅、不生産的消費に向つての貸附金の如きは私人經濟上より見れば資本なれども國民經濟上より見れば資本に非ずして享受方便なり。國民經濟上より見たる資本を生産資本といひ、私人經濟上より見たる資本を營利資本といふ。生産と營利との意義は第四節に説明せり、參照すべし。



住宅、家具、衣服は自身之を用ふるときは單純なる享受方便なれども他人に貸貸するときは營利資本たる享受方便となる。私有の工場、機械、原料、商人の店頭に在る商品等は生産資本にして營利資本を兼ねるものなり。但し商品が賣られて消費者の手に歸するときは享受方便となるなり。



第六節 機械

機械は道具の高尙複雑なるものにして、固定資本に屬し、近世文明諸國に於ける産業の發達に、多大の貢獻を爲したるは世人の熟知する所なり。道具と機械との限界は之を確定すること甚だ難しと雖、其主なる區別は機械に在りては動力が直接に人體より發せざるも、道具は唯人體の四肢を裝甲し、又は其直接なる補助具となるに過ぎざるの點に在り。道具が機械に先ちて發達したるは素より論を俟たず。何れの邦國の工業歴史を見るも、手工業先づ發達して然る後機械工業之に代り。而して機械を運轉する力即ち動力としては、家畜例へば牛馬の如きが第一に使用せられ、水力風力の如き原始的な自然力之に次ぎ、最後に蒸氣力電氣力の如き誘起的な自然力を使用するに至れり。

機械を大別すれば、發動機械と作業機械との二あり。發動機械とは、例へば蒸氣機關及び電氣發動機の如く、勢力を發して労働者の腕力に代るべきものをいひ、作業機械とは、紡績機械織物機械の如く各種の動作を爲して労働者の熟練に代るべきものをいふ。此の二種の機械の連合に由りて各種の生産は著しく發達したる。

機械には左の三つの特質あり。

(1) 機械は間斷なく之を活動せしむるを得。労働者及家畜の動作は倦怠疲労を免がれずシユプレー氏の計算に依るに人力は馬力より五倍の費用を要し蒸氣力より四十倍の費用を要すと云ふ。

(2) 機械の動作は均一なり。人の手に成れる製品は不同あるを免かれざれども機械に由れる製品には斯の如き缺點なし。

(3) 機械の動作は單一なり。機械は斷えず同一の動作を繰返すものなり。機械は前述の如き特質あるを以て、之が利用に就ては左の二つの觀點を注意すべし。

第一 技術的觀點に従へば、機械を利用せんと欲せば、其仕事の性質が簡單のものとなすを得べくして、且同種の仕事が斷えず繰返され得べきものなるを要す。是故に多くの美術業修繕業には機械を利用し難しとす。

第二 經濟的觀點に従へば、機械を買ひ入れ及び之を備付くるに足る充分の資本を有すること、及び生産品の販路廣大にして且損失なく賣捌き得べきものなるを要す。點燈用の瓦斯製造機械電氣發動機械が特に大都市、大工場、又は大劇場に備付けて利益あるは之が爲なり。

第七節 企業

廣き意味に於て企業とは人が或種類の生産を計畫し及び施行するを謂ふ。故に人が自身及び家族に向て食料品を得んが爲に自から其田畝の耕作を監督し、又は自から之が勞役を爲すことも亦一の企業なりといふべし。然れども狭き意味にては企業とは人が他人の需要に應ずる爲に自己の計算及び危険に於て貨物の生産を主宰するを謂ふ。前に挙げたる例は狹義の企業の外なり。此狹義の企業に左の二種あり。

(1) 應需企業 即ち企業者が顧客より特別の注文を受けて、始めて生産に着手するものなり。例へば裁縫師、靴師が顧客の身體又は足の寸尺を取りて衣服又は靴を作る場合の如し。

(2) 商品企業 即ち企業者が特別の注文を待たず、社會一般の需要を豫想して商品を生産し置き、以て販賣に供するものなり。例へば出來合洋服又は出來合靴を作りて販賣する場合の如し。

産業發達の跡を調査すれば、自家の需要に應ずる爲めの生産、即ち自給企業より始まりて、應需企業となり、遂に商品企業となれる場合の甚多きを知るべし。されば應需企業は一に不全企業と謂ひ、商品企業は一に完全企業と稱す。凡そ企業には必ず技術的危険あり、技術的危険とは物品が見込通り出來上るか否やに關するなり。而して商品企業の場合には此危険の外に更に經濟上の危険を負擔す。即

ち物品が見込通り出来上りたる場合に於てそれが損失なく賣却され得るや否やに關する危険是なり。企業者も廣義の労働者に屬すれども、労働者に對して企業者と謂ふときは、自から區別あり。企業者とは謂ゆる生産上三要素即ち自然勞力資本を適當に結合し、其計畫せる生産事業を主宰し、労働者を指揮監督し、企業上の危険を自から負擔する人を謂ふ。故に企業者は常に雇主の地位に立ち、労働者は雇人の地位に立つものなり。但し企業者にして労働者を兼ねる者なきに非ず、小農、及び小仕掛の工業者の如き是なり。

企業の重なる種類を擧ぐれば左の如し。

第一 公企業私企業 官營の鐵道、市營の水道、瓦斯、電氣、市街鐵道は公企業なり。私人の營む企業を私企業といふ。私企業に單獨企業と協同企業との別あり、前者は一個人の企業にして後者は商會社、産業組合の如き組織に由る企業をいふ。

第二 大企業及小企業 これは資本の大小に基づく區別にして、大資本を擁し大仕掛に巨額の生産を爲すを大企業といひ、小資本を以て小規模の生産を爲すを小企業といふ。手工業は概して小企業にして機械的工業は概して大企業なり。但し手工業にして大仕掛なるものあり、例へば建築業の如し。

第八節 競争

自由競争の特色は、各生産者の間に於て、其土地を成るべく有利に使用せんと競争し、資本主は其資本を最も有利若くは安全の方面に投資せんと競争し、企業者は最小の生産費を以て最大の生産を爲し、以て最大の利潤を獲んと競争し、労働者は比較的僅少の勞力を以て比較的多大の効果を修め成るべく多くの勞賃を得んと競争す。其結果として、

現時の産業組織の大なる特色は、各生産者の間に行はるる自由競争是なり。地主は其土地を成るべく有利に使用せんと競争し、資本主は其資本を最も有利若くは安全の方面に投資せんと競争し、企業者は最小の生産費を以て最大の生産を爲し、以て最大の利潤を獲んと競争し、労働者は比較的僅少の勞力を以て比較的多大の効果を修め成るべく多くの勞賃を得んと競争す。其結果として、

第一、土地の利用は疎放的より周約的となり、換言すれば廣大なる面積に僅少の資本勞力を投じて微々たる收穫を得るを以て満足せずして、比較的狭小の土地に對し比較的多大の資本勞力を投じ、即ち耕作方法を改良し、種子及肥料の選擇を慎重にし、改良せる農具を用ひ、熟練せる農夫を使役して以て收穫を増加するに至る。

第二、分業は益々細密となり、適材は愈々適處に用ひられ、勞力の効果は益々大となる。

第三、資本が有利且安全の企業に投ぜらるるが故に、優秀なる企業者は潤澤なる資本の補助を得、從て良好なる機械、低廉なる原料(多く買入れ得る、熟練なる多數の労働者を得て益々大仕掛の生産を爲すを以て、生産費は節約せられ、而も生産額は増加するを以て、縦令彼が労働者に仕拂ふ給料は益々高く、生産物の價格は益々低くとも、彼の得る所の儲即ち利潤は却て大となる。)以上は生産者若くは賣手の間の競争に就て述べたるが、消費者若くは買手の間

にも亦競争行はる。賣手は或價格にて其貨物を賣りて成るべく多くの利益を得んと競争し、買手は或價格にて貨物を買ひて成るべく多くの利益を得んと競争す。斯の如く多數の賣手間並に多數の買手間に自由競争が完全に行はるときは、貨物の價格は低廉に、且公平單一となり、一般社會は其利福を享くべし。

されども、生産業の種類に由りては之を私人の自由競争に放任するは却て危険にして、竟に社會を害する虞あるものなり。例へば貨幣の鑄造の如き之が私鑄を公許せば悪貨幣を濫造する弊に陥るべし。故に現時文明諸國の政府は皆貨幣製造を官營とし、其品質重量を保證し、私鑄は一切之を嚴禁せり。蓋し貨幣鑄造の業たる道路、橋梁、運河等の建設維持と共に公益的にして收益を目的とする營利事業に非ざるが故に營利を目的とする民業に適せざるや勿論なり。

鐵道及び水道事業の如きは亦自由競争に委すべからず。此等の事業は其本來の性質上獨占業にして謂ゆる自然的獨占業に屬す。故に若し鐵道を自由競争に委して、同一地方間に數多の競争線を設くるを許さんか、各會社は必ず一時劇烈なる競争を行ふも、須臾にして彼等は合同し、結局獨占業となり了るべし。水道の如きも固より一地區に數多の競争業を成立せしむべからざるは始めより明白なり。故に文明諸國の政府は鐵道を國有及び官營とし、然らざれば私設鐵道に對して嚴重なる監督を施し、又都會の水道は、大抵之を市の公營とするもの多し。

第三編 交易

第一章 價格

第一節 交換價值、價格、物價

價值に個人價值と社會價值との二様の觀點あることは、既に第一編第一章第四節に説明せり。一貨物に對し各個人が評價する效用の度合を個人價值(若くは主觀價值)といひ、社會が一般に評價する效用の度合を社會價值(若くは客觀價值)といふ。價值は更に他の觀點より利用價值と交換價值とに別つを得べし。例へば余が自から消費すべき米及び麥を有する場合に、米を評價すること麥の二倍なるときは是れ米の利用價值が麥のその二倍に當るなり。然れども市場に米を賣れば一石毎に十五圓を得、麥を賣れば同十圓を得とせば、是米と麥との交換價值は十五と十との割合となるなり。

されば利用價值とは貨物が其消費者若くは所有者に對する直接效用の測度なり。交換價值とは貨物の交易力なり、詳言すれば、貨物の交易の行はるる社會が、其貨物に對して賦與する社會價值なり。

一の社會に於ける各種貨物交易の割合を、其貨物の價格と稱す。例へば一社會に於て米一斗が麥一斗五升、又は牛肉五斤、又は醬油五升等と交易せらるるならば、米一斗の價格は麥一斗五升又は牛肉五斤又は醬油五升なりと謂ふべく。之と同様に醬油一升の價格は米二升又は麥三升又は牛肉一斤なりと謂ふべきなり。

貨幣を交易に行使する社會に在りては、此等交換の割合をすべて貨幣に見積るが故に、甚だ簡便なり。例へば米一斗二圓、麥一斗一圓三十三錢、牛肉一斤四十錢、醬油一升四十錢といふの類是なり。此貨幣に見積りたる價格又は物價といひ、又は價格とも稱す。

第二節 需要、供給、市場

凡そ貨物の價格は需要及び供給の關係に由りて定まるとは、自明の眞理として、世人の認むる所なり。即ち需要が供給に比して大なれば、價格は高く、供給が需要に比して大なれば、價格は低しといへり。而るに此需要と供給との二語は其意義甚だ漠然たるを以て、茲に之を説明すべし。

經濟學上に於て貨物の需要とは單純なる欲望を意味せずして、有效なる欲望を意味す。故に乞丐が徒らに或貨物を得んと欲するは需要に非ず。即ち一貨物に對する需要とは市場に於て或一定の價格を以て買はるべき分量を謂ふ。

供給も亦需要の如く、有效なる供給ならざるべからず。即ち一貨物に對する供給とは市場に於て或一定の價格を以て賣らるべき分量をいふ。故に一定の價格を以て賣らるべく市場に提供せられざる貨物は、たとへ庫中に存在すとも供給に非ず。

市場の原義は、各個人が集合して貨物及び勤勞を交易する場所を謂ふと雖、現今は、一の市場とは貨物の供給と需要とが共に來る所を指し、必ずしも賣手又は買手の自身に現はるるを要せざるなり。各貨物は別々の市場を有すべし、故に米には米の市場あり、綿絲には綿絲の市場あり。又市場に狭きあり、廣きあり、小賣商人の市場は多くは一地方に及ぶに過ぎざれども、卸賣商の市場は一國より世界萬國に及ぶことあり。

一の市場に於ては、必ず競争行はる。競争に二意義あり、其一は賣手間の競争及び買手方の競争にして、賣手は他の賣手よりは多くの利益を得んと競争し、買手は他の買手よりは多くの利益を得んと競争するものこれなり。其二は買手と賣手との間の競争にして、談判懸引を巧にして、買手は成るべく安く買ひ、賣手は成るべく高く賣らむと競争するもの是なり。然れども、一の市場に於て、若し數多の競争せる賣手と、數多の競争せる買手とある場合には、通常第一種の競争のみにて、貨物の價格を單一ならしむるものなり。此競争に由りて定まる代價を競争價格と稱す。

例へば一の市場に米を買はんとする甲一、甲二、甲三、甲四、甲五等あり。米を賣らむとする乙一、乙二、乙三、乙四、乙五等あり。買手は成るべく安く買はんと欲すれども餘り安く申出づれば他の買手に買占められんことを恐れ、又賣手は成るべく高く賣らんと欲すれども、餘り高く申出づれば賣り後れんことを恐る、而して各買手並びに各賣手の主觀的価格が米一石毎に左表の如しと假定せよ。

買手	甲一	甲二	甲三	甲四	甲五
其主觀的価格	19 _円	18	17	16	15

賣手	乙一	乙二	乙三	乙四	乙五
其主觀的価格	13 _円	14	15	16	17

此場合に於て競争価格は十六圓に決定すべし。何となれば若し十六圓より高ければたとへば十七圓のとき買手の或者(即ち甲四)は買ふことを見合せて需要は減退し、供給は却て増加し(即ち乙五)が現出すて供給は其平均を得ざるべく、又若し十六圓より低ければたとへば十五圓のとき賣手の或者(即ち乙四)は退きて供給は減少し、需要は却て増加し(即ち甲五)が現出す(需給が平均せざるべければなり)。故に賣手及び買手の双方に競争ある場合には価格は賣手の最高主觀価格と買

19
17
15

手の最低主觀価格との平均せる點に於て定まるなり(前例に由れば十六圓)。換言すれば最高供給価格と最低需要価格との平均點に於て定まるなり。

此平均點を限界価格といひ、乙四を限界賣手といひ乙一、乙二、乙三を限内賣手といひ、乙五を限外賣手といふ。又同様に甲四を限界買手といひ、甲一、甲二、甲三を限内買手といひ、甲五を限外買手といふ。限外買手及賣手は固より問題外なり。限界賣手及買手は餘剰を得ずと雖、限内賣手及買手は餘剰を得、即ち乙三は十五圓ならば賣るべかりしを十六圓に賣るを得て一圓を利し、乙二は二圓を利し乙一は三圓を利せり。又甲三は十七圓までに買はんと欲せしに十六圓にて買ひたる故に一圓を利し、甲二は二圓を利し甲一は三圓を利したり。買手の得る餘剰を消費者餘剰と稱し、賣手の得る餘剰を利潤と稱す。

競争の完全に行はれざる場合には貨物の代價は決して單一なるを得ず。習慣の勢力は往々賣手をして競争価格以上の價格を以て賣らしむるものなり。小賣の場合に往々之を見る、之を習慣價格と稱す。賣手が市場を獨占したる場合に於ても其價格は亦競争価格より高きを常とす。之を獨占價格と稱す。獨占到種々あり、其重なるものを擧ぐれば

- (1) 法定獨占 即ち法律に基づく獨占到にして政府の專賣業(我國の鹽及煙草の專賣の如し)專賣特許、版權の如し。

(2) 自然的獨占 即ち事業の性質が獨占たらざるを得ざるものにして、例へば無比なる鑛脈を所有する者は自然的獨占者なり。鐵道、水道、瓦斯、電氣等の事業も亦自然的獨占業なり。

(3) 資本的獨占 即ち巨大なる資本を合同して或事業を大仕掛に經營するに基づく獨占にして、米國に最も盛んに行はるる「トラスト」は是なり。

獨占價格は競争價格の如く單一なるを得ず、何となれば獨占者は其生産物の供給を支配するが故に高く買はるる所に高く賣りて其價を二三にすればなり。又獨占價格は概して競争價格より高しとす。

第二章 貨幣

第一節 直接交換及び賣買

吾人が貨物を生産するは畢竟之を消費するが爲なることは勿論なれども、分業の發達したる經濟社會に於ては、各人は他人の消費に供すべき貨物を生産して互に相交易す。交易は其初めは物を以て物に換ゆる方法即ち直接交換が専ら行はれたりしがこれには左の如き不便あり。

(1) 交易者相互の間の意思の合致を得難きこと。

例へば甲なる獵夫が、其獲物を乙なる農夫の米と交易せんとせば、此二人間に二重の意思の合致あるを要すべし。即ち甲が與へんとする獲物は、乙の得んと欲する所にして、又乙の與へんとする米は、恰も甲の得んと欲する所なること是なり。數多の場合に於て斯の如き意思の一致を得ることは甚だ難しとす。

(2) 多數の貨物の交換の割合即ち價格を定め、且之を記憶すること、容易ならざること。

例へば茲に十種の貨物あるときは $\frac{(9+1)9}{2} = 45$ 即ち四十五組の相場附けを要すべく、又百種の貨物あるときは $\frac{(99+1)99}{2} = 4950$ 即ち四千九百五十組の相場附けを要すべし。

(3) 分割し難き貨物例へば家畜、衣服、毛皮、家具等の交換は甚だ不便なること。例へば牛一頭を有するものが衣服一領を欲する場合に衣服一領の價が牛の五分一に該當せば交易は行はれざるべし。

是に於てか其時代又は其地方の人々が一般に尊重する貨物、例へば穀物、皮革、貝殻、若くは金屬を選びて交易の媒介とし、且他の總ての貨物の價値を、此媒介物にて見積り、以て交易を行ふに至れり。此交易の媒介及價値の標準たる貨物を稱して貨幣といひ、貨幣を用ふる交易を賣買といひ、貨幣にて見積れる貨物の價値を代價又は物價又は價格ともいふ。茲に注意すべきは貨幣にて見積れる一般貨物の代

價を一般物價といひ、又は單に物價と稱することあり。一般物價の騰貴は即ち貨幣價值の下落なり、之に反して一般物價の下落は即ち貨幣價值の騰貴なり。

第一節 貨幣の職分

貨幣の定義を下さんと欲せば其職分を知るを要す。何となれば貨幣の職分を行ふものが即ち貨幣なればなり。

貨幣の職分を擧ぐれば左の如し。

第一 交易の媒介 例へば獵夫が其獲物を米と換へんとせば、先づ其獲物を賣りて貨幣に換へ、更に其貨幣を以て米を求むるが如し。

第二 價值の標準(若くは尺度) 又は(若くは尺度) これは凡百の貨物の價值を貨幣の價值にて測定することを指し、即ち金を貨幣とする場合には凡百の貨物の價值を金にて見積り、以て相互交易を容易ならしむ。

此二職分は貨幣の原始的職分にして、此二職分を兼ねる貨物は即ち貨幣なりといふを得べしと雖、漸次に次の如き傳來的職分を兼ねるに至れり。

第三 延拂の標準 即ち凡そ貸借はたとへ貨幣以外の貨物を以てしたる場合と雖、すべて其價值を貨幣に見積り、貨幣を以て債務の辨済に充つべきものとするなり。

第四 價值の貯藏 即ち貨幣として選ばれたる物は、世人一般に尊重する所に於て、其容積重量に比して其價值割合に大なるものなるが故に、人が財産を貯蓄せんと欲し、又は携帶旅行せんとする時、又は遠方に送達せんとするときは、貨幣を用ふることに最も便なるなり。

第五 信用取引の基礎 是れ最近時に發達せる貨幣の職分にして、貨幣の大部分は外形上は空しく銀行又は政府の庫中に死藏するの觀あれども、實は其額に幾層倍する信用取引の基礎を成すものなり。例へば我日本銀行は正貨準備に對して同額の兌換銀行券を發行し得るのみならず、更に政府發行の公債證書、大藏省證券、其他確實なる證券又は商業手形を保證とし、謂ゆる保證準備(原則として一億二千萬圓を限り兌換券を發行するを得、而して必要の場合には大藏大臣の許可を得て同じく保證準備に由りて兌換券の限外發行を爲すを得るなり。(兌換銀行券條例第二條參照)其他の諸銀行に於ては兌換券又は公債證券等を準備として之に數倍する手形を發行し信用取引を敏活ならしむるものなり。

此最後の職分は第三第四の職分より派生せるものと見做すを得べきが故に、余は貨幣の定義を下すこと左の如し。

貨幣とは、世人一般に尊重する貨物にして、交易の媒介、價值の標準、延拂の標準、及び價值の貯藏たるべきものを謂ふ。

第三節 貨幣材料に必須の性質

貨幣をして上述の諸職分を盡さしめんには、貨幣の材料として次の七性質を具備するものを選びを要す。

(1) 效用及び價值を有すること。

貨幣は交易に媒介し價值の標準たるべきものなるが故に、それ自身に效用を有し且價值を有するものならざるべからず。但し或貨物は貨幣として専ら使用せらるるに及びて其特別の效用を高め隨て價值を増したる場合あるは勿論なり(例へば金の如し)。

(2) 携帶及び送達に便なること。

貨幣は交易の媒介として遠隔地間の取引にも用ゐらるるものなれば其價值が其重量及び容積に比して割合に大にして携帶送達に便なるものなるを要す。

(3) 永久に存続すること。

貨幣は日常の取引に絶えず使用せられ、又延拂の標準たり價值の貯藏たるものなるが故に其品質の耐久性に富みて容易に腐敗磨損せざるを要す。米穀、家畜、鐵等は此點に於て不適當なり。

(4) 物質の一樣なること。

貨幣たるべきものは其各箇體が常に同質にして又其一箇體の各部も亦同質なるを要す。毛皮、寶石等は此點に於ても貨幣材料として甚だ不適當なり。

(5) 分割又は併合し得べきこと。

貨幣は大小各種の取引に用ゐらるるものなれば其物質は價值を損すること無しに分割し、又は併合し得べきものなるを要す。毛皮、寶石、家畜は此點に於て不適當なり。

(6) 價值の變動少なきこと。

貨幣は價值の標準、延拂の標準、價值の貯藏たるべきものなるが故に價值の變動の成る可く少なきものなるを要す。米穀は歳の豊凶により價值の變動甚しきが故に此點に於ては貨幣たるに甚不適當なり。金銀は年々の生産額に比して古來の貯藏現存額甚大なるが故に價值の變動は割合に少なりとす。

(7) 認識し易きこと。

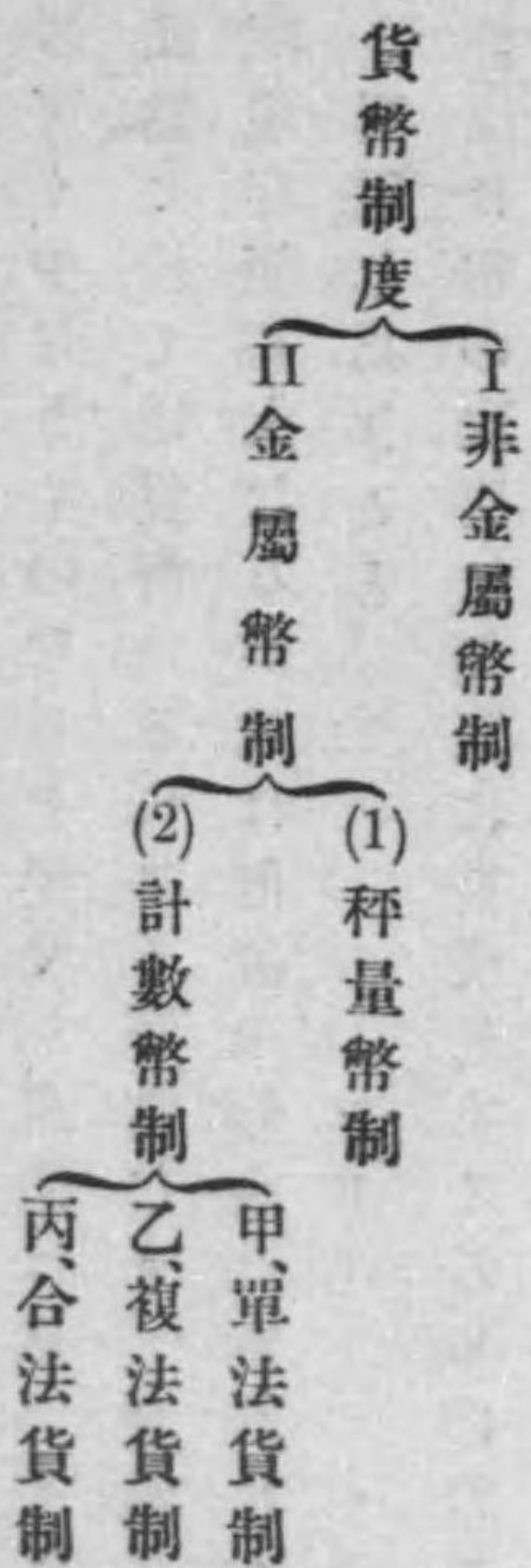
貨幣は日常の取引に頻繁に授受せらるるものなるが故に、其品質及價值の一見認識し易きものなるを要す。寶石の如きは此點に於ても亦甚不適當なり。金銀は其色澤、硬度、比重、音響等に由り之を認識し易きのみならず、之を鑄造して其面に種々の模様を打出すを得るなり。

以上の七性質を比較的最も大に具備するものは金銀なり。其専ら現時文明諸

國に貨幣として通用するは亦怪しむに足らざるなり。

第四節 貨幣制度

貨幣制度を區別すれば左表の如し。



非金屬幣制とは、金屬以外の貨物を交易の媒介及び價値の標準として用ゆる制度を謂ふ。毛皮、鞣皮、家畜、貝殼、穀類、干魚、藻蔴、食鹽、蜜蠟、鳥羽、磚茶、獸脂、橄欖油、煙草、布帛等古來諸民族間に貨幣として用ゐられたる例は甚多し。新井白石の説に依れば我國は白鳳以前は物を交易するに米穀絹布を用ゐたりと云ふ。

金屬幣制とは金屬を以て貨幣とする制度を謂ひ、更に之を分ちて、秤量幣制と計數幣制との二とす。秤量幣制とは金屬の塊片又は粉末を一々權衡にかけ、且其純分を驗し、價値を定めて、授受する制度にして、現時支那の各地方には尙此制度行はる。計數幣制とは政府が一定の純分及び重量を有する錢貨を鑄造し、公衆をして

唯計數によりて、其各片を授受せしむる制度にして、我國並に歐米文明諸國には、此制度専ら行はる。

計數幣制を更に分ちて單法貨制、複法貨制、及び合法貨制の三種とす。單本貨制とは國家が一種の貨幣を以て法貨と定め、即ち其國に於ての貨幣に關するすべての契約は別段の取極なきに於ては必ず此一種の貨幣を以て履行せしむることとし、其他の貨幣は此法貨に對する時價を以て通用せしむる制度をいふ。我國元明天皇の和銅二年三月の詔にて物價三文以下には銅錢を用ゐる四文以上には銀錢を用ゐしめしに同年八月に銀錢を廢して一に銅錢を行はしめたり。されば和銅の制は銅單法貨制なりと謂ふべし。

複法貨制とは、政府が二種若しくは二種以上の錢貨を發行し、法律を以て、各錢貨の相互交換の割合を定め、凡そ貨幣上の契約は、其何れの種類の錢貨を以て履行するも、支障なからしむる制度を謂ふ。我國慶長六年に徳川氏は金銀貨を鑄造して之を發行し、金銀兩法貨制を行ひ、寛永十三年に寛永通寶といふ銅錢を鑄て之を發行し、茲に金銀銅三法貨制度となりて徳川氏の末明治の初めまで行はれたり。

合法貨制とは一種の貨幣を主要なる法貨とし、無制限に巨額の仕拂に用ゐしめ、他種の金屬より成れる錢貨は、小なる仕拂に限り、主要法貨と同様に、法貨として使用せしむる制度をいふ。此場合に主要法貨を無限法貨とも本位貨ともいひ、他の

錢貨を有限法貨とも補助貨ともいふなり。合法貨制を最も早く採用したるは英國にして即ち千八百十六年に英國は金單本位の合法貨制を確立したり。現今文明諸國の幣制は大抵合法貨制を採用し、金を本位貨とし、銀白銅、青銅を補助貨とす。我國は明治二年二月造幣局を太政官中に設け、同四年五月始めて新貨條例を制定し新金銀貨を鑄造發行し金を以て本位貨とし、銀貨及び銅貨を補助貨とし、銀貨は一口の拂ひ方に十圓の高を限り、銅貨は一圓の高を限りて通用を許せり。之と同時に壹圓の貿易銀貨を鑄造發行し、各開港場貿易の便利に供し、輸出入品の代價支拂及び關稅納め方等に使用せしめたりしが、明治十一年五月に至りて此貿易銀を内地一般に金貨と共に通用するを得せしめたり。故に我國の幣制は明治十一年以後金單法貨制より金銀複法貨制に移りたるものと謂ふべし。然るに明治十一年の金銀の法定比價は金一に對し銀十六、一七なりしに、銀の市價は明治八年頃より漸く下落し、明治十二年には十八、四〇となり、十三年には十八、〇五となりたり。而して政府は明治十年の内亂以後紙幣を濫發したるが爲に金貨は先づ流通より驅逐せられ、次に銀貨も漸く其跡を收めて市場に流通するは下落せる紙幣のみとなりたり。是に於て政府は根本的救済策を爲すの必要を感じ、明治十三年九月より始めて紙幣の銷却に着手し、明治十五年に日本銀行を設立し、十七年兌換銀行券を發行せしめ、明治十九年一月一日より從來の不換紙幣を正貨に交換するの途を

開きたり。然れども、當時政府は銀貨兌換の制を採りたるが故に、我國は明治十九年以後は事實上銀單本位の國となりたり。

然るに其後銀の對金比價は常に下落の一方にのみ走り、歐州諸國は陸續として金貨單本位の合法貨制を採り、而して明治二十六年即ち西曆千八百九十三年從來の銀幣國たりし印度が幣制を改革して金貨國たらんとするに及び、我國政府は同年貨幣制度調査會を設けて幣制改革の得失を調査し、其後明治二十七八年戰役の結果として清國より三億圓の金を受取りたるを以て、之を基礎として、政府は明治三十年三月を以て、金單本位の貨幣法を發布し、同年十月一日を以て之が實施を見るに至れり。之を現行法制とす。此貨幣法發布の當時の金銀比價は我國が明治十一年に金融兩本位制を取りし時に比して銀の價格は約二分一に減じ、即ち金は約二倍騰貴したるを以て、明治四年の法律にては純金二分を以て一圓と定めたるを明治三十年の新法にては純金二分を以て一圓と定め之が倍數たる五圓十圓二十圓の三種の金貨を新に鑄造したり。故に此新金貨十圓は舊金貨五圓と同じ純分の含量を有するものと知るべし。

第三章 信用

第一節 信用の意義

信用の定義に三種あり。

第一、主觀的定義即ち貸手の信頼に重きを置くもの。例へばラウ(Rau)は曰く
信用とは一般にいへば各人が經濟上の交易に於ける債務の履行に付き他人に
置く所の信頼なり。

第二、客觀的定義即ち借手の許與せられたる權能に重きを置くもの。例へばロッジ
エル(Rocher)は曰く

信用とは他日同價格の物を返濟すべしとの約束のみを以て他人より自由意思
に由り許與せられたる他人の物を自由に處分する權能なり。

第三、折衷說即ち信用を以て貸手と借手との間の關係なりとする說にして余輩の
採る所なり。余輩は信用を定義すること左の如し。

信用とは、一方が現今爲す所の財の給附に對し、他方が將來に之が報酬給附を爲
すべき雙方間の關係なり。

此關係を結ぶ各箇の場合を指して信用取引といふ。即ち、

信用取引とは將來同價格の財の返濟を目的とする所の財の引渡なり。

信用取引の要素は二つあり。第一、貸す行爲と返す行爲との間に必ず時の隔り
あること。第二、貸手が借手に對する信頼あること是なり。此信頼は或は單に其
人物又は其財力の上に注がれ、又は彼の提供する擔保の上に置かるることあり。

又信用取引の種類に由りて一方の給附行爲の他方の報酬給附行爲との間の時の
隔りに長短あり。

第二節 信用の種類

信用の重なる種類を擧ぐれば左の如し。

(1) 公債及び私債 これは借手の人格に本づきて立てたる區別なり。公債と
は國、府、縣、郡、市、町、村、等公法人に屬する債務にして、就中國債を最も重要とす。私債
とは各個人又は會社組合等に屬する債務なり。

(2) 對物債及び對人債 これは擔保品の有無に本づく區別なり。對人債若く
は對人信用とは、貸手が借手の人格又は資力に信頼して、毫も擔保品を出さしむる
ことなくして行はるる信用關係を謂ふ。對物債若くは對物信用とは擔保の提供
に由て行はるるものにして之に三種あり。質即ち一定の動産を貸手の手許に出
さしむること。動産書入、即ち借手の手許に在る動産を擔保に書入ること。不
動産擔保即ち抵當に由りて行はるるもの是なり。

(3) 生産的債及び不生産的債若くは消費的債 これは借手が貸手より得る所
の財の用途に本づく區別なり。不生産的債若くは消費的債に在りては借手は其
借財を自己又は其家族の生計費享樂費等凡そ享受方便として消費するものなれ

ども生産的債に在りては借手は其借財を生産又は營利方便に借用するなり。嚴密にいふときは生産的債の外に純然たる營利的債あるべし。純然たる營利的債とは單に營利ありて生産なき仕事に向て資本を貸與したる場合に之を見る。例へば米價を人工的に騰貴する目的を以て米の買占めを行ふに要する資本の貸與の如し。又生産的債は通常は營利的信用を兼ねれども毫も營利を目的とせざる生産的事業に向ての資金の貸與、即ち純然たる生産的債あるべし、例へば公益的事業に向ての資本の貸與の如し。

第三節 信用書類特に信用證券

信用取引は口頭のみによりて行はるる場合と、書類によりて行はるる場合とあり、經濟上は後者を以て最も重要とす。信用書類の重なるものを擧ぐれば左の如し。

(1) 取引帳若くは貸借帳簿

これは相互に貸借關係ある兩者が、其取引ある毎に、貨幣を授受することなくして、單に各自の帳簿に貸方借方を記入し置き、一定の季節の經過後、例へば三ヶ月目又は六ヶ月目又は年末等に之を決算し、差引残りの債務のみを支拂ひ、若くは之を後期の勘定に繰り込むものなり。此方法を帳簿法又は帳簿信用といふ。小賣業

者が顧客に對し、通帳を以て行ふ所の懸取引も、亦帳簿信用に屬す。

(2) 爲替手形 これは債權者が債務者に宛てて、自己又は其指圖人、又は手形所持人に、一定の金額を支拂ふべしと命ずる證券なり。今最も簡單なる場合を述べんに、茲に甲乙丙の三者ありて、甲は乙より受取るべき債權ありて丙に支拂ふ可き債務あるときは、甲は乙に宛てて左の如き爲替手形を振出し丙又は其指圖人に若干金員を支拂ふ可しと命ず。

第何號

爲替手形

一金壹千五百圓也

右金額丙某殿又ハ同人指圖人へ此手

形引換ニ御支拂可被成候也

滿期日 大正何年何月何日

支拂地 何市

支拂場所

(支拂擔當者)

(豫備支拂人)

大正 年 月 日

何市何町何番地

乙

某 殿

何市何町何番地

甲

某

受	引
大正 年 月 日	
支拂場所	
(支拂擔當者)	
乙	某

右の場合に於て甲を振出人乙を支拂人丙を受取人とす(但し振出人自身が受)甲は此手形に自から署名捺印して丙に與へ丙は其満期日前に之を乙に呈示すれば乙は手形の引受欄内に自ら署名捺印して満期日に必ず支拂ふべきを約束す。丙は満期日に至り豫定の支拂地に於ける支拂場所(例へば乙の店舗)に至りて此手形を呈示し支拂を受くるを得るなり。然れども丙は満期日前に他人例へば丁某に或金額を支拂ふ必要あることあるべし、此場合に此手形を丁に譲渡して仕拂に充つ

可し、而して丁は又之を戊に譲渡して其債務を辨済し、戊は又之を己に譲渡し斯くして手形は其支拂はるる以前に數十人の手に轉帳することある可し。而して手形の譲渡は手形の裏面の裏書に依りて成立するものなり、即ち左の如し。

表面の金額丁某殿	又は同人指圖人	へ御支拂可被成候也
大正 年 月 日	丙	某
表面の金額戊某殿	又は同人指圖人	へ御支拂可被成候也
大正 年 月 日	丁	某
表面の金額己某殿	又は同人指圖人	へ御支拂可被成候也
大正 年 月 日	戊	某

手形の文面に指圖人とあるは即ち此裏書讓受人といふなり。抑も爲替手形は其初めは貴金屬を一の場所より他の場所に運送するより生ずる費用と危険とを避くる爲に工夫せられたるものなれども(即ち送)今日に於ては其用大に擴張し内國商業及び外國貿易上専ら用ゐらるるに至れり。

例へば横濱の生絲商甲が拾萬圓の生絲を倫敦の乙に賣り之を商船に託し且保險に附して送付したりとせんに、此場合に於て通常の方法に依るときは生絲が倫敦に到着し、而して乙者の送金手形が横濱に到着したる後に非ざれば甲者は其代金を手にすること能はざるべしと雖、甲者は爲替手形に由りて生絲發送と同時に

正金を手にするを得る便法あり。即ち甲者は乙者に宛てたる金拾萬圓の爲替手形を作り、前に生絲の運送を託して得たる船荷證書と保險證書とを携へ正金銀行に至りて手形の割引を乞ふ、而して正金銀行は割引して譲受けたる手形を倫敦の支店へ送付し支店は満期日に至り乙者に呈示して支拂を受くるなり。

(3) 約束手形

これは債務者が債権者に對して債権者又は其指圖人若くは手形所持人に一定の金額を支拂ふことを約束する證なり。此證券は商品の買手が其賣手に代價を支拂ふことを約束し、又は一時金融を要するものが、入金の際限を計り、其期限に至りて若干金額を支拂ふことを約束する場合に使用せられ、是亦爲替手形の如く裏書を以て諸人の手に轉^換し、恰も貨幣の如く流通するものなり。今約束手形の雛形を示せば左の如し。

第何號

約束手形

一金壹千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此手

形引換ニ支拂可申候也

(支拂地)

満期日

(支拂擔當者)

大正 年 月 日

振出地

住所

何市何町何番地

甲 某

何市何町何番地

乙 某殿

約束手形と爲替手形と相異なる要點は、爲替手形は債権者が振出すものなるに反し、約束手形は債務者の振出すものなり。又爲替手形に在りては、通常振出人受取人及び支拂人の三人格を各別に備ふるを要すれども、約束手形に在りては、支拂人が振出人を兼ねるを以て、唯二人の當事者あれば足るなり。

(4) 小切手

これは銀行に預金ある者が、銀行に對して、自己又は其指圖人若くは手形所持人

に、一定の金額を支拂ふことを命ずる證券なり。されば其形式は爲替手形と異なるなく、共に振出人支拂人受取人の三者を具備し、且裏書讓渡を爲すを得るものなれども、其實質上爲替手形と異なる點は、爲替手形の中には物品の代價を要求の爲に振出すものあれども、小切手は悉く預金引出の爲に振出すものなり。又爲替手形には定期拂のもの多けれども、小切手は我現行法に於ては之を一覽拂に限れり今小切手の雛形を示せば左の如し。

第何號

小切手

一金壹百五拾圓也

Y.150.00

右金額此切手持參人へ御拂渡可被成候也

大正何年何月何日

何市

甲銀行御中

乙 某

これは無記名式の小切手の雛形なれども記名式の小切手は左の如く受取人の氏名を記入するなり。

小切手

一金壹百五拾圓也

Y.150.00 渡先 丙 殿

右金額名指人又ハ此切手持參人へ御支拂相成度候也

年月日

何市

甲銀行御中

乙 某

以上三種の信用證券を總稱して我商法は之を手形といへり。

第四節 紙幣

手形は裏書に由りて各人の手に轉帳流通し、貨幣の代理を爲すこと既に述べた

る如し。而して此等よりは一層貨幣に近似し、毫も裏書又は引受等の勞を待たず、貨幣と同じく一國の通貨として、百般の支拂に授受せらるゝ紙片を紙幣と稱す。紙幣とは政府が直接に發行し(紙幣政府)又は政府の命令認可をうけて銀行より發行(銀行紙幣)する所の紙片にして、法律上貨幣の代用を爲す所のものなり。紙幣は其發行者の政府たるか銀行たるかに従ひて政府紙幣銀行紙幣の區別あり。

又發行者が要求次第何時にても正貨に兌換することを約束すると否とに従ひて兌換紙幣不換紙幣の別あり。不換紙幣は政府が財政困難の際往々發行する有價證券にして、法律を以て之が流通を強制し、而かも政府は之を金屬貨幣即ち正貨に何時引換ふべきやを約束せざるものなり。兌換紙幣又は兌換券とは、發行者が何時にても要求次第正貨に引換ふべき旨を約束する有價證券なり。兌換紙幣が變じて不換紙幣と爲る場合あり、例へば政府が非常なる財政困難に陥りたる場合に其發行せる兌換紙幣の兌換を中止し、又は兌換券を發行する銀行が營業上の失策又は商業上の恐慌に因り倒産に至らむとするに臨み之を救済せんが爲に法律を以て其發行せる兌換券の兌換を停止する場合の如し。

紙幣は其兌換券たる可不換紙幣たるを問はず正貨と異なる左の特徴を有す。

(1) 紙幣は實價を有せず 本位貨幣は素より完全に實價を有し、補助貨幣と雖ども尙ほ著るしき價値を有すれども紙幣に至りては毫も價値を固有することなし。

し。故に一朝發行者の信用地に墮つるときは紙幣は殆んど他に利用の途なき廢物に過ぎず。

(2) 紙幣の分量は單に政府の法律に依て定まる 本位貨幣は經濟上自然の法則に従ひて其分量に増減あるものにして、政府の造幣局は之が自由鑄造を許可すと雖、紙幣に至りては其政府紙幣たるを銀行紙幣たるを問はず、其分量は單に法律に依て定まるものとす、此點に於ては紙幣は補助貨幣と異なることなし。

(3) 紙幣は單に一國にのみ行はる 實價を有する本位貨幣は地金として外國に輸出せらるゝことあるのみならず、又通貨として外國に通用することありと雖、紙幣は、唯其發行國內に流通するに過ぎざるなり。

紙幣の經濟上及び財政上に於ける便益は甚大なり。

第一、紙幣は計數、貯藏及び運搬に便なり。

第二、紙幣の使用は貴金屬の貨幣としての需要を減じ、之を以て或は内國に於て器具又は粧飾品の製造に供し、又は外國に向て資本を放下するを得せしむ可し。造幣費の節約及び貨幣缺損額の減少も亦尠からざる利益なりとす。

第三、政府が非常なる財政困難の場合に於て發行する所の不換紙幣は政府をして無利息の公債を得せしむると同一にして、斯の如き場合に不換紙幣が財政上奇功を奏したる例は甚だ多し。

然れども紙幣の發行は前述の如き便益あると同時に又恐るべき危険あり。此危険は紙幣が金銀の如く實價を有せざるに基因するものなり。且紙幣は殆んど費用を要せずして随意に増加し得べきが故に往々政府をして濫發の弊に陥らしめ、又人民の贗造を誘起すること尠なからず。而して紙幣の發行一たび其度を越へんか、金銀の如く或は之を外國に輸出し、或は之を溶解して器具又は粧飾品に製造すること能はざるが故に、其價格忽ち低落して經濟社會を攪亂すべし。紙幣中此危険の最大なるものを不換紙幣とす、而して兌換紙幣も其濫發の結果不換紙幣となることあり。

抑も兌換紙幣とは、發行者が何時にても要求次第正貨に引換ふべき旨を約束する有價證券なれども、不換紙幣とは法律を以て之が流通を強制し、而かも發行者は之を正貨に、何時引換ふべきやを約束せざるものなり。紙幣の發行者は政府たることあり、又銀行たることあり。我國現行の兌換紙幣は政府が日本銀行をして發行せしむるものなり。

兌換紙幣は前説明に由りて明かなる如く、竟畢約束手形の一種なり。されど其通常の約束手形並びに爲替手形小切手等と異なる要點を擧ぐれば。

(1) 發行者の辨濟能力世上一般に確認せられ、隨て其證券は最も圓滑に流通すること。

(2) 國內に於ては正貨と同じく各種の支拂に用ゐられ、且發行の時より何年を経るも之が兌換を請求し得べきこと。

(3) 其額面の金額は日常の取引に便なる整數なること、例へば壹圓五圓拾圓の額はなり。

我國紙幣の濫觴は後醍醐天皇建武元年に楮幣を作りたまひしに在りと云ふ。徳川幕府の時諸藩は藩札を發行して通用したり。維新以後我政府は屢々財政上の困難に出遇ひ、止むを得ずして太政官札、民部省札、新紙幣、改造紙幣等の不換紙幣を遞次發行し、明治十一年十二月に至りて、其流通高壹億千九百八拾餘萬圓に達したり。此紙幣濫發の結果は紙幣價格の下落となり、正貨の海外濫出となり、貿易上輸入の超過となり、物價及び金利の騰貴となり、公債證書の下落となり、政府の信用は地に墜ち、國民の經濟は紊亂したりしを、明治十三年末より漸く紙幣を銷却して流通高を減少する政策を行ひ、明治十五年に日本銀行を設立せしめ、明治十七年より之をして兌換銀行券を發行せしめ、明治十九年より從來政府の發行したる不換紙幣並に國立諸銀行の發行せる紙幣共に交換の途に就き、我國維新以後の弊根たる不換紙幣の制度は茲に其終焉を告げたり。但し當時の兌換券は銀貨に兌換すべきものなれば、日本は當時事實上の銀本位國たりしを、明治三十年に至り金貨單本位制を採ることとなり、隨て日本銀行の發行する兌換券は金貨に兌換せらるべ

きものとなれり。

現行の制度にては日本銀行は金銀貨又は地金銀を引換準備として之と同額(及銀地金は總額の四分の一に限る)の兌換金券を發行するを得、此外に壹億貳千萬圓を限り、政府發行の公債證書、大藏證券、其他確實なる證券又は商業手形を保證とし、兌換券を發行するを得、此外に日本銀行は市場の景況に由り流通貨幣の増加を必要と認むるときは、大藏大臣の許可を得て、前二項發行高の外更に第二項と同様の保證準備によりて兌換金券を發行するを得、之を限外發行といふ。此限外發行の場合には日本銀行は其發行額に對し一箇年百分五を下らざる割合を以て發行税を納むべきものなり。(兌換銀行條例參照)

第三節 交通

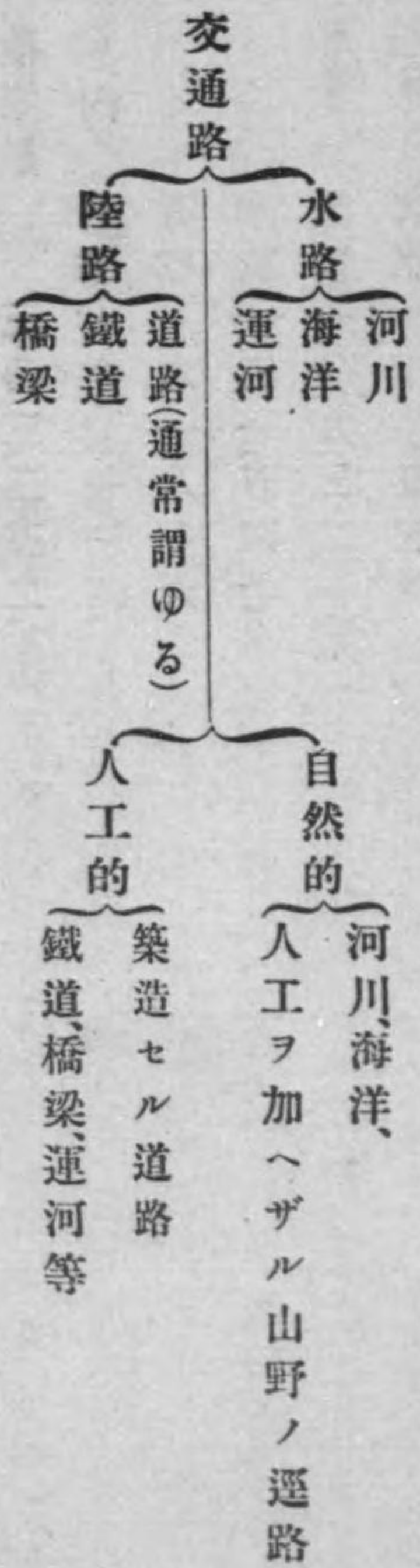
交通とは、廣義にては直接交換、賣買、運輸、通信の四を包括すれども、狹義にては、運輸と通信との二より成る。

交通機關の重なるものを擧ぐれば左の如し。

第一、運輸機關 即ち貨物及び生産者又は消費者を一つの場所より他の場所に移動せしむる方便にして、道路及び運搬要具の二種より成る。

甲、道路 これに自然的のものと人工的のものとの別あり、又陸路と水路との

別あり。江河海洋は自然的水路にして、浚渫せる河川及び運河は人工的水路なり。街道、橋梁、及鐵道は人工的陸路なり。但し通常の詞にて道路といふときは陸路のみを指し、且鐵道及び橋梁とも區別す。故に廣義の道路は寧ろ之を交通路と稱するを可とす。即ち左表の如し。



乙、運搬要具 即ち橋、車、舟、筏等、凡そ人又は貨物を荷ひ載せ、又は輓を運ぶに用ゐらるゝ者を總稱す。これに人力に依るもの、例へば人力車、自轉車、轎、短艇の如きあり。又は自然力を利用するもの、例へば帆船、汽船、馬車、牛車、汽車、電車、自動車、航空機の如きあり。

第二、通信機關 即ち郵便、電信、電話は之に屬す

交通機關の整備が、文明の進歩及び經濟の隆昌を致すに大效あるは、毫も疑を容れず。交通機關の整備は、一は其分量に關す。例へば街道、鐵道、運河等の四通八達せ

る車輛馬船の夥多なる郵便電信線路の延長普及せる是なり。二は其性質に關す。曰く迅速、曰く齊整、曰く愉快、曰く安全、曰く低廉即ち是なり。我國交通機關の分量を統計的に示せば左の如し。

道路延長	一〇五四八二・〇二
内 國道	二、一四六・三四
縣道	九、〇一三・二六
里道	九四、三二一・二四
橋梁數	三〇三、三五二
内 鐵橋	一一四
石橋	六一、八一六
木橋	一三一、五四七
土橋	一〇九、三二一
其他	五五四

備考 以上ハ明治四十年末ノ現在ニシテ我國内地及北海道沖繩ヲ含ミ其他ハ之ヲ含マズ。

次ニ内國ノ鐵道ノ既ニ開業セル線ノミヲ擧グレバ左ノ如シ。

年 度	國 有	私 設	輕 便	計
-----	-----	-----	-----	---

明治三十八年 一、四九九・五九 三、二八三・二二 四、七八三・〇一

〔明治四十五年〕 五、二一七・一七 二、二五五・五五 五、四八七・七四

次に電氣鐵道は明治三十八年に線路長百三十二哩七鎖、線路延長(複線を二重に算出す)二百二哩三十八鎖なりしに八年後の大正二年には線路長六百十五哩六十七鎖、線路延長千十六哩四鎖となり、車輛數は同期間に於て千百三十六より三千八百七十七に増加したり。

次に馬車鐵道は明治三十八年に、線路長二百十三哩、線路延長二百六十三哩五十二鎖、車輛數七百十二馬匹數六百八十四なりしに、大正二年には線路長二百四十四哩四十一鎖、線路延長二百七十哩三十三鎖、車輛數九百十四馬匹數八百二十六となりたり。

此外に大正二年度に於て人車鐵道の線路長二百六十哩六十一鎖、線路延長二百九十一哩四十五鎖、車輛數千七百七十五なり。又馬車は乗用八千五百八十一輛、荷馬車十七萬八千三百六十八輛なり。牛車は三萬三千九十輛、荷車は百八十萬三千四百五十三輛、自動車は七百六十一輛、人力車は十二萬六千八百四十六輛、自轉車は四十八萬七千七十六輛ありたり。此統計を見るときは我國の運搬要具は人力に依るもの猶ほ甚だ多くして、自然力を利用するもの甚だ少なきを知る。

次に港灣數は如何にといふに大正二年度に於て軍港四、要港二、開港三十六、商港

七百五十九、漁港五百三十五、避難港百二十六、合計千四百六十二港あり。

次に我國の船舶は大正二年度に於て汽船三萬二千五百二十七隻、此總噸數百五十二萬八千二百六十四噸にして明治三十二年末に比すれば噸數に於て三倍を増加せり。帆船は三萬二千五百二十七隻、噸數八十二萬八千百噸にして明治三十二年末に比すれば噸數に於て四割八分を増加せり。

現今文明諸國に於ては、郵便、電信、電話等は多く政府の事業として經營せらる。

又鐵道は、英米二國に於ては、今尙之を私會社の事業に委ぬと雖、其他の富強國は、大抵鐵道を國有となし、且之を官營とするに傾けり。我國にては、從來官設私設並に行はれ、前掲統計の示す如く、明治三十八年末には、國有千四百九十九哩に對し、私設三千二百八十三哩なりしが、明治三十九年三月發布の鐵道國有法に由り、重なる私設鐵道を買收して國有となし、今や幹線の國有官營主義の國たるに至れり。但し一地方の交通を目的とする鐵道は、舊の如く私設を許せり。

鐵道を國有とすべき理由の重なるものを擧ぐれば、左の如し。

第一、政治上及び軍事上の理由

鐵道は、道路、橋梁、運河等と齊しく、一國全般の交通に資すべき重要機關なるを以て、之を簡々分立せる會社に委するよりは、國家の手に統一するを適當とす。若し國家の手に統一せずして、一大會社をして經營せしめんか、其勢力は、恰も國家の下

に國家あるが如く、政治上の危險腐敗を惹起すべし。且鐵道は、一般交通上の目的を達すると同時に、軍事上の目的にも副はしむるを要す。而して、軍事上必要とする線路の敷設及び諸般の設備は、往々經濟上の利益を犠牲に供することあり。而して、是は到底營利を目的とする私會社の堪ふる所に非ざるなり。

第二、國民經濟上の理由

鐵道は、元來自然的獨占業なるを以て、既に一地域に一線路存立せば、同所に之が競争線を成立せしむること難し。縱令之を成立せしめ得とするも、資本を二重に消費するが故に、競争の結果は必ずしも鐵道運賃を低落せしむるを得ず。たとへ低落せしめ得とするも、其利益は激烈なる競争より生ずる種々の弊害を補償するに足らず。且斯の如き自然的獨占業より起る競争は、永久に繼續すべき真正の自由競争に非ずして、唯一時經濟界を擾亂するものたるに過ぎずして、其結果は、久しからずして私設鐵道會社の合併を惹起し、私人的獨占業に伴ふ弊害は益々大となるべし。

又鐵道を私設に委するときは、敷設の容易にして、收益の夥多なる地方にのみ鐵道を敷設し、其他を顧みざるの弊あり。隨て鐵道を全國に普及し、交通機關の整備を全うする能はざるなり。

又鐵道經營を私會社に委するときは、管理の劃一公平を期すべからず。即ち運

賃を低廉且公平にし、發車時間を正確にし且成るべく頻繁にし、速力を成るべく早くし、旅客及び貨物の輸送に對する設備を完全にして、以て事業上の収益を計ると共に一層公益を進むるに勉むるは營利を目的とする私會社の爲し能はざる所なり。

第三、財政上の理由

政府の經營する經濟的企業通常官業と汎稱すの内に毫も収益なきものあり、即ち収益を目的とせざるあり、例へば道路運河橋梁港灣の築造維持の如き貨幣の鑄造の如きは是なり。又少なからざる収益あるものあり、即ち公益を計ると同時に相當の収益を得るを目的とする企業あり、例へば郵便、電信、電話及び鐵道は之に屬す。今鐵道に就ていはんに我國の國有鐵道の如き、年々少なからざる収益あり、此収益を以て私設鐵道買収及び鐵道増設等の爲に借入れたる公債の漸次償還に充て。尙餘裕あれば或は以て鐵道改良の費に供し、或は以て國家の一般歳入に繰入るるは財政上最も望ましき事に屬するなり。

第四編 分配及び消費

第一章 分配

第一節 分配の意義

分配及び消費は、各々特別の一篇を設けて之を説明するを學理上正當とすと雖、互に相關係する所密接にして、且消費に就ては論ずべき點甚だ少なき以て、便宜上同一編中に收むることとせり。

分配とは通俗の用語としては、財を一の場所より他の多くの場所に配達し、又は一人の手より他の多くの人の手に渡すことを指していふことなり。彼の農業工業等を指して生産業と呼び、商業運輸を分配業といふの類是なり。然れども經濟學上より言ふときは商業運輸業も亦生産手續の一部に外ならざるは既に第二編第一章第一節に説明せる如し。然らば經濟學上の意義に於て財の分配とは何ぞや、曰く。

財の分配とは財が國民の各階級の間分割せられ所有せらるる状態をいふ。更に之を詳説すれば經濟學上財の分配は二箇の意義を有し、隨て二箇の問題を生ず。第一の意義は社會の財産及び社會の所得が各個人及び各家族の間に分割所有せらるる状態をいひ、之に關して貧富の問題を生ず。第二の意義は生産せられたる財が生産に協力したる各經濟階級即ち地主、資本主、企業者、労働者の間に、地代、利子、利潤、勞賃として分割せらるることをいひ、而して此等の分ヶ前の性質及び

相互の關係を論ずるは第二問題に屬す。余は第二節第三節に於て第一問題を説き第四節乃至第七節に於て第二問題を説かむと欲す。

第一節 社會財産及び社會所得

第一款 社會財産

廣義の社會財産とは一の時に於て其社會に現在する利用し得べき財の總額をいふ。社會財産を構成する所の財には耐久物(例へば土地、家屋、家具)あり、不耐久物(飲食物、衣服)あり、又生産方便(土地、資本)あり、享受方便(住宅、家具、食物)あり。而して利用せられつつある對人勤勞も亦此内に包含せらるべし。例へば一の時の社會に於て教師が教育し、醫師が診療し、辯護士が辯護し、官吏が執務し、俗人が奏樂し、及び家婢が割烹洗濯を爲しつつあるが如き一切の對人勤勞(形財、無形財)は有形財と共に社會財産の一部を構成すべし。然れば一の時の社會に於ける對人勤勞の分量を算定すること難きを以て、通常之を除外して、左の如く狭く社會財産を定義するを常とす。

狭義の社會財産とは、一の時に於て、其社會に現存する所の利用し得べき有形財の總體を謂ふ。

以下單に社會財産といふときは此狭義のものを指す。

社會財産は公有財産と私有財産とより成る。私有財産は各個人及び私會社に

屬する財産を謂ひ、公有財産は國家及び地方團體に屬する財産を謂ふ。其國家に屬するを國有財産又は官有財産と稱し、地方團體に屬するものは市有財産、町有財産、村有財産等とす。此區別にて明かなる如く社會財産は全體にして國有財産は其一部なるが故に此二者を同一視するは固より謬れり。又私有財産の集合を以て社會財産と思考するも亦謬れり、何となれば此考は第一私有財産以外に公有財産あるを忘れ、第二國民の私有財産中他の國民に對する債權は社會財産を成すものに非ざればなり。但し外國に對する債權(例へば外國公債)は當然社會財産の一部を成すなり。

一般に言へば、私有財産の増加若くは減少は同時に社會財産の増加若くは減少と爲るものなれども、必ずしも然らざる場合あることを注意すべし。即ち社會財産を増加することなくして私有財産を新たに發生せしめ得べき場合あり、例へば法律を以て地方團體有の土地を人民の私有に變じたる場合の如し。又之と反對に社會財産の損失なくして、私有財産權の消滅ある場合あり、例へば罪人の財産官沒、奴隸解放の場合の如し。又私有財産が消滅して却て社會財産が増加し、人民の福利が一般に増進する場合あり、其著るしき例は伊太利ヴェニス市の水道歴史に於て之を見る。同市は曾て良水に乏しかりしかば、市民中良井の所有者は、其井水を高價に賣りて、巨富を積むを得たりき。然るに市の水道一たび完成するや、良水は

殆んど無代價に均しきものとなりたるが故に、良井所有者は大に其財産権を喪失したれどもヴェニス市民全體の社會財産は高價なる飲料水の代を支拂ふを免かれ得たる丈増加したりと謂ふべきなり。天下の事之に類するもの多し、深く察せざる可からず。

第二款 社會所得

社會所得とは一の社會に一の時期間(通常一年毎に計算す)に於て社會財産及び勤勞より生ずる欲望満足の總體なり。故に社會財産及び勤勞は源泉にして社會所得は之が川流なりと謂ふべし。社會所得は左の四種より成る。

- 第一、過去の生産の結果たる耐久的享受方便の享受。例へば一年に於ける住宅、美術品、書籍等の享受に由る欲望の満足は其年の所得にして尙此等の財は耐久的なるが故に次年の所得の根源となるものなり。
- 第二、其年に産出せられたる不耐久的享受財の享受。例へば其年に産出せられたる飲食物燃料燈光等の享受は其年の所得なり。但し其年には消費せられずして貯藏せられたるときは、社會財産として次年又はその以後の所得の根源となるなり。
- 第三、其年に社會に提供せられたる對人勤勞に由る欲望の満足。
- 第四、其年に産出せられ次期に於ける新なる財の生産に役立ち得べき生産方便

即ち資本の存在は吾人に欲望の間接的満足を與ふるを以て之を其年の社會所得中に計算するものとす。資本が更に次期の社會所得の根源となるは勿論なり。

第三節 私有財産及び私人所得

第一款 私有財産

通常財産又は所得といふときは、私有財産(私人財産とも云ふ)又は私人所得を指す、以下多く此略稱に従ふ。

私有財産又は單に財産といふは一私人の利益となるべき財の總額をいふ。此定義に従へば、第一、財産は財の集合なるが故に必ず價值を有すべし。故に空氣、日光、海洋の如き自由物は財産となるを得ず。第二、財産は所有と同じからず、所有も亦財産の重要な一部なりと雖、人の所有せざる物にして苟くも其人に經濟上の利益を與ふるものは亦財産なり。例へば他人に對する債權又は他人の所有地上に有する地上權永小作權の如き皆財産權なり。第三、財産の主體は必ずしも自然人のみに限らず、私法人も亦之が主體となるを得べし。

財産を分ちて享受財産及び生産財産の二とす。享受財産(享樂財産とも云ふ)とは衣食住愉樂及び奢侈等に供する財産をいふ。生産財産とは生産方便たる財産をいふ。

故に住宅遊園は享受財産にして、工場及び其敷地は生産財産なり。

財産を更に他の觀點より分ちて營利的財産と不營利的財産とするを得べし。住宅は自から居住すれば不營利的財産なれども、他人に賃貸すれば營利的財産なり。

財産形成の方法に、第一、無主物の先占、第二、他人の財産の掠奪あれども、此二方法は原始的社會又は亂世に行はれたるものにして、文明社會には殆んど其跡を絶ちたり。第三、他人の贈與又は遺贈を受くること。第四、偶然の利得、例へば富籤に當り又は所持者が何等の經濟的行爲を爲さざりしにも拘はらず、其財産の價值が騰貴したるが如き場合(ミル氏の謂ゆる不勞増富 unearned increment)。第五、相續。第六、營利即ち其財産を利用し又は勞働を爲すに由りて所得を得ること。以上第三より第六に至る四方法は現今専ら行はるる所のものにして特に第六を最も重要なりとす。

第二款 私人所得

私人所得若くは單に所得とは人が財産を所持するに由り、又は勞働をなすに由りて或一定の時期内(通常一年毎)に其所有に歸する所の財の總體にして、年々繰返し規則正しく收納せられ之が爲に所得者の從來の經濟的地位を低下することなきものを謂ふ。故に土地家財を賣却するに由りて得たる一時的收入は所得に非

ず。又相續贈與、富籤に由る收入も亦所得に非ず。

所得の總額即ち總所得の内より生産費を控除したるものを純所得といふ。例へば企業者が一年間に其製造品を販賣したるに由りて得たる貨幣の總額は彼の總所得にして、此内より生産即ち生産上使用せる土地の地代、資本の利子、工場機械等固定資本の損料、原料の代價、雇傭勞働者の勞賃、其他保険料等を控除したる額を彼の純所得(企業所得に該當す)と謂ふ。雇傭勞働者の受くる給料は別段生産費として計算せられべきもの無き故に勞賃は總所得にして同時に純所得なり。地主の受くる地代及び資本主の受くる利子は各彼等の總所得を成すべし。之より土地の改良若くは管理に要する費用、資本の貸附に要する手数料あらば是亦生産費と謂ふべく、而して此生産費を地代又は利子より控除したるものを地主又は資本主の純所得とす。然れども一人の所得は必ずしも地代、又は利子、又は利潤の如き一種のものより成らずして、是等數種のもの合せたる場合甚多き事を知らざるべからず。純所得より生計の最必要費を控除したるを自由所得といふ。何となれば之を如何に消費するも、又は之を貯蓄するも、所有者の自由なればなり。自由所得は實に租税の眞の根源にして、且又國民の富を増加せしむる要素なり。所得を分ちて、財産上の所得及び勤勞上の所得とす、財産上の所得とは土地を所有するに由りて得る所の地代、資本を所有するに由りて得る所の利子の如きもの

是なり。勤勞上の所得とは企業者の所得中其企業的勤務の報酬に當るべき部分、官吏の俸給、勞働者の勞賃等是なり。財産上の所得は所得者の生命健康の如何に由て變動するものに非ずと雖、勤勞上の所得は所得者の傷病老衰死亡に由りて減少し又は消滅するものなるを以て、前者を一に確定所得と稱し、後者を一に不定所得と稱す。されば國が臣民に所得税を課する如き場合には宜しく確定所得よりは不定所得に輕課すべきなり。

所得を更に分ちて名義上の所得及び實際上の所得とす。名義上の所得は一に貨幣的所得といひ貨幣にて受取る所得並びに貨幣以外にて受取るものと雖、貨幣に見積り得べき額を總稱して謂ふなり。例へば工場に働く職工が月給十圓を受け更に寄宿舎にて衣食住の支給をうくる場合に此衣食住の支給を貨幣に換算して十二圓なりとせば彼の貨幣的所得即ち名義上の所得は二十二圓となるなり。實際上の所得とは貨幣外即ち實物の所得並びに貨幣にて受取る所得にて購買し得べき實物の總量を指して謂ふ。故に名義上の所得は同一なるも貨幣の價值下れば、換言すれば一般物價上れば實際上の所得は減ずべく、之に反して貨幣の價值上れば、即ち一般物價下れば實際上の所得を増すべし。貨幣の價值は時代に由り又地方に由り高低あり。貨幣の價值高き時又處に於て年俸千圓を取りたる人が貨幣の價值の低き時又處に於て同額の年俸を取りたりとすれば名義上の所得は

同一なれども實際上の所得は減じたるなり。今若し年俸は二割を増加したれども貨幣價值は二割を減じたりとすれば、換言すれば一般物價は二割騰貴したりとせば、實際上の所得は毫も増減せざるなり。

第四節 地代

第一款 リカルド氏の地代説

地代とは土地其他自然的生産要素の使用に對して、支拂ふ所の報酬をいふ。例へば小作人が地主に支拂ふ所の小作料は地代の最も普通なる場合なり。漁區の使用、天然瀑布の水力の使用に對して、使用者が其所有者に支拂ふ所は、亦地代なり。又都會の借家人が支拂ふ所の借家料は、地代と利子とを包含す。詳言すれば、其家屋の建築及維持に要する資本に對する報酬(利子)と、其敷地に對する報酬(地代)とを包含するなり。實際耕作地に對して支拂ふ所の地代も亦往々資本に對する利子を含むことあり、即ち地主が其土地に改良を施したる場合は是なり。是に於て、學者は地代を分ちて、契約的地代と經濟的地代の二種とす。前者は借地人が其契約上實際支拂ふ所の地代を指し、後者は單に土地若くは自然其物の使用に對して支拂ふ所の報酬を謂ふ。

經濟的地代の起原に關しては、英國の學者リカルド(Ricardo)氏の説を最も著名

なりとす。今其説の概要を左に擧げん。

今茲に人類の未だ生息せざる國土に、一の殖民地を設定したりと假定せよ、此場合、土地の供給は潤澤にして、殖民者の總ての需要を満たして尙餘りあるべきを以て、何人も土地を使用するに就て、地代を支拂ふ者は無かるべし。然るに人口漸く増加するに及びて事情の變化を來すべし。今此殖民地の土地の性質に、甲乙丙三個の等級ありと假定せよ。其始めに當り、甲級の土地のみ耕作せられたりしが、人口の増加と共に、其收穫のみにては、社會全體の需要を充たすに足らざるを以て、更に乙級の土地をも耕作せざるを得ざるに至るべし。而して、之と同時に、甲級の土地は地代を生ずべく、而して其額は、甲地と乙地との收穫の差に由りて定まるべし。今若し甲地の一反歩が、小麥の一石を生産し、乙地の一反歩は同量の投資に由りて小麥の九斗を生産するときは、小麥の生産者は、乙地を無償にて耕やすも、甲地に向て小麥一斗の小作料(即ち地代)を支拂うて之を耕やすも、同様なるを以て、甲地は始めて小麥一斗丈の地代を生ずるに至るべし。人口尙ほ増加して、甲地及び乙地のみにては社會全體の需要を充たすに足らざるに至り、更に丙級の土地即ち最劣等地が耕作せらるゝに至るべし、而して此の土地は、前と同量の投資に由りて、一反歩毎に小麥八斗を生産すと假定せよ、其結果甲地は一反歩毎に二斗の地代を得べく、乙地は一反歩毎に八斗を生産すべきなり、何んとなれば、一反歩毎に八斗を生産すべき

丙地を無償にて耕作するも、九斗を生産すべき乙地に對して一斗の地代を拂ひ、または一石を生産すべき甲地に對して二斗の地代を拂ふも、畢竟同一なるを以てなり。

夫れ土地は自然の恩惠物なり、若し土地が他の自然の恩惠物たる空氣又は日光の如く、吾人の需要に對して無限に存在せば、地代を生ずること無かるべし。然るに人口の増加に伴ひ、良好なる土地は稀少となり、吾人は飢餓を避くる爲に、漸次に劣等地を耕さざるを得ざるに至る。是に於て、現在耕作せらるる最劣等地、即ち未だ地代を生ぜざる土地よりも、優等なる土地は、其優等の度に應じて、地代を増加し、又は新に之を生ずるに至る。此現在耕作せられて未だ地代を生ぜざる最劣等地を指して、耕作限界といふ。ゆゑに一の土地の地代は、其土地の收穫高と、限界的耕地の收穫高との差額に外ならず(勿論同量の勞力及び資本を投じたるものと假定す。)

然れども、吾人は、單に優等地より漸次劣等地に向て、疎放的(extensively)に其耕作限界を延長するのみならず、優等地に於て、從來投下したる資本及び勞力の分量を増加するに由りて、集約的(intensively)に其耕作限界を低下せしむるを得べし、即ち此後の場合に於ては謂ゆる收穫漸減法則行はるるものとす。例へば前に述べたる甲地に於て資本及び勞力の第一量(資本何圓、勞力何人といふ代り)を投下したる結果、

一反歩毎に小麥一石を得、更に同量なる資本勞力の第二量を投下したる結果、小麥の九斗を増收し、第三量を投下したる結果、八斗を増收し得たりと假定せよ、此場合に、甲地に第三回の投資(資本及勞力を投するをいふ)を爲すも、丙地に第一回の投資を爲すも、其結果は同様なるを以て、農夫は寧ろ甲地に向て第三回の投資を爲すべし、此場合に於て、甲地の集約的耕作限界の收穫高八斗は、恰も疎放的耕作限界なる丙地の收穫高と同じと雖、甲地に向ての第一回の投資の結果たる收穫高は一石にして、第二回の投資の結果は九斗なりしを以て、八斗と一石との差の二斗及び八斗と九斗との差の一斗、即ち合計三斗は甲地の地代たるを得るなり。

土地の收穫高の差等は、地代を生ずること前述の如しと雖も、尙此外に土地の位置、即ち土地が市場に對する遠近の關係は、亦地代の原因となるものなり。土地の肥度は縦合同等なるも、市場に近き土地は、其遠き土地よりは第一に耕作せらるべく、而して人口の増加の結果、其遠き土地をも耕作せざるべからざるに至りては、其近き土地は地代を生ずべし。然れども、地代に差等を生ぜしむべき永久的原因は寧ろ土地肥度の差等に在りて、位置の差等に在らず、何となれば、人口の増加は往新なる市場を設置せしむべきを以てなり。

第二款 リカルドー氏説の反對説

リカルドー氏の地代説に對しては種々の反對説出でたり其重なるものを左に

掲ぐ。

第一 米國の經濟學者ケリー(H. C. Carey)氏等は思へらく、リカルドーは土地の耕作が其最良なる處より始まりて漸次不良の處に及ぶとなせども、是れ歴史上の事實に背くと、實にケリー氏の謂へる如く、世界の各處に於て、人民は先づ高燥なる地に居住したることありと雖、此事たる單に農業上の利益の爲のみに非ずして、其他の目的、例へば外敵に對する防禦、又は疾病の豫防等の爲なることを記憶せざるべからず。況んや、我國及び歐洲諸國の如き舊國に於ては、大抵良好なる土地は早く既に開墾し盡され、而て漸次荒蕪地及び山岳傾斜地が耕作せらるるに至るを目撃するに於てをや。今假りに一步を譲り、ケリー氏の耕作は不良の土地より始まるとの説を正しとするも、リカルドー氏の地代説の根據は、之が爲に顛覆されることなし。其故如何にといふに、或土地の地代は、其收穫高と耕作限界の收穫高との差なるを以て、始めに耕されたる土地(即ち丙地)の收穫高は一定の投資高に對し一反歩毎に小麥の八斗を得て未だ地代なかりしに、次に耕やされたる土地(乙地)は、同量の投資高に對して小麥の九斗を得、又最後に耕されたる土地(甲地)は、小麥の一石を得たりとすれば、乙地に小麥の一斗に相當する地代を生じ、甲地に同上二斗に相當する地代を生ずべきなり。

第二 或學者は曰く、リカルドー氏は、地代なき土地を耕作限界と稱すと雖、現時

實際耕作せられつつある土地は、如何に不良と雖も、地代なきものはあらずと。此駁論亦當らず。蓋し良地と不良地とは、必ずしも常に相隔絶し、各々廣き區域に互りて、別々に存在するものに非ずして、往々犬牙交錯して、各所に散在することあり。故に人が一の土地を他人より借入るるに當りては、良地と不良地とを取り雜ぜ借入るるなるべし。而して斯かる場合に、名義上は一反歩に付若干との割合にて地代を拂ふことありとするも、其實は全く良地の部分に對してのみ地代を拂ひ、不良地の部分は之を計算に入れざるに多し。然らば學理上に於て謂ゆる耕作限界即ち地代の未だ生ざる土地の實際に存在することは決して否定するを得ざるべし。

第三款 都會地の地代

余輩は、前二款に互りて、主として農地の地代に就いて説明したりと雖、其理論は之を都會地の地代にも同じく適用するを得べし。但し、都會地の地代に就ては、土地の肥度は、之を除外し得べく、ただ土地の位置の良否が、地代を生じ、及び地代の差等を引起すものなりと謂ふべし。

都會の土地に位置の良否の差等あるは、固より論を俟たず、而して此差異が、經濟的地代を生ずることも亦明白なり。何となれば、位置の良度を異にする甲乙二種の同面積の土地に向つて、各同量の資本勞力を投下するときは、其報酬(即ち收穫)は、

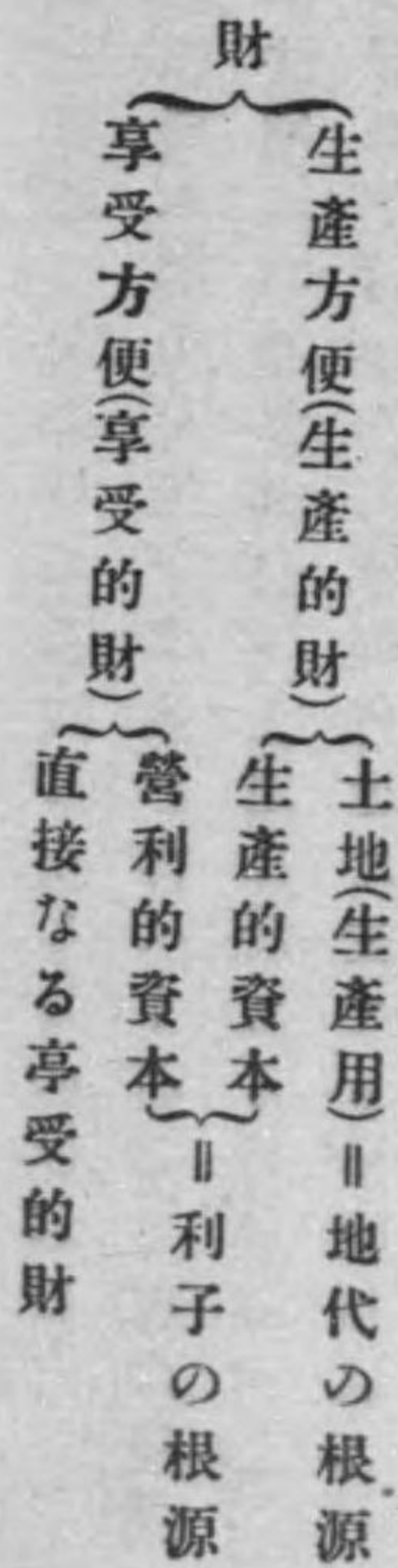
必ず甲地に大にして、乙地に小なるべければなり。又甲地は乙地よりも一層集約的に資本勞力を投下するを得べく、而して彼の農業地に於て行はるる所の收穫遞減法則は亦必ず都會の土地に於ても行はるべし。蓋し此法則は農業地に於ては一層早く行はると雖、都會地に於ても早晩行はるべきものなり。現代の都會の建築物は鐵骨を以て組立て之を數十階の高きに達せしむること容易にして、殊に米國の都會に於ては、此摩天樓を見ること最も多し。然れども此等の投資も、或一定の限度に達すれば其報酬(即ち收穫)は漸減せざるを得ず。何となれば家屋にして愈大に且愈高ければ、基礎を愈々堅くし、壁を愈厚くするを要し、光線及び空氣の採入、危険の豫防等の爲に周圍に空地を要すること愈多く、又昇降機に要する費用は増加し、而して人及び貨物の昇降に就ての不便及び費用は増加すべければなり。

第五節 利子

第一款 利子の意義

資本は、之れを國民經濟上より見るときは、生産物にして生産に用ひらるるもの即ち生産方便たる物なり(第二編第二章第五節參照)。然れども、私經濟上より見るときは、資本とは生産物にして營利の方便たるものを謂ふ。國民經濟上の資本を生産的資本と稱し、私經濟上の資本を營利的資本と稱す。生産的資本は、生産論に

於ける研究の最も要用なる項目の一を成すと雖、營利的資本は分配論に於ける最も要用なる主題の一なり。分配論に於ては、吾人は資本が生産に助力するといふ點に重きを置かずして、資本が吾人の所得の根源となるといふ點に注目す。多くの場合に於て生産的資本は同時に營利的資本なりと雖、生産的資本にして營利的資本に非ざるものあり、例へば國有の道路、橋梁、港灣等の如し。營利的資本とは、人の生産したる所の財にして、個人の所得の根源となるべきものを謂ふ。これに二種あり、其一是生産的資本即ち國民經濟上の資本にして私有財産の一部を成し、個人の所得の根源となるべきものなり、之を生産的兼營利的資本と稱す。土地、其物は營利的資本の外に置くを可とす、何となれば之より生ずる所得即ち地代は、資本より生ずる所得即ち利子とは全く其性質を異にするを以て、別に之を研究するを要すればなり。其二是、個人が所有する耐久の享受的財にして、他人に貸貸するに由りて所有者に所得を獲せしむべきものなり。以上二種の資本より生ずる所得を指して利子と稱す。



第二款 利子に關する學說

利子に關しては、古來種々の學說あり。古代の學者は、多くは貸金に對して利子を取ることを不法不當と論斷したり。希臘の哲學者アリストートル氏は、貸金に對して利子を取ることを以て、總ての營利方法中最も嫌惡すべきものとなせり。羅馬のシセロ氏は利子を取ることを殺人罪と同一視したり。歐洲中世を通じて、基督教會は、利子を取ることを嚴禁したり。斯の如く、古代に於て、利子不法説の行はれたる所以は、蓋し當時の借財は、今日の如く生産上の目的に供せらるることは甚だ稀にして、大抵個人の消費の目的の爲め、若くは窮民の救済の爲に供せられたるを以てなり。然れども商業の發達に伴ひ、利子を取る慣行は漸く一般に普及し、特に近世の資本的生産の興起するに及びては、利子は必要缺く可からざるものとなり、隨て近世の學者にして、利子の正當なるを説明するもの輩出したり。今其重なるものを擧ぐれば

第一。生産説 此説に依れば、利子は資本の生産力に對する報酬なりとす(Malthus, J. B. Say, von Thünen, Carey, Leroy-Beaulieu 等の説は之に屬す)。此學説は、或は暗黙に生産物の分量と其價值とを同一視するか、若くは兩者の間の關係及び差別を明白に説明するを避くるよりして、兩者を混同するの弊あり。且此説は、主として資本の需要の側より立説せるものにて、即ち此説は「何故に人は資本の使用に對して利

子を拂ふことを辭せず、又は之を拂ひ得るか』の間に答ひ得べきも、未だ以て「何故に人は利子を拂はざるべからざるか」を説明するに足らざるなり。

第二。制慾説　此説は利子を以て資本主が其資本を自己の直接の消費に供するを見合せたる苦痛に對する報酬なりとす (Senior, Cairnes, Chamberlain 等の説は之に屬す)。此説は資本成立の根源と利子の根源とを混同するものなり。制慾は資本を成立せしむるに與かりて力ありと雖、之を以て利子の根源若くは原因とするを得ず。且此説は資本の供給の側より立説せるものにて、即ち此説は「何故に利子を拂はざる可からざるか」を説明すと雖、未だ以て「何故に利子の割合に高低あるか」を説明するに足らざるなり。

第三款　　埃國學者の利子に關する學說

埃國學者特にボエーム、バヴェルク氏 (Boehm-Bawerk) が利子に關する學說は、蓋し最も正鵠を得たるものの如し。氏は、現在財の價值は、未來財の價值より高しとの理由に本づき、利子を説明す。即ち現在の百圓は、一年後に受取るべき百圓よりは價值高し。此點は貸主より見るも、借手より見るも同様なり。故に今茲に、年利五厘の割合にて百圓の貸借行はれたりとすれば、貸主は現在の百圓の價值を以て、一年後の百圓の價值に同じと思ひ、借手も亦同様に思考したるを以て、此貸借は成立ちたるなり。

然れども、實際に世上に行はるる貸借は、利率の至て低きもあるべく、又至て高きもあるべし。蓋し當事者間の社會的・道德的關係、貸借期限の長短、貸借に伴ふ危険の大小有無、當事者の金融市場に對する知識の程度等は、實際の利息に差等を生ずべし。即ち貸主が借手に對し何等か懇親の關係ある爲、低利若くは無利息にて貸す場合あるべく、又短期債は長期債に比すれば期限毎に書換等の手数多きが故に、利率は通常長期債より高かるべく、又辨濟不能の危険多しと見るときは、貸主は高利に非ざれば、貸出を爲さざるべし。

其他消費的債(第三篇第三章第二節)の場合には、借手は多く金融市場の狀況を熟知せず、又は之を顧みるの怠なきを以て、不當に高き利率にて借財することあるべし。然れども、經濟上利子の原理を論究するに當りては、此等の妨害原因 (disturbing causes) を離して、即ち稍長期に亙る貸借に就て多くの貸主と多くの借手との間に完全なる自由競争が行はるる前定の下に於てせざるべからず。此前定の下に利子を決定するものは何ぞや。

前述、埃國學者の説に従へば、現在財の價值は未來財の價值より高し、而して此價値の差は即ち利子なりと謂ふと雖、多くの貸手並に借手の此差の評價は同一ならざるべきを以て、次に起る問題は、如何なる貸手又は借手の評價が、一般利子の割合を決定するやの問題なりとす。請ふ、之を左に説明せむ。

先づ資本に對する需要の方面より説明せむに、一社會に或一定額の資本が存在すと假定し、而して之を借入れむとする甲一、甲二、甲三、甲四等あり、而して甲一は其一部を年利高くとも一割ならば借入れむと望み、甲二は八分ならば借入れんと望み、甲三は七分までならば、甲四は六分までならば、甲五は五分までならば借入れんと欲する場合に、若し資本の供給額が甚だ少くして、僅に甲一人丈の所要額に止まるときは、甲一甲二等五人の競争の結果は、年利八分乃至一割の間の或率にて全部甲一の借入る所となる可し。然れども、之と同時に資本供給者の側にも、互に競争せる乙一、乙二、乙三、乙四等あり。乙一は年利二分までならば、或一定額を貸さんと欲し、乙二は年利四分、乙三は五分、乙四は六分、乙五は七分ならば貸出さんと欲す。而して乙一以下乙五までの五人の資本供給額は甲一乃至甲五の五人の需要額に應ずるに足るものなる場合には、此假定せる社會の一般利子の割合は、六分ならざる可からず。即ち利子の割合は恰も需要と供給との平均點に定まる、更に之を詳言すれば、限界貸主(前例に於ける乙四)が現在財と未來財とを比較量定せる差價か宛も限界的借手(前例に於ける甲四)の同様の量定差價と一致したる點に定まるなり。即ち左表の如し。

借手 其量定差價	甲一	甲二	甲三	甲四	甲五
	一割	八分	七分	六分	五分
	限内借手				
	限界				
	限外				

貸手 其量定差價	乙一	乙二	乙三	乙四	乙五
	二分	四分	五分	六分	七分
	限内貸手				
	限界				
	限外				

何となれば、若し利率が六分より低きときは、貸手の一人乙四は退き、而して借手が更に増加すべきが故に、借手の間の競争は、利率を上ぐるに至るべく、又利率が六分より高きときは、借手の一人甲四は退き、而して貸手は更に増加すべきが故に、借手の間の競争は、利率を下ぐるに至るべければなり。

前表に示せる甲四は、限界的借手にして、甲一、甲二、甲三は限内借手なり、而して甲五は限外借手若くは豫備借手なり。乙四は限界的貸手にして、乙一、乙二、乙三は限内貸手なり、而して乙五は限外貸手若くは豫備貸手なり。豫備借手は利率が下るときは借入れに加はるべきものにして、豫備貸手は利率が上るときは貸出に應ずべきものなり。而して限界借手及び限界貸手は、其借入若くは貸出資本に對する、現在價值と未來價值との量定差價が、恰も利子に相當するが故に、貸借に由りて何等の餘剰を得ずと雖、限内借手及び貸手は餘剰を得べし、即ち前表に依れば、甲一及び乙一は四分の餘剰を得、甲二及乙二は二分、甲三及乙三は一分の餘剰を得べきなり。以上は、資本の需要及び供給の兩方面を各人に就て説明したれども、更に資本の各部に就て説明するを要す。即ち同一人と雖、資本の各部に對する量定差價は、同

一ならざるべし。例へば、甲一が或事業を行はむとするに方りては、其得る所の資本の第一部は、最も緊要なる方面に投ずべく、而して第二部は、緊要の度稍低き方面に投ずべく、甲二、甲三、甲四等が資本を適用するに就ても、亦然るが故に、結局一社會に於て需要せらるる資本の效用は、其最始の部分に最大にして、以下其效用は遞減して、其最終の部分に最小となるべし。之に反して資本供給者、例へば乙一は巨富を有する人なりと假定し、其餘裕ある資本を如何に投資するかといふに、彼は其第一部を親戚故舊等に無利息にて融通することもあるべく、又は終身生命保險の掛金に充てて利子を得ることを全然度外に措く事あるべく、即ち此等の投資に對する彼の苦痛は皆無又は僅少なり。然るに投資高が漸く多くなるに隨ひ苦痛は漸次増加するを以て、之が報酬として利子を要望する程度も一層増大せざるを得ず。他の貸手即ち乙二、乙三、乙四等も亦然るが故に結局一社會に於ける資本の供給に伴ふ犠牲は其最始の部分に皆無又は僅少にして、以下漸次増加し、其最終の部分に最大なりと謂はざるを得ず。斯の如く、資本の效用は、其分量の増加に伴ひて漸減し、資本供給に伴ふ苦痛は、漸増して、兩者は或一定點に於て一致すべし、是れ即ち其社會に於ける一般利子の割合なりとす。

第六節 給料若くは勞賃

第一類 給料の意義及び種類

給料又は勞賃銀又は勞賃とは勞力に對する報酬をいふ。抑も勞力を爲す者に、他人に雇使せらるる者と、然らざる者とあり。前者を雇傭的勞働者と謂ひ、後者を自主的勞働者と謂ふ。現今の通語に於て單に勞働者と謂ふときは、多くは雇傭的のものゝを指す。又給料若くは勞賃といふときは、雇傭的勞働者が其勞働の報酬として雇主より受くるものを指す。

給料を分ちて、通貨的給料と實物給料とす。通貨的給料とは貨幣紙幣等の通貨を以て支拂はるる給料をいひ、實物給料とは衣食住等の實物を以て支拂はるる給料をいふ。通貨的給料は一に名義的給料と稱す、而して通貨的給料を以て購買し得べき實物並に實物給料を總稱して實際的給料といふ。

名義的給料の大小は、必ずしも實際的給料の大小と一致せず。名義的給料は高くして實際的給料は却て低きことあり、又之と反對の場合あり。今其の理由の重なるものを擧ぐれば左の如し。

第一 通貨の購買力の變動

通貨の購買力の變動は、種々の原因より生ずれども、其最も重なるものを擧ぐれば、政府が貨幣を改鑄して其品位を下したるとき、又は濫りに不換紙幣を發行して爲めに紙幣と正貨との間に價格上大なる差異を生ぜしめたる如き是なり。

此等の場合に於ては、通貨の購買力低下し、即ち一般物價騰貴するを以て、タトへ名義的の給料即ち通貨的給料は高くとも其購買し得べき衣食住即ち實際的給料は低からざるを得ざるなり。又金銀鑛の大発見ありて貨幣の分量遽かに増加する時も亦同様の結果を生ずる傾向あり。

第二 給料支拂の形式の差異

給料を單に通貨のみにて支拂ふことは、現今最も一般に行はるる形式なれども、尙職業の種類に由り、又は地方に由りては、雇主が労働者に對し通貨的給料の外に衣食住其他物品の支給を爲す場合多しとす。例へば、田舎の作男が衣食住の支給を受くる如き、大工場の職工が寄宿舎に居住し、病氣の時雇主より醫療の手當を受け、又は時々娛樂的會合の催しに接する如き、是皆實際的給料の一部を成すものなり。されば、單に名義的給料の大小のみを以て、實際的給料の大小の測度とすべからざるや明かなり。

第二款 通貨的給料の種類

雇主たる企業者が、其雇傭的労働者に向て爲す所の給料仕拂の形式に、通貨を以てすると、實物を以てするの二種あることは、既に述べたり。而して今其最も一般普通に行はる所の通貨的給料に就て見るに、又左の如き種々の形式あり。

第一 時間拂賃銀

これは労働の^〇時限を標準として仕拂ふ所の賃銀にして、例へば、日給、週給、月給、年給の類これなり。時間拂賃銀を受くる者は、仕事の緩漫に流るる弊あり。然れども精巧を要する仕事には此賃銀方法を適用するを宜しとす。

第二 出來高拂賃銀

これは仕事の出來高を標準として仕拂ふ所の賃銀にして、此賃銀を受くる者は仕事の緩漫に流るる弊なくして、彼は成る可く敏速に仕事を仕上げんと勉むべし。然れども是は粗製濫造の弊に陥り易きを以て之には嚴密なる監督法を設くる必要ありとす。

第三 優等製品の賞金

これは職工が品質の優等なるものを製作したる時に與ふる賞金にして、前述出來高拂賃銀の缺點を矯むる效あるものなり。

第四 賣上げ金の一部給與

是は商店の主人が、其手代番頭等に、一定の給料の外に於て、賣上げ金高の一部を給與するものにして、彼等の熱心勤勉を獎勵するの大效あるものなり。

第五 節約に對する賞金

是は各種の工業運輸業に於て、原料燃料等の節約に對して、職工に給與する所の賞金にして、彼等をして原料燃料等を浪費する弊を矯むる效ありとす。

第六 標準移動賃銀 (Sliding Scale)

是は歐洲の炭坑製鐵所等に於て往々行はるゝ方法にして賃銀の額が生産物の相場の高下に隨ひ變動するものなり。例へば、或炭坑に於て、或時に於ける石炭の相場を以て其標準價格と定め置き、此時坑夫の受取るべき給料額を雇主と坑夫との雙方の合意を以て標準賃銀と定め置き、其後石炭の相場が其標準相場より上下する毎に職工の受取るべき賃銀も亦之に比例して其標準賃銀より上下するものとするなり。此方法は雇主と労働者との間の衝突を防ぐの大效あれども、實際に於ては、生産物の標準相場及び標準賃銀を定むること困難にして、且此方法を行ふに必要な計算が甚だ複雑なるが爲に、此方法は未だ廣く各種の産業に採用せらるゝに至らず。

第七 雇主と雇人間の利潤配分 (Profit-sharing)

是は雇主が其労働者に對し豫め約束を爲し彼等に對し一定の賃銀を仕拂ふ外に雇主の企業より生ずる利潤の一部を彼等に配分する方法なり。是には(甲)労働者に等級を設けて其等級の上下に従ひ配分率を異にする方法と、(乙)單に労働者の賃銀の額に比例して配分する方法とあり。甲法よりは乙法を優れりとす。又以上何れの方法に従ふも更に左の二方法あり。

イ、直配分 即ち現金を直ちに配分する方法

ロ、延配分 即ち配當すべき金を貯蓄銀行か又は養老年金局かに預け入れしめ又は二者を兼ねる方法

之を要するに利潤配分法は、實に雇主と労働者との衝突を和らげ、相互の利益を結合し、労働者をして、勉勵、忠實、注意、節儉、忍耐、好學及び協力心の如きあらゆる産業上の美德を發達せしむる效果ありとす。

第三款 給料の高低

給料若くは勞賃の高低に關しては、一般給料の問題と比較給料の問題とあり。第一 一般給料の問題は、各労働者の種類等級を暫く度外に措き、一般に労働者の給料に高低ある所以を論ずるものなり。一般給料の高低は勞力に對する需要と之が供給との關係に由る。即ち勞力の供給が其需要に超ゆるときは給料は下落し、其需要が供給に超ゆるときは、給料は騰貴すべし。斯く説明したるのみにては尙ほ甚だ漠然たるを免かれず。故に勞力の供給及び其需要の何たるかを一層詳細に説明するを要す。

勞力の供給は、一には人口即ち労働者の數に關し、二には労働堪能に關し、三には労働時間の長短に關す。労働者の數及び堪能は縦令同一に止まるも、労働時間が減少すれば、それ丈勞力の供給が減少したるものと謂ふべし。歐洲諸國中拉丁系ラテンの諸國(西班牙、葡萄牙、意大利等)は一年間に休日甚だ多きが故に其産業の進歩を阻害すること

尠なからず。されど、労働時間の餘り多きに過ぎ、幼少婦女をして日々十時間以上の勞役に服せしめ、甚しきは夜業を爲さしむること現時の我國に往々見るが如きは國民の勞力堪能を永遠に減少するの弊ありとす。

國民の勞力堪能は、其知識道德強健熟練及び勤勉の如何に基づくものにして、勞力堪能の大なる者は、其小なる者より高き給料を受くべきは勿論なり。然れども高き給料は労働者の勞力堪能を高からしむる效果あり、故に現今文明諸國に於ては、高き給料が、安き給料より却て經濟的なるを實驗す。要するに優秀なる勞力堪能と高き給料とは互に原因となり、互に結果となるものなり。

人口即ち労働者の數が、給料の高低に大關係あるは、論を俟たず。抑も人類は其同類を繁殖せしむる自然的傾向を有し、結婚を爲し家族を組織せんとする欲望は人類欲望中の最も強く且最も一般なるものの一なり。然れども、人は衣食住其他に對して、猶一層大なる欲望を有すべく、人に由りては、最も重きを教育學藝等に置くもの亦之れ無きに非ず。之を要するに、文明諸國民は、其現在の生計愉樂の程度を維持し増進せんと勉むる者にして、之が爲には結婚を延期して家族を組織することを後廻しとするも、亦辭せざるなり。然らば何をか労働者の生計愉樂と謂ふ乎、曰く労働者の各人又は其階級が常に享受し及び固執する所の生活上の必要便宜及び愉樂の總額をいふなり。此生計愉樂の程度は給料を決定するに就て大な

る勞力を有するものなり。詳言すれば労働者の生計愉樂の程度は、給料の最小額を決定するものにして、若し給料が下りて、此程度を維持する能はざるに至るときは、労働者の人口は減少して、即ち従前の生計程度を恢復する迄勞力の供給を少なからしむべきなり。

以上は勞力の供給に就て述べたり。次に勞力の需要に就て述べざるべからず、勞力の需要を決定するものは、労働者が生産上に貢獻して生産せしめたる財の價値の分量なり。此勞力の結果たる生産物の價値は、給料の最大額を決定せざるべからず。何となれば、若し給料にして勞力の結果たる生産物の價値を超過するときは、資本主及び企業者は其正當なる分配額を得ざるべきを以て、結局生産を縮小せざるを得ず、隨て労働者の需要を減ずべければなり。是故に、一般給料は、労働者の生計愉樂程度に由りて決定せらるる所の最小額と、勞力の結果たる生産物價値に由りて決定せらるる所の最大額との間を動搖すべし。即ち給料契約の當事者たる労働者對企業者の懸引勞力の大小に従ひて此間を動搖すべきものにして、労働者の懸引勞力大なれば、給料は最大額に近く定まるべく、企業者の懸引勞力大なれば、給料は最小額に近く定まるべきなり。

第二 比較給料の問題は、各職業間に給料の差等ある理由を研究す。此問題も亦一般給料に於ける理論を適用するを得べし。即ち或階級に屬する労働者の給料

は之に對する需要と之が供給との關係及び其懸引勢力の大小に由るものなり。然れども比較給料を論ずるに就ては、特別の説明を要するものあるを忘る可からず。比較給料に於ける差等は、多くの場合に於て過去の事情に由りて定まれるものにして、之を理解する爲には各人の父祖の代に遡らざる可からず。されば職業に専ら精神を役するあり、専ら肉體を働かすあり、而して此二種の内にも亦幾多の階段あり。就中高き給料を得る職業は固より多數人の就き難き所にして、たゞ少數者のみ種々の困難を排して之に就くを得。蓋し優れたる天稟に由り、遺傳に由り、及び多くの時と費用とを要する教育に由るものなり。其他之より下級の職業と雖、亦それぞれの過程經歷を要するものなり。故に謂ゆる不熟練労働に非ざる限りは、各種の職業に、謂ゆる無競争團(Non-competing groups)を形ち造るものとす。無競争團とは甲の職業の需要増加して其給料高くなり、乙の職業の需要減じて、其給料下りたる場合と雖、到底人が俄に乙の職業を去りて甲に就くこと能はざる如き状態に在るを謂ふなり。固より長き年月に就て之を見れば比較的需多多くして給料高き職業には自から之に就く者を増加すべしと雖、勞力の移動は、決して貨物の移動の如く容易に迅速に行はるるものに非ざるなり。

アダム、スミス氏は職業の異なるに従ひ、給料の異なる五箇の原因を挙げたり。(二七七六年著國民の富第一卷第十章)

(1) 職業の愉快若くは不愉快 職業に困難なるあり容易なるあり。又清潔なるあり汚穢なるあり。又榮とすべきあり辱とすべきあり。困難なるもの、不潔なるもの、又は辱とすべきものは、容易なるもの、清潔なるもの、又は榮とすべきものより多額の給料を受くるを常とす(勿論他の事情が同一ならば)。スミス氏の時代に於ては裁縫師の賃銀は織物師の賃銀より少額なりき、何となれば裁縫は織物に比して其職業容易なりしを以てなり。然るに今日に於ては社會の状態變遷したるを以て必ずしも織物は裁縫より困難なりと謂ふを得ず。スミス氏曰く織工の賃銀は鍛冶工より少額なり、是れ其職業の容易なるが爲めに非ずして、大に清潔なるが爲なりと。其他屠牛者又は罪人の死刑を行ふ獄吏の如き、多數人の嫌惡する職業は、通常大なる賃銀を受くるものなり。

(2) 職業練習の難易 職業を習得するの難易及び其費用の大小が、給料に影響するは、固より論を待たず。土方及び人足は大工左官石工より賃銀低し、何となれば彼等は習得を要せざればなり。又大工左官石工は、美術的職業に比し、賃銀低し、何となれば大工等の習得は一層容易にして多額の練習費用を要せざればなり。

(3) 職業の常住若くは臨時的なること 常住的職業は臨時的職業に比すれば、概して賃銀の低きを常とす。雇傭的労働に就て之を見るに雇傭の整齊(regularity of employment)の度は一には職業の性質若くは期節の關係に由り、二には社會上若くは

營業上の理由に本づく。農業に在ては通常秋期は勞銀高く春期は低しとす。又漁業建築業其他戶外職業は期節に従ひて職業の閑忙一ならず。之に反して織物紡績造靴製紙等は、大抵期節の影響を蒙むることなく、又職業の性質上、雇傭の不整齊を來すものに非ず。

雇傭の整齊に關する社會上並びに營業上の理由として數ふ可きもの内其重要なるは、同盟罷工、工場閉鎖及び經濟危機(又は恐慌)とす、此他祭祀又は宗教上の休日も亦社會上の原因として數ふ可きものなり。

(4) 職業者に對する信任の大小 スミス氏が例證せる如く、金銀寶石等の貴重品の細工人が多額の給料を受くる第一の原因は、實に信任の大なるに在り。又吾人の生命を委託する醫師及び吾人の財産名譽若くは生命を委託する辯護士の如きも亦同前の理由に因りて、多額の報酬を受く。其他金錢の出納を掌る所の會計吏が、多額の給料を得るも、亦此理由に外ならざるなり。

(5) 職業成效の見込の大小 是れ(2)と相關聯するものにしし、或職業、例へば尋常の手工労働者と爲らむと欲せば其十中の八九は成效すべしと雖、精巧なる技術家、發明者、又は學者と爲らむと欲せば、其成效甚だ覺束なし。スミス氏曰く人若し其子を靴師の徒弟と爲せば、其子の靴を製造し得るに至るは、余輩の保證する所なり、然れども、若し其子を法律學校に入學せしむるに於ては、其成效は二十分の一に過ぎ

ずと。氏は又曰く、今夫れ富籤に於ては、負者の金錢は悉く勝者の掌裡に歸す然らば、茲に二十人成效せずして、唯一人のみ成效する職業あらば、其成效者は二十人分の賃銀を得るを正當とすと。

第七節 利潤若くは企業利益

第一款 利潤の意義及び内容

企業より生ずる所得を、利潤若くは企業利益といふ。企業とは既に第二篇第二章第七節に詳説せる如く、狹義に於ては、他人の需要に應ずる爲に、自己の計算及び危険に於て、貨物の生産を主宰するを謂ふ。或學者は企業者が其生産物を賣りて得たる收入より、彼が其雇傭労働者に支拂ひたる給料他人の土地又は資本を借用したる爲に支拂ひたる地代又は利子を控除して残りたる額を指して利潤と稱すと雖、余輩は之を總利潤(Gross Profit)と稱して、以て其内の一部を占むる所の純利(Pure or net profit)と區別するを可なりと信ず。

總利潤は左の各項より成る。

- 第一。企業者自身の所有の資本に對する利子
- 第二。企業者自身の所有の土地に對する地代
- 第三。企業者自身の労働に對する給料
- 第四。資本の減價補充資金(depreciation fund)

- 第五。損失の危険に對する準備金即ち廣義の保險料
- 第六。獨占的利益
- 第七。偶然の利益
- 第八。純利潤

是に由て之を觀れば純利潤は總利潤より前記第一乃至第七を控除せる殘餘なること明かなり。

第一及び第二の控除すべきは勿論なり、何となれば、企業者は、既に他人より借入れたる資本及び土地に對する利子及び地代を總收入より控除するに於ては、之と同性質を有する自己所有の資本及び土地に對する利子及び地代を控除すべきは固より當然なればなり。

第三は小規模の企業に常見する所にして、即ち企業者が、其雇傭労働者と同種の労働を爲す場合には、之に對する給料相當額を、雇傭労働者の給料と同じく、生産費として、總收入額より控除すべきは當然なり。其他企業者の指揮監督に對する給料 (wages of superintendence) は、亦彼の精神的高等労働の報酬にして、其實質給料に外ならざるを以て、同じく控除すべきものなり。

第四。資本は、流動資本ならば急劇に消耗せられ、固定資本ならば緩徐に消費せらるるを以て、共に之が補充積立を爲さざるべからず。

第五。企業者は應需企業たると商品企業たるとを問はず、絶えず損失の危険を冒すものなり。商品企業に在りては、社會の需要を豫想して生産を爲すが故に、此豫想が外るときは損失を蒙るべし。又應需企業と雖、豫め職工を雇入れ置き、又は工場機械等を備へ置くを要するが故に、業務の閑繁に由り、損益あるは勿論なり、近來各種の保險事業の進歩に伴ひ、企業者は其危険の一部を保險會社に負擔せしむるを得、又工事受負人が、再受負人に危険を負擔せしむるありと雖、企業者の負擔すべき危険も、亦少かならず。故に此等の危険に對する準備金は、保險會社に支拂ふ所の保險料と共に宜しく總收入中より控除すべきものなり。

第六。獨占より生ずる利益は企業總利潤の中に必ず有りとは限らざるものにして、單に獨占的企業の場合にのみこれ有る項目なり。是は通常の利潤とは大に其性質を異にするものなるを以て、若しこれ有る場合には、是亦純利潤の計算外に置くを要す。

第七。偶然の利益も、亦總利潤の中に常に有りとは限らざるものなり。例へば戦争が勃發せる爲に軍需品の供給者又は海運業者等が偶然の利益を得るの類なり。是も亦前項と同じく純利潤の計算外に置く可きものなり。

第八。純利潤は總利潤より前掲第一より第七に至る諸項を控除して得たる殘餘なり。但し場合に由りては總利潤中に必ずしも以上の七項を悉く含有せざる

ことあるべし、例へば自由競争の完全に行はるる企業に於ては、第六の利益は皆無にして、第七は例外として稀に之れあるに過ぎざるなり。

第二款 純利潤の性質

純利潤は前款の解剖的説明に由りて明かなるが如く、卓越せる企業能力より生ずる報酬にして、獨占的利益や、偶然の幸運や、又は労働者の指揮監督の勤勞等に、毫も關係なきものなり。故に一の社會に於ける幾多の競争せる企業者中其企業能力の最劣等の者は、純利潤を得ることなし、詳言すれば彼の生産物の價格は僅かに以て其生産費用を償ふに止まり、即ち彼は其借入れたる又は自己の資本に對する利子、借入れたる又は自己所有の土地に對する地代、労働者に對する給料、自己の労働に對する給料、資本の減價、補充資金及び損失の危険に對する積立金を爲すを得るに止まり、何等餘利を得ることなかるべきなり。之を限界的企業者と稱す。限内企業者は其企業能力が、限界的企業者に卓越せる程度に準して、差異的利潤を受くべし。

純利潤の第一の特質は其差異的報酬 (differential return) たること是なり、此點は地代と酷く肖たり。土地の生産力の差等が地代を生ずるが如く、企業者の企業能力の差等は利潤を生ず。又現在耕作せらるる最劣等の土地、即ち耕作限界に地代無きが如く、現在營業せる最劣等の企業者、即ち限界的企業者は純利潤を得ず。且又

生産物の價格は最大生産費に由りて決定せらる、詳言すれば耕作限界若くは限界的企業者の生産費に由りて決定せらるるが故に、夫の給料及び利子が價格の一部を成して、價格を決定する原因となるに反し、地代及び利潤は生産物の價格の一部を成さずして、其額は生産物の價格に由りて決定せらるるものとす。換言すれば、貨物の價格の高きは、卓越せる企業者が大なる利潤を得るが爲に非ずして、彼が大なる利潤を得るは、貨物の價格が高き故なりとす。是れ、恰かも穀物の價の高きは、地代の高きが爲に非ずして、穀物の價の高きことが地代をして高からしむると同じ。學者が、往々純利潤を指して、personal rent と謂ふは、宜なる哉。

然れども、純利潤の第二の特色は、其永續性を有せざること是なり。此點は地代と大に異なり。卓越せる企業者は絶えず輩出して、競争に参加するが故に、高き純利潤を得たる人も、間もなく其地位を維持する能はざるに至り、企業界は絶えず新陳代謝して、一般の企業能力は進歩し、物價は低落する傾向を生じ、而して改良進歩の趨勢を長ず。之に反して優等なる土地は、決して劣等なる土地の品位を高むる能はずして、地代は永久的に益々高くなり行くなり。

第二章 消費

第一節 消費の意義及び種類

吾人が物の效用を享受して以て其欲望を充すときは、之れを物の消費と稱す。約言すれば、物の消費は效用の享受なり。物の消費は多くの場合に於て其效用の滅失を伴ふと雖、稀には滅失せざることもあり、例へば建物の敷地の如きは、天地の變動なき限りは、永久に使用せらるべく、田畝は、耕作方法宜しきを得れば、亦永久に其生産力を保つを得べきなり。又消費以外に效用の滅失する場合あり、例へば地震、旱魃、水害、火災、獸蟲の害及び自然の風化作用に由りて、財貨の效用が急劇に若くは緩徐に滅失する如し。

消費は種々の觀點に従ひ種々に分類するを得べし。

第一。一時的消費及び永續的消費 是は、消費の目的物が不耐久物なりや、耐久物なりやに本づく區別なり。例へば、飲食物の消費は前者にして、家屋器具の消費は後者なり。

第二。生産的消費及び終局消費 是は、消費の目的が、直接なるか、間接なるかに本づく區別なり、即ち生産的消費とは新なる財を生産する爲に原料機械等を消費するを指し、故に其消費は直接に吾人の欲望を充すものに非ず。之に反して終局消費といふときは、吾人が飲食を爲し、家屋に住し、家具を使用する等、財の效用を直接に享受することを目指すなり。生産的消費に在りては、滅失せる效用が作出せらるる效用より少なきを常とす。之に反して終局消費に在りては、原則としては效用の滅失ありて作出はなきものなれども、時としては比較的小なる效用の作出を見ることあり、例へば、鐵器の破損せるは再び製鐵原料となり、衣服の襤褸は製紙原料となるの類是なり。生産的消費に供せらるる財を生産方便若くは生産的財といひ、終局消費に供せらるる財を享受方便若くは享受的財と稱す。

第三。公的消費及び私的消費 是は消費者の人格に由る分類なり。公的消費とは國府縣市町村の如き公法人が其公共職務を行ふが爲にする財の消費にして、之は財政學上經費の問題に屬す。私的消費とは私人の各個及び其團體の經濟に屬する消費をいふ。

第四。必要消費、愉樂消費及び奢侈的消費 必要消費とは吾人が人として生存するに必要なる財の消費をいふ。愉樂消費とは必要消費に超ゆる消費にして、吾人が或る社會上の位置を保ち相當の愉樂を享くる消費をいふ。奢侈的消費とは社會の少數者のみが享受し得べき比較的不要にして、比較的高價なる消費を謂ふなり。

之を要するに財の消費は財の生産に對し、財の滅失は財の出現に對す。生産とは人が財の效用を作り出すをいひ、消費とは人が財の效用を享受して、多くの場合

に於て效用を滅失せしむるものなり。而して生産以外に於て財の出現ある如く消費以外に於ても亦財の滅失あるなり。例へば野生の果實の自から熟し洪水の氾濫に由りて土地が自から肥沃となるは是自然力のみの作用に本づく財の出現にして、地震水害火災獸蟲の害に由りて財の滅失するは、是自然力のみの作用に本づく財の滅失なり。前者を財の自然的發現といひ、後者を財の自然的滅失といふ。

第一節 貯蓄

第一類 貯蓄の意義及び種類

消費即ち終局消費の方法は、種々の觀點に従ひて種々に分類し得べしと雖、其最重要なるは、蓋し時に本づきて之を現在消費と未來消費とに分つものはなり。凡そ人が未來の消費に向て財を保存することを貯蓄と稱す、余は本節に於て、貯蓄を論じ、次節に於て、現在消費即ち散財を論ずべし。

財は之を現在に消費するよりは未來に消費することが其效用一層大なることあり、是に於てか貯蓄の必要生ず。貯蓄とは、其固有の意義に於ては、人が財を現在に消費せずして、之を未來の消費に向て保存し、以て一層大なる效用を享受せんと勉むる所の經濟的行爲なり。此固有の意義に従ふ貯蓄は單純貯蓄と稱するものにして、財の貨物たると貨幣たるとに論なく、之を原形の儘に保存して、以て將來の

消費に供するを謂ふなり。然るに現時の經濟社會に於ては此單純貯蓄の外に謂ゆる投資(investment)をも貯蓄の一種而かも最も重要な一種となせり。投資とは財特に貨幣を終局消費に供することなくして、之を自己又は他人の生産的若くは營利的方便に供するを謂ふ。故に單純貯蓄の目的物は享受的方便なれども、投資の目的物は生産的方便若くは營利的方便にして、經濟學上に謂ゆる資本(生産的並びに營利的資本)なりとす。

貨幣の投資の重なる形式は左の如し。

- (1) 自から經營し、又は他人と協同して經營する所の企業に向つての投資。此場合に投資者は利潤を得べし。
- (2) 他人の經營する企業に向ての直接なる貸付。
- (3) 銀行及び貯金庫(貯金トヘバ郵便)に預金を爲し、銀行及び貯金庫をして、更に之を有利の企業に轉貸するを得しむる間接的貸付。此(2)(3)の兩場合には、投資者は利子を得べし。

第二款 貯蓄の條件

各個人並に各國人に就て見るに、貯蓄に大小厚薄の差等甚しきものあり。是れ貯蓄の必要條件の如何に本づくなり。今之を分ちて、内部條件及び外部條件とす。此二者は互に相關係するのみならず、各條件中の細目も亦互に相因縁することを

注意せよ。

第一。貯蓄の内部條件とは、各人に屬する條件にして、(1)貯蓄を爲すに足る餘裕の大小及び(2)貯蓄を爲さんと欲する意思の強弱是なり。諸國人口の大部分を占むる所の勞働者は貯蓄を爲す餘裕至て少き者なり。所得大にして貯蓄を爲す餘裕の多き人と雖、目前の小利に眩み、現在の愉樂に耽り、一身の榮華のみを計る輩は貯蓄を爲すの意思缺けたる者なり。普通の人情として貯蓄を爲すの餘裕大なる者は、自ら貯蓄を爲すの意思を強むるに至り、又此意思の強き人は、勤儉の結果益々貯蓄の餘裕を生ずるに至るものなり。

第二。貯蓄の外部條件とは、各人の外部に存在する條件にして、(甲)貯蓄の安固なること及び(乙)貯蓄の利益あること是なり。

(甲)貯蓄の安固を更に小別すれば、(1)政治上(2)法律上(3)道德上(4)自然上の安固等あり。

(1)政治上の安固とは、内は壓制政府の暴虐、又は革命叛亂の禍害なく、外は敵國又は蠻賊の侵掠を防ぐに足るが如きを謂ふ。

(2)法律上の安固とは、財産に關する法律備はり、之が施行に關する制度の整へるをいふ。

(3)道德上の安固とは、國民の道德程度高くして、一般に背信詐欺の風なきをいふ。

(4)自然上の安固とは、地震、噴火、洪水、旱魃、海嘯等の頻りに起るが如きことなきをいふ。但し場合に由りては此等の天災が却て貯蓄を促がすこともあるべし。

(乙)貯蓄の利益は單純貯蓄の場合に於ては、其有害なる消費又は奢侈なる消費に勝る。而して、投資の場合に於ては、其利益は一層大にして、其利潤又は利子を生ずるは既に述べたり。然れども、茲に注意を要する點は、文明諸國民間に於ける投資の額は、必ずしも利率の高低に比例せずして、多數の人は、利率は至て低くとも、収入の安固に永續すべき確實なる公債社債に巨額の投資を爲すの事實なりとす。

第三節 現在消費若くは散財

貯蓄せられたる財も遂には消費せらるべし、是に於てか散財の問題を生ず。散財の巧拙は、之を小にしては、一身一家の休戚に關し、之を大にしては、國民及び世界の利害に關するものなり。

散財に關する經濟的法則を大別すれば、積極的のものと、消極的のものとあり。消極的法則に二あり。

(1)有害なる消費を避くべきこと。例へば、暴飲暴食賭博等、凡そ直接消費者自身に害を及ぼすべき種類の散財は、之を避くべし。

(2)奢侈なる消費を慎しむべきこと。奢侈とは、必ずしも直接に消費者自身に害

を及ぼすことなきも、比較的大なる勞費を要したる貨物が、比較的不要なる欲望を充たすことに消費せらるるものなるが故に、其經濟上の法則に背反せるは明かなり。且奢侈は間接に個人並に社會を害することあり、又之と有害なる消費とが、往往相結合することあるなり。

散財に關する積極的經濟法則に四あり。

(1) 共同の法則 是は、各人が財を單獨に消費するよりは、共同に消費することが一層愉快にして、且廉價なる場合多きを謂ふ。古語に謂ゆる、獨り樂むは衆と俱にするに若かずとは、即ち是なり。市民の各戸に井を穿ちて之より水を汲むは、管に良水を得難きのみならず、其各戸の勞費は大なり。故に文明都會は、水道を公設して、各戸をして同じ低價を以て、同じ良水を使用するを得しむ。奢侈は個人が之を行ふときは、道德上並に經濟上非難すべきことなれども、之を多數共同の消費に比すれば、寧ろ稱揚すべきものとなる。例へば富豪が其秘藏せる書畫骨董等を公設博物館に寄附し、又は其私庭を變して公園とする場合の如し。

(2) 調和の法則 凡そ消費すべき各種の財は、之を適宜に配合すると否とに従ひて其効用に差異を生ずるものなり。例へば、食物に就て言はば、野菜と肉類との如く、麵包と牛酪との如く、之を適當に配合するときは、愉樂衛生及び經濟の上に利益あるべし。其他、衣服住宅及び裝飾物の如き、一として此調和の法則の適用を受け

ざるものなし。

(3) 變化の法則 吾人は、一方に於ては、多くの種類の財を消費し得べき習性を養ひ、他方に於ては、種々の財を變換して消費するときは、割合に大なる效用を享受するを得べし。例へば米及び麥を共に嗜む人は、米の凶作の年には麥を嗜まざる人よりは、大なる利益を享くべく、又外國の衣食住を好まざる人は、旅行の時は、大なる費用を負担し、又は苦痛を受けざるべからず。又如何に高價なる料理も、日々同種の獻立より成らば、管に其味の美を失ふのみならず、衛生上も亦宜しからざるべし。

(4) 利用の法則 財を適當に利用するを、利用の法則といふ。即ち財を、前掲共同の法則若くは調和の法則若くは變化の法則に従ひて消費する總ての場合に通じて、之が適當なる利用を謬らざるを要するなり。例へば數人の家族が一家屋に住居するは、共同の法則に従ふものなれども、若し彼等が疎懶にして、其數室を塵埃の自ら積るに任せたらむには、利用の法則に従ふものと謂ふを得ず。又家婦が如何に日々の食物の獻立に就て調和及び變化の法則に大なる注意を拂ふとも、若し未熟の果物又は焦げたる飯を供し、又は無識若くは不注意よりして、食料品を無益に拋棄し、若くは腐敗せしむる如きことあらば、決して利用の法則に従ふものと謂ふを得ざるなり。

第四節 保險

凡そ人の經濟的生活には種々なる不慮の危険を伴ふものなり。財の生産及び交易に就て見るに、企業者は種々の危険に遭ふ可く、即ち霰雹の害の爲に農産物が大に收穫を減じ、火災の爲に工場機械原料が烏有に歸し、又は陸上若くは海上に於ける貨物の運送が不慮の災害に遭うて積荷の損失となり又は車船の破損消失となるの例は枚擧するに遑あらず。是れ皆に生産的財に就てのみならず享受的財に就ても亦同様の危険あり、即ち吾人の住宅家具庭園等も亦火災水難の危険に遭ふ可し。又嘗に有形的財貨のみならず人の身體生命も亦不慮の災害に遭ふことあるを免かれず、傷害疾病及び死亡の如きは是なり。斯の如く吾人は種々不慮の危険に遭ふ者なるが、之を自由に放任せむか、遭ひたる人は甚だ不幸にして、遭はざる人は幸に免ると雖、常に不安の念を懷がざるを得ず。且國民の經濟生活の進歩するに従ひ、此等の危険も亦増加するを免かれず、是に於て乎、同種の危険に遭遇すべき虞ある多數人が集團して財産を給付し、其中損害の生じたる者に對し、之を填補する制度は發達したり、保險即ち是なり。保險の本質は損害の生じたる場合に之を受くる人の痛苦を微細ならしむるに在り、而してその爲には損害を甚だ小さき部分に分割するなり、換言すれば多數の團員に分配するなり。保險の本質を知

らむと欲せば其各種類に就て説明するに若くはなし。

保險を大別すれば對物保險と對人保險との二つあり。

第一。對物保險は一に損害保險ともいふ。是は物品の所有者が其物品の不慮の損害に對して填補を受くる保險なり、故に不慮に非ざる損害例へば吾人の家屋家具衣服等が平生の使用に由りて破損せる如き場合には保險に付くべきものに非ず。對物保險にも亦多くの種別あれども、其最も著しきものを擧ぐれば左の如し。

一。火災保險

二。霰害保險

三。家畜保險(家畜の疫病に對するもの)

四。海上保險(航海中の船舶及び積荷の保險)

五。運送保險(陸上運搬中の貨物の損害に對するもの)

第二。對人保險は一に生命保險ともいふ。是亦種々に分たれるれども、之を大別すれば收入保險と資本保險との二つあり。

甲。收入保險(獨語 *Rentenversicherung*) 是は被保險者が或一定の收入を(年々に又は月々に又は日々に)受くる保險にして、更に分ちて左の數種とす。

(イ)簡單なる年金保險(*die einfache Leibrente*) 是は被保險者が謂ゆる資本(巨額なる金、家屋又は土地等)を提供し、之に對して彼は直ちに或一定の終身年金を受くるも

のなり。

(ロ)トントン方法(die Tonnen) 是は第十七世紀の中頃伊太利の醫師ローレンゾ、ト
ンチ(Lorenzo Tonti)といふ人の考案に本づく故に此名あり。是は年金契約者中死亡
者の年金は生存者の年金に歸する方法なるを以て、前掲の簡單年金保険は被保險
者が老人たる場合に適し、是は被保險者が小兒たる場合に適するものなり。例へ
ば一人の父が、其新たに生れたる兒の爲に、百圓の公債を買入れて、之を郵便局又は
確實なる銀行に保管を托したりとすれば、彼は兒の爲に年々五圓内外の收入を得
るに止まるべし。然るに、トントン法に依り、一千人の父が集團して、各其同年に生
れたる兒の爲めに百圓宛を出資するときは、最後まで生存せる兒は、百圓の投資に
對して、遂に五千圓内外の年金を得べきなり。

(ハ)延期年金保険(die aufgeschobene Leibrente) 是は被保險者が始めに一回謂ゆる資本
を拂込むことに由り、又は年々保険料を拂ふことに由りて、或年齢に達したる時、若
くは執務不能となりたる時より以後其生存間、一定の年金を受くる所のものなり。
乙。資本保険(Kapitalversicherung) 是は、被保險者が或事件の發生に方り、一定の纏
まりたる金額(資本)を受くるものにして、更に分ちて左の數種とす。

(イ) 死亡に就ての資本保険 是は被保險者が年々支拂ふ所の保険料に對し、其
死亡したる場合に、豫め定められたる人(通常は死者の相続人なれども時としては
死者の債權者)が、契約上の金額を受取る所のものなり。

(ロ) 生存に就ての資本保険 是は、父が其娘の嫁資を得むか爲、又は其忤に向て
の獨立資金を得んが爲に、保險會社に對し、娘又は忤の幼少の時より年々保険料を
支拂ひ、娘又は忤が十八歳とか二十歳とかの年齢に達したる時に、契約上の金額を
受取るものなり。

(ハ) 其他の事件に就ての資本保険 其重なるものは旅行中の不慮の災害死亡
又は傷害に對する保険なり。歐洲の都會に於ては、鐵道停車場に此種の保險會
社の自動函を備へ付けあり、これに旅客は僅に十錢位を投入すれば、保險契約書が
自から出づると云ふ。

之を要するに、保險の制度は文明の進歩經濟の發達に必要缺く可からざるもの
なれば、吾人は場合々に應じて、適當に之を利用することを勉むべきなり。

第五編 財政

第一章 緒論

第一節 財政の意義

財政とは、國家及び地方自治體(即ち府縣郡市町村)が其公共的職分を行ふ爲に必

要なる財貨特に貨幣を獲得し、及び使用する行為の全體をいふ。

此定義に従へば財政は經濟の一種類なること明かなり。經濟とは人が其欲望を充さむが爲に財を獲得して、之を利用する一切の行為並に之が状態を總稱す。

(第一編第二章第一節を参照せよ)而して經濟主體たる人に自然人たる場合と法人たる場合あり法人にも公法人あり、私法人あり。財政は公法人の經濟に外ならざるなり。公法人の欲望は之を公共的欲望と稱す、即ち社會の安寧秩序を保ち人民の利福を一般的に増進し、其知識及び道德の平準を高からしむるは、國家の欲望にして、發して其職分となるなり。而して國家に隸屬する所の下級政團、即ち府縣郡市町村等の公共的職分はたとへ其範圍及び程度を同じくせずと雖其公益を目的とするものなるは毫も國家の職分と異なることなし。故に財政は經濟の一種なりと雖、通常の場合に於ける私人の經濟の如き營利經濟に非ずして公益經濟なることを忘るべからず。蓋し私人經濟にも亦公益經濟なきに非ず、即ち個人の慈善事業あり、又私法人中公益を目的とするもの(赤十字社武德會濟生會の如き)あり。然れども是等は個人の自由意思に基づく所のもの、即ち謂ゆる合意的經濟に屬すと雖、國家及び地方自治體即ち政團の公益的事業は決して個人の自由意思に基づくものに非ずして政團が強制的に遂行する所のもの、即ち謂ゆる強制的經濟に屬するものなりとす。故に財政の經濟は公益的強制的經濟にして、營利的合意的經濟にあらざり。

第一節 財政の特質

前節に述べたる如く、財政は私人經濟と共に經濟の一種なるが故に、財政と私人經濟とは互に相肖たる點固より甚だ多しとす。即ち私人經濟に於ける所得及び消費は財政上に於ける歳入及び歳出に該當し成るべく小なる原費を以て成るべく大なる效果を得むとする經濟上の法則は、公私兩經濟體に共通のものなりとす。然れども財政は私人經濟と異にして公益的強制的經濟に屬するが故に左の如き特別性質あるものとす。

第一。私人經濟に於ける収入方法は、自己直接の生産に由るか、又は交換賣買贈與相續等に由るに過ぎざれども、財政に在りては、其収入の大部分を占むる所の租税は強制的収入なりとす。茲に強制的といふは、個人の意思の自由選擇に従ふを許さざるを謂ふなり。但し或種類の収入例へば國有鐵道の賃錢市營水道の料金等は謂ゆる契約的収入にして強制的収入に非ず。

第二。私人經濟上の収入は原則として報酬主義に由れども、財政上の収入は然らず。即ち財政収入の大部分を占むる租税は國民が義務として納むべきものにして、決して國家の格段なる行為に對して支拂ふ所の報酬にはあらず。但し官の

手數料例へば官立學校の授業料訴訟手數料(訴訟入費)の如き場合は、報酬主義に由るものと謂ふを得べきなり。

第三。私人經濟に在りては先づ入るを量りて出るを制すと雖財政に在りては、先づ支出を議定して而る後に收入を計るなり。蓋し國家の事業たる理論上總て必要ならざるべからずして、彼の私人經濟に於ける如き奢侈の消費を許さざればなり。然れども此事たる餘り嚴格に斷論すべからず何となれば、私人經濟に在りても生存の最小費用に就ては、之に對する收入の如何を問ふの迫なかるべく、又財政に在りても、國家は民力の如何を顧みずして其歳出を猥りに増加する能はざればなり。

第四。私人經濟に在りては、成るべく多くの餘剰收入を得て之を貯蓄するを勉むれども、財政に在りては歳入をして歳出を支辨して大なる過不足なからしむるを勉む。何となれば、國家の歳入の大部分は人民より取立つる租税より成るを以て、歳入の餘剰を生ずるは、畢竟不當に多く徴税したる責を免かれざればなり。故に國の財政の任に當る者は決して資金を貯蓄して國庫に巨額の剩餘金を作るの責あることなし、但し租税制度及び公債制度の發達せざる時代及び特別の事情ある國例へば強敵と境を接して絶えず戰爭勃發の虞ある如き國に於ては、國庫に適當の貯蓄を爲し置くの必要あるは勿論なり。

第五。國家は私人又は會社等と異なり理論上永久不死なるべきを以て、其財政上の措置は、私人經濟に比して遙かに永遠の目的を有せざるべからず。國家が永久の利益を目的とする事業を擧ぐる爲に非常に長期限の公債を募集することゝするは之が爲なり。

第二章 經費

第一節 經費の意義

政團の經費若くは歳出とは、政團の需要を充たすが爲め換言すれば其公共的職分を行ふが爲に其正當なる機關が爲す所の支出の總額にして、通常毎一年を限り、且貨幣を以て計算するものたり、今之を分説すれば即ち左の如し。

(第一) 政團の經費は政團の需要を充たすものなり。
君主政體を奉ずる國家に在りては、其皇室費は亦政團の需要を充たすもの以外ならず、故に國家經費の一部を成す、然れども皇室が所有する御料地、御料林等の管理費は國家の經費に非ず、又皇室が慈善救恤等の爲めに臣民の各個又は團體に下賜せらるゝ金品の如きも亦國家の經費に非ず。かの宮廷と政府との別未だ確立せず、從て官有財産と皇室財産との區別定まらざりし時代に在りては、國

家の經費と皇室の費用とは常に混同したりき。而して、此二者の範圍始めて確定したるは、實に專制政治が立憲政治に移りたる一の標證と謂ふ可きものなり。

(第二) 政團の經費は其適當なる機關が爲す所の支出の總額なり。

現今の立憲君主國並に共和國に於ては國家の經費は政府之が豫算を調製して先づ國會の協賛を求め、次に國家元首即ち君主又は大統領の裁可を経たる後各省長官をして、法律の規定に従ひ、一定の手續を履み、之が支出を爲すを得せしむ。

(第三) 政團の經費は通常每一箇年を限るものなり。

現今の各政團に於ては、皆一箇年を以て會計年度と爲し、而して此年度内に支出す可き各費用の總計を稱して歳出若くは經費といふ、我國の會計法(第一條)に依れば、會計年度は毎年四月一日より始まり翌年三月三十一日に終るものとす、英吉利(千八百五十)獨逸帝國、普魯士、ウルテンベル、丁抹、ルーマニヤの如きも亦然り、北米合衆國(千八百四十)以太利、西班牙、葡萄牙、那威、加奈太、墨其哥の諸國は七月一日より翌年六月三十日迄を一會計年度と爲す。要するに、國家の經費を一年毎に限定する所以のものは、一は即ち財政上の便宜を謀り、二は即ち政治上の目的を達するが爲めに外ならず。

(第四) 政團の經費は通常貨幣を以て計算するものなり。

財政の尙ほ幼稚なりし時代、殊に國民經濟上貨幣經濟の未だ發達せざりし時代

に於ては、國家の收入及支出は重もに實物又は勤勞に在りしも、現今文明諸國の經費は概ね貨幣支出なりとす。但政府が官有の森林より木材を伐採して之を使用し、或は官吏に官宅を給する等のこと往々之れありと雖、歲計豫算上に於ては斯の如き實物の使用も皆貨幣を以て其價格を計算するを原則とす、何となれば、斯の如く爲さざるときは、到底實際の歳入及歳出額を確定し、且其全體を通覽することを得ざればなり。

第二節 經費の發達

「アグネル」曰く、國家の職務は文明の進歩と共に増加すと。「ルロア、ボリュエ」も亦曰く、文明の進歩するに従ひ中央政府の職務は増加するものなり、縱令其數に於ては増加せざるも、其必要の度に於て増加す、例へば學校、救貧院、道路及衛生等の事業は往昔政府の敢へて干渉せざりし所なりと雖も、現今に至ては此等の事業に干渉すること年を逐うて盛なるに至り、其他郵便、電信、鐵道又は山林事業の如き亦然りとす。文明の進歩に伴ひ、國家事業の増加を見るに至ること、誠に二氏の所説の如し、余之を我邦の歴史に徴するも亦其然るを見る。

抑も政府の職務の範圍に關しては、「カント」派の哲學者、並に「マンチニスター」派の經濟學者は、之を不當に狭く解釋せり。「カント」等は謂へらく、國家の職務は外は敵國

の侵略を防ぎ内は人民の権利を保護するに在りと。又「マンチヌスター」派の學者、
へば「プリンス・スミス」(Prince Smith)の如きは曰く、政府の職務は生産の安寧を保護
するに在り、一國の經濟は各個人の經濟の集合に外ならず、各人は同等の自由を得
れば即ち足れり、各人は其安寧を進む可き自由を有せざる可からず、自己の便宜は
自己の最も明に之を知る所にして、政府の經濟に干渉するは唯害ありて益なし、且
つ經濟上の要點は生産に在りて分配に在らずと。然れども此等の説の誤謬たる
は素より論を俟たず、既に獨逸の社會民主黨の主領「ラッナル」(Lassalle)は此説を嘲笑
して政府を哨兵と同一視するものなりと云へり、蓋し至言と謂ふ可し。之を要す
るに、幼稚なる國家に在ては其職務は甚だ簡易にして「カント」及「マンチヌスター」派の
謂ふが如き範圍に髣髴たることなきに非ずと雖、文明の進歩と共に國家が盡す可
きの職務は、其分量竝に性質に於て増加す可きは勿論にして、且實際の事實は之を
證明せり、即ち政府は常に陸海の軍備を嚴にして内亂、外寇に備へ及司法警察の制
度を整頓して臣民の安寧を保護す可きのみならず、宜しく(一)普通竝に専門の教育
事業に干渉し、普通教育に對しては強制的教育の主義を斷行し、専門教育に對して
は或は之を官立と爲し、或は私立の學校に保護を與へて之を奨勵するを要し、(二)疾
病者及困難者に對して相當の救助を爲し、及び製造場に於ける老幼、婦女竝に其他
の職工等凡そ社會の弱者に對して相當の保護を與へ、(三)或職業例へば美術、醫、製藥

及辨護業等に關しては特別の保護監督を爲し、(四)又必要の場合に際しては政府自
ら生産事業に従事せざる可からず。斯の如く、國家の職務は文明の進歩と共に増
加するが故に、此等の職務を行ふに必要な國家の經費も同時に増加するは必然
の結果なり。「ワグネル」氏は千八百四十一年に於ける英國政府の經費額が、千六百
八十五年に於ける經費額に比し僅々百五十餘年間に於て四十倍の多きに達し、而
かも其人口は僅かに三倍の増加を見たるに過ぎざりしとの事實を擧げ、國家事業
増加の一證據と爲せり。翻て我國は如何にといふに、維新以前は明かなる統計な
きを以て姑く之を措き、其以後に就て之を見るに、明治二三年の頃は年々二千萬圓
乃至三千萬圓なりしに、明治四年乃至五年度に於て一躍して五千七百餘萬圓とな
り、七年には八千二百萬圓となり、其翌年より稍々減少して年々六七千萬の間に在
りしが、明治十四年度より七千萬を超過し、十九年度より二十五年度に至る迄常に
八千萬圓を上下せり。而して二十七八年の戰役後陸海軍費の増加が最大原因とな
りて、明治三十年以後より二億を超過し、明治三十七八年戰役後經費は年々に
増加して、大正三年度(1913-14)の豫算には六億三千三百八十五萬圓を計上したり。
今我國家の經費を人口に割當るときは、明治二十五年に於ける人口大約四千
百〇九萬人に對し、經費總計大約七千六百七十三萬圓なりしが故に、一人に對し一
圓八十七錢弱たるに過ぎざりしに、同三十年に於ける人口四千三百二十三萬人に對

し經費總計二億二千三百六十八萬圓即ち一人に對し凡そ五圓十七錢に當る、而して若し前掲大正三年度の經費豫算額を以て同年度の人口大約五千四百萬人に對するときは人口一人に付經費十一圓五十五錢を超過するを見る。

第三節 經費の分類

第一款 人件費及び物件費

(第一) 人件費とは政團が需要する人の勤務に對する費用の總額を謂ふ、即ち官吏公吏及び諸雇員等の俸給旅費日當手當及び養老年金恩給等是なり。

抑も人件費の多少は、國體の如何、例へば君主政治又は共和政治等に由り、又行政組織の異同に由り、及び兵制の如何(徵兵制度、傭兵制度又は義勇兵制度)に由りて差等あるべしと雖、一般に言ふときは、此種の經費は文明諸國に於て年々増加の一方に向へり、但し今日と雖、國に對する臣民の勤勞にして全く報酬を受けざるもの、又は至つて些細なる報酬を受くる位に止まるもの尠なからず、例へば兵役の如き陪審官の如き又は政治上名譽職の一部の如きは是なり。然れども此等も多く、國に於ては漸く報酬を與ふることなし、又は之を増加せり、而して共和政國に於ても亦有給官吏の數及俸給額は年々只増進の一方に向ひつゝあり。願ふに人件費増加の原因は、文明の進歩に伴ひ國家の職務が益々擴張せられ、且

つ複雑となりたるが爲に、之を各種の専門的知識を有する多數人の間に分業せしむるに非らざれば、到底其目的を達する能はず、而して此等の専門家は固より皆之を富裕にして閑日月あり且公其心深き者のみより收用し得べくも非ず、又收用す可き事にも非ず、是に於てか官吏登用試験を行なひ、又は一定の資格あるものより任用する規程を生じ、且一旦制規の手續を経て登用せる官吏に對しては其地位を確保し、所謂政務官に非ざる限りは(即ち事務官)内閣の交迭に伴ひ猥りに罷免することなく、加ふるに進級規程年功加俸及び恩給(養老年金)の制度を設けて之れを保護獎勵するに在るなり。

古代の共和國に於ては、其官吏即ち公吏は其職業の餘暇を以て無償にて國務を處理したることありき、此事たる今日と雖ども尙其名殘を止むる所なきに非ざれども、是は眞の例外なり。原則として現今の官吏は其全力時間を以て國務に盡さざる可からず、故に官吏は商業を營むを得ず、又官吏となるには一定の専門的學識及び經驗を要するが故に、之が學習に時と金とを費やすこと多し、且官吏の職務は之を民間の營利的業務と同一視するを得ず、隨て官吏をして社會上其位置を高くし其體面を保たしむるの要あり、是に於て左の如き官吏待遇の問題を生ず。第一官吏の俸給はたゞに其日々の生計を維持するに足るを標準とせずして之れをして其社會上の位置品格を保つのに在らしめざる可からず。

第二、俸給は宜しく其老を養ひ、其死を送り、其遺族を扶持するに足らざる可らず。
第三、俸給は少くとも之と略ぼ比較し得べき民間の會社役員の俸給と權衡を保たしめざる可からず。

第四、一方に於いて官吏登用試験の規定を嚴にすると同時に、他方に於て之が地位の安固を確保せざる可からず、我政府の慣用手段たりし官吏免職を以て行政刷新の實を擧げんとするは慥かに自殺的行動なり、少くとも曾て登用を濫にしたりしことを自白したるものなり。

下級官吏特に雇員の如き、竝に官設工場に使役する職工等は、民間の普通労働者と略ぼ其趣きを一にすと雖、謂ゆる労働者保護の完備は、民業に於けるよりは官業に於て望まざるを得ず、政府は宜しく労働者保護の模範を示して、民間企業者をして之に倣はしむるを要す。

最後に、官吏俸給の民間役員及び雇人等に比して高からしめざる可からざる一理由として數ふべきは、後者に於ては職工組合（トレード・ユニオン）又は同盟罷業の力に由りて其給料の値上げを強行するを得べしと雖、官吏及び官の備員は然るを得ざることは是なり、又之と關聯して注意すべき問題は、最近四五十年金銀の價格が金銀以外の一般物價に比して著しく低落したるの事實なりとす、官吏の俸給は官制に由て定まり、固より物價の變動に従ひ比較的自由に上下し得べき一般労働者の給料の如きものと

同日に論ず可からず、是れ亦近年官吏増俸論の理由とする所の一なり。

(第二)物件費とは、政府が需要する一切の有形貨物に對する費用の總額を云ふ。

抑も政府が需要する所の有形貨物は之が供給方法二つあり、其一は政府自から之を生産する方法にして、其二は人民の生産せるものを買入れ、又は借入るゝ方法なりとす。

第一の方法に關しては、種々の議論あり、嘗て多數の學者は以爲らく、凡そ貨物は之を民業に委するも適當の分量及び性質に於て充分の供給を爲すを得べく、又官業は概して民業よりは失費多し、何となれば一定の俸給を受くる官吏は、政府の生産的事業に就て直接の利害を感ぜず、隨て民間の企業者の如く熱心に其業務に當ることなく、且官廳内には官吏の階級嚴然として分れ、上申裁定及び監督等に複雑なる手續を要し、從て時間を空費し、敏活に事業を進行せしむること能はざるを以てなりと。此説は普通の消費品に就て言ふときは、固より正當なりと雖、左の如き場合に於ては官業を必要とす可し。

一、内國民間の産業は未だ政府の需要を満たす能はず、而も之を外國に注文することの得策ならざる如き場合。

二、唯國家のみが需要する物品の生産。

三、國家が自から生産する方が、民業に委するよりは却て優良低廉なるもの。

四、秘密を要する物品の生産。

現今我國の官業中政府の直接の需要を充たすものを擧ぐれば印刷局、東京及び大阪の兩砲兵工廠、千住製絨場、陸軍糧秣廠、陸軍被服廠、橫須賀、吳、佐世保、舞鶴の四鎮守府に在る海軍工廠、海軍造兵廠、煉炭製造所、製鐵所等是なり。其他造幣、郵便、電信、電話、鐵道等は主として公衆の用に供する目的を以て政府自から管理するものなれども、其一部は政府の直接の需用を充たすものなり、例へば官廳間の通信及び官設鐵道の軍隊輸送の如き是なり。

第二の方法即ち政府の需要品を民間より買入れ又は借入れ、又は土木工事を人民に請負はしむる場合に於ては、成る可く良好の物を成る可く低廉に得る方法措置を肝要とす、此目的を達する爲に左の點に注意するを要す。

- 一、官廳は成る可く直接に生産者より買入ること
- 二、成る可く一時に多額を買入れ、時々小買をなさること
- 三、購買借入又は請負に關し、競争入札の方法を設け、且供給者の確實なる者を選び、
- 四、物品の品質分量及び供給の時期等に關し、保證を附せしむること

但し以上は絶對的に常に遵守すべき法則には非ず、場合に應じて社會政策上又は國民經濟上の理由より、大生産者を排して小生産者を採用し、又は外國注文を避け

て内國注文とするが如き注意を必要とすることある可し。例へば獨逸が嘗て自國の造船業を發達せしめんが爲に、其軍艦を當時割合に低廉且良好のものを製出せる英佛等に注文せずして、之を自國の造船所に注文して、遂に今日の獨逸造船業の進歩を致したるが如き是なり。

第二款 經常費及臨時費

此區別は財政々務上の實際の必要より立てたるものにして、各國の歳計豫算には概ね皆此區別を爲し、我會計法第六條に於ても、歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別す可き旨規定せり。

經常費とは、毎會計年度に規則正しく繰返さる、費用にして、毎年同一なるか、又は漸々に増加(稀には減少)するものなり。例へば皇室費、官吏俸給、及び國債利子等に屬す

臨時費とは一度起るか、又は不規則に數年間繼續する所の經費を謂ふ。例へば戰爭、軍備擴張、行政改革、鐵道敷設、官廳の建物新築等に要する費用の如し。

經常費は年々多少の變動ありと雖も、之を豫知すること敢て難きに非ず、隨て之が豫算を定むる上に於ても容易なりと雖、臨時費は不意に巨額を要することあり、隨て之が處分は財政家の最も困難を感ずる所なりとす。

經常費臨時費の區別は、之を支辨す可き收入の性質と關聯して重要なり、通常、經

常費は宜しく經常收入を以て支辨すべく、臨時費は臨時收入を以て支辨すべきものなり。經常收入とは毎會計年度に規則正しく繰返さるゝものにして、官業及び租税の收入の如きは之に屬す。臨時收入とは毎年規則正しく繰返さるゝ收入にあらず、一時に又は不規則的に數年間繼續して入り來る收入なり、例へば公債の收入、官物の臨時拂下、戰爭償金の收入の如きは是なり。

前述の如く、經常費と雖ども年々多少の變動あるを免がれざるが故に、往々豫算の不足を生じ、又は豫算外に必要な費用を生ずることあり、之に應ずる爲に我會計法第七條に第一及び第二豫備金の規定を設けたり、經常費の不足を補ふべき第一豫備金は勿論經常費なりとす、又豫算外に生じたる必要の費用に充つる所の第二豫備金はたゞ便宜上經常費の内に算入す。

臨時費は經常費よりは一層甚しき變動あり、而して之を支辨する爲めに新に公債を募集し、又は官物を賣却するときは同時に經常費を増加し(公債の利子)又は經常收入を減ずべし(官有財産收入の減少に由る)

第三款 政務費及經理費

此は財務行政上に於ける經費の位置に就て立てたる區別にして、經理費とは收入を取得するに方りて必要とするもの、例へば、徵税費、即ち租税の徵集に要する諸雜費、稅務官吏の俸給、旅費、日當等を包含するもの、又は、作業費、即ち收入を生ず可き

官業及び官有財産の管理に關する一切の費用の如きは是なり。

政務費は政府本來の費用にして、經理費は之に對する收入を供する爲に要する費用なり。故に政務費は目的にして、經理費は手段なりと謂ふを得べし。

政務費に充つべき收入は成る可く其多からんことを要するが故に、經理費は成る可く其少なからんことを要す、故に一般に言ふときは徵收費の多き租税は望ましからずと雖、單に此點のみを以て租税其他の收入の良否を判定す可からず。尙此點は、租税其他收入を論ずる條に詳論す可し。

又經理費の額及び其種目は各國の事情に因て一樣ならざること注意す可し、例へば英國の如き、收入を生ず可き官有財産を多く所有せざる國に於ては、其經理費は單に徵稅費並に造幣郵便電信等の經理費に限ると雖、佛埃の如く政府に於て各種の官業を營む國、又は普及び其他の獨逸諸邦の如く官有鐵道、官有地、官有鑛山の多數を政府に於て管理する國に於ては、經理費は其額並に其種目に於て甚多大なるべし。

是等の官業並に官有財産の經理費は、決して政務費及び徵稅費の如く人民の負擔となるべきものに非ずして、是等の經理費愈大なれば其官業及び官有財産の收入も亦愈大なる國に於ては、此純收入を以て政務費の一部又は其著るしき部分を補ふを得て、隨て人民の租稅的負擔を輕減す可き效ありとす。

第三章 經常收入

第一節 政團の歳入の意義及其分類

現時の政團即ち國及地方自治體の歳入とは、政團が其法制に基づき其經費歳出を支辨せむが爲めに毎年收納する財貨特に貨幣の總額を謂ふ。

前定義に於て財貨特に貨幣の總額と言ふ所以は、現時の文明諸國及其地方自治體に於ける歳入は原則として貨幣を以てし、稀に勞役又は物品の如き貨幣以外の收入あることありと雖、貨幣を以て計算せらるればなり。此點は歳出に就ても亦同じ。又收入が毎年即ち各會計年度に豫算として計出せらるることも亦同じ。

政團の歳出に、經常臨時の二部ある如く、歳入にも亦此二部あり。國の經常歳入とは、其性質上、年々規則正しく繰返し國庫に入るべきものにして、例へば、租稅、手数料、官業及官有財産收入是なり。國の臨時歳入とは、其性質上、不定の時期に國庫に入るものにして、例へば、官有財産の臨時拂下げ、獻納金、戰爭の拿捕品及び其賠償金、公債等はなり。

財政上の原則としては、臨時歳入を以て臨時歳出を支辨し、經常歳入を以て經常歳出を支辨すべきものなり。故に財政の整頓せる國家に於ては、此原則善く實際に行はると雖、財政の紊亂せる國、例へば我國に併合せられたる以前の韓國の如き、

又は財政の特別に困難なる場合、例へば、清國の末期及び之を受けたる支那革命政府の如きは、其經常費を外國公債(即ち臨時收入)に依りて支辨したること往々これ有りき。

第一節 經常歳入の分類

現時の文明國及び其地方自治體の經常歳入を大別すれば、契約的收入と強制的收入との二に分る。

第一。契約的收入(又は私經濟的收入)とは、國家又は地方自治體が大體に於て、自由競争場裏に於ける私經濟上の法則に従ひ經理する財産、又は企業より生ずる收入を謂ふ。例へば、國有又は公有の耕地、森林より生ずる收入、官設の製造場、官營の郵便、電信、電話、鐵道の收入、市町村の公營に係る水道、瓦斯、電氣事業の收入、市街鐵道の收入の如き、之に屬す。

第二。強制的收入(又は公經濟的收入)とは、國家又は地方自治體が人民に強制的に賦課し徵收する所の收入にして、其重なるものを租稅及び手数料とす。

契約的收入を更に分ちて、准私價收入(若くは營利的價格收入)と公價收入(若くは公益的價格收入)の二とす。

准私價收入とは、私人が販賣すると同様の方法にて政府が販賣する勤勞又は貨

物に對して個人が任意に支拂ふ所のものなり。例へば政府の經營せる森林及び製鐵所の収入の如きは是なり。公價收入とは個人の特別利益を主たる目的とし、社會の公益を従たる目的として政府が販賣する所の勤勞又は貨物に對して個人の支拂ふ所のものなり。例へば現時の諸國に於ける官業の郵便、電信、電話、鐵道、地方自治體の公營に係る市街鐵道、上水道、瓦斯、電氣等の事業より生ずる収入是なり。次に強制的収入の種類を擧ぐれば(第一)國家の最高領有權(eminent domain)に基づくもの即ち公用徵收。(第二)國家の刑罰權に基づくもの即ち懲罰金。(第三)國家の課稅權に基づくもの即ち租稅、手數料あり。此第三のものは財政上最も重要なりとす。手數料とは、公益を主眼とする政府の勤勞に對し、之を特別に利用する個人をして、利用の度毎に其勤勞の原費を上納せしむるものをいふ、例へば訴訟入費、及び官公立學校の授業料の如きは之に屬す。租稅とは、政府の支配の下に在る人民全體の公益の爲に要する經費を支辨せむが爲に政府が人民より強制的に徵收する所のものなり。

以上述べたる所は政團の經常歲入の學理的分類なるが是れ必ずしも實際的分類と一致するものに非ず。今我國現時の經常歲入豫算に於ける、實際的分類を見るに左の如し。

第一。租稅 (地租所得稅、營業稅、酒稅、醬油稅、砂糖消費稅、織物消費稅、賣藥營業稅、鑛業稅、取引所稅、兌換銀行券發行稅、噸稅、關稅、通行稅、相續稅、石油消費稅)

等)

第二。印紙收入

第三。官業及官有財產收入 (郵便、電信、及電話收入、森林收入、印刷局益金、專賣局)

益金、東京及大阪砲兵工廠益金、千住製絨所益金、海軍採炭所益金、製鐵所益金等)

第四。雜收入 (免許及手數料、懲罰及沒收金、辨償及違約金、稅關雜收入等)

前掲四種の收入中、第二の印紙收入は大體に於て、手數料なるべき筈なれど、明治二十四年十二月勅令第二百四十五號に「政府に納むべき手數料は其金額に相當する登記印紙を以て納めしむることを得」と規定せり、其一部は租稅收入なり。即ち印紙を貼用する租稅例へば印紙稅法に由る租稅及び登録稅の如きは此内に包含せらる。又前掲第三に屬する專賣益金即ち鹽、烟草、樟腦の政府專賣益金は學理上租稅にして消費稅の一種に屬し他の益金例へば製絨所製鐵所等の益金と大に其性質を異にせり、即ち後者は學理上謂ゆる政團の私經濟的收入に屬し前者は公經濟的收入に屬するなり。

第三節 租稅論中に關する術語

租稅に關する術語にして、往々初學者の錯誤を招き易きものあり、左に之を略解

す可し。

一、租税 此語の意義は既に前節に詳なり然れども世上の用語は往々租税に非ざるものに租税の名を附することあり例へば郵税の類なり郵税は實は郵便の官業収入にして政府の私經濟的收入に屬す。

二、納税者及び擔税者 納税者又は納税義務者とは自身に租税を上納する者を謂ひ通常其姓名及び納税額等は明かに官の帳簿に記入せらるゝものなり。次に擔税者又は租税負擔者とは實際租税を負擔する人にして即ち自己の所得又は財産中より租税を差出す人をいふ而して其姓名は必ずしも稅務官署の帳簿に記入せられず又必ずしも自身に租税を上納せず何となれば納税者は同時に擔税者たる場合と然らざる場合とあればなり。例へば地租又は所得税に就ては納税者は同時に擔税者なれども酒稅砂糖稅に就ては然らず酒稅砂糖稅を直接に政府に上納するは其製造人又は營業人なれども彼等は此稅額を代價に加へて賣るが故に擔税者は之が消費者なり。

三、課税物件及び稅源 政團が課税の標準及び基本として擇ぶ所の物又は事を課税物件と云ひ其種類甚だ多しと雖之を大別すれば人、財産及び行為の三に歸着す可し。人自身が課税物件となるは嘗て分頭税の場合に於て之を見る又今日營業税に於て從業者の數を以て課税の一標準となせり次に課税物件たる財産の

主要なるものは土地家屋等の不動産にして公債證書社債券株券其他貸附證書等利子利潤を生ずる證書類も亦課税物件たるを得べし又所得は職業に由るものと財産に由るものとの二ありて其に課税物件を成す最後に行爲とは例へば營業消費財産の賣買讓與及び契約等をいふ。

稅源とは租税の困て生ずる所の眞の根源たる人民の生産物を云ふ稅源は課税物件と同じからざること猶ほ擔税者の納税者と相異なるが如し課税物件は租税を課するに方りて其基本とし標準として選定せられたる物又は事の謂なり即ち課税物件は稅源より租税を吸收するの方便たるに過ぎず譬へば稅源は泉流の如く課税物件は之を導く所の樋に似たり。

稅源たるべき者に二種あり私人の所得及び私人の財産是れなり善良なる租税制度の下に在りては重もに稅源を所得に取り財産に及ぼさずと雖之に反し私人をして財産を賣却するも尚ほ租税を上納せしむるが如き惡制度の下に於ては結局一國の資本を減少し其生産力を消耗し又稅源を枯渴せしむるの弊なきを得ず。

第四節 租税の分類

租税は種々の基礎に従ひて左の如く分類することを得べし。

(第二) 租税の物質を基礎とするときは、物納税、課役及び金納税の三種あり。物納税は専ら往古に於て徴收せられたるものにして、貨幣以外の貨物にて納むる租税なり。課役とは、即ち勞務を課するの謂にして、例へば堤防を築造し、又は道路を修繕するが如き是れなり。現今に於ては、原則として金納税行はれ、物納税及び課役は唯だ例外として存するに過ぎず。

(第二) 時の差異を基礎とするときは、租税に常時税及び臨時税の二種あり。常時税とは、永久存在する租税にして、毎會計年度に繰返し徴收せらるゝもの、いひ、之に反して臨時税とは、非常臨時の經費を蔽はんが爲めに、一時限り設定せられたる租税を云ふ。租税制度發達の初期に在りては、臨時税は屢々諸國財政家の慣用する所となりたりき。又戦争の如き事變の場合に設定せらるることあり、例へば日露戦役の時設定せられたる非常特別税は是なり。

(第三) 土地を基礎とするときは、租税に對内税及び對外税の二種と國税及び地方税の二種とあり。

對内税とは内國に於て其人民に一般に賦課するものをいひ、對外税とは内外國の關係上其國境に於て賦課する租税即ち關税をいふ。

次に國税とは、中央政府が全國に通じて徴收する租税を謂ひ、地方税とは、府縣、市町村等が中央政府より附與せられたる權限内の職務を行ふに必要な經費を

支辨せんが爲め其行政區劃内に限りて賦課する租税を謂ふ。

(第四) 租税の賦課法を基礎とするときは、配賦課及び定率税の二種あり。

配賦課とは、當初より税率を一定せずして、政府が徴收せんと欲する數額を人民に配賦し、分擔せしむるものを謂ふ。例へば佛蘭西に於ける直税賦課法の如きは、重に該方法を採用したるものなり。此方法は政府の收入せんと欲する税額は必ず之を得べき財政上の便宜ありと雖、又之と同時に人民は當初より納税額の幾何なるやを知ること能はざるの不便なきを得ず。加之漸次に大小の行政區劃に配賦するものなるを以て、到底賦課の不公平を免る可からず。次に定率税は最初より政府の取得せんと欲する租税の全額を確定せずして、租税の單位を基本と爲し、一定の税率に従ひ徴取するものにして、我國の税法は大抵此方法を採用せり。例へば地租所得税、營業税の賦課法の如き是なり。此種の租税は、唯豫め收入の概算を爲し得るに過ぎずして、政府は當初より收得す可き租税の全額を確知するを得ずと雖、私人は豫め其上納額を知了し得るの便あり、又負擔の公平の點に於ても、配賦課に優る所ありとす。

定率税に比例税及び累進税の區別あり、比例税とは、課税の單位に對する税率の割合が課税物件の分量如何を問はず常に同一なるものをいひ、累進税とは、課税物件の分量増加すると同時に、其税率も亦遞増するものをいふ。例へば、日本の

地租は比例税にして、所得税は累進税なり。
 (第六) 使用の目的の差異を基礎とするときは、租税に一般税及び特別税の二種あり。

元來、租税は、其使用の目的を或格段の事項にのみ限定す可きにあらずして、政府の一切の費用に供す可きものなれども、(此場合には) 又或場合に於ては、特別の用途に供せんが爲めに課税することなきにあらず(特別税)。例へば英國の地方税中所謂救貧税(Poor Rate)の如きは是れなり。

(第七) 租税の負擔を基礎とするときは、直接税及び間接税の二種あり。
 直接税とは、立法の目的上、納税者をして同時に擔税者たらしむるものにして、其税を他人に轉嫁することを希望せず、若くは轉嫁せしめざるものをいひ、之に反して間接税とは、立法の目的上、納税者をして擔税者たらしめず、其税を實際の擔税者に轉嫁せしめんことを希望し、又は轉嫁す可き方法を定めたるものをいふ。例へば、地租所得税等は直接税にして、酒税、砂糖税、關稅等は間接税なり。

第五節 租税賦課の法則

租税賦課の法則に付ては、學者大抵アダム、スミス氏が其著國民の富第五卷第二章に於て掲げたる四大原則を祖述したり。今其大要を擧ぐることに左の如し。

(第一) 各臣民は成る可く其能力(Ability)に比例して政府の費用を分擔す可し、即ち彼等は國家の保護の下に在りて享受する所の歳入に比例して政府の費用を分擔せざる可からず、此原則を守ると否とに因り、租税の平等と不平等とを生ず可し。

(第二) 各人の負擔する租税は正確にして放恣ならざるを要す、納税の時節、方法及額は總て納税者並に其他の人にも明白ならしめざる可からず、然らざれば、納税者は往々收税官の無法なる收斂に遭遇す可し。

(第三) 凡そ租税は納税者が之を納むるに最も便宜なる時節及方法に於て徵收すること必要とす。

(第四) 租税は之を人民より取る所と、國庫に入る所との金額に大差なからしめ、又彼に取りて此に入る時間の可成迅速ならんことを要す。

以上の四則中、第二以下の三則は租税の賦課徵收に關する實施上の法則にして、其第一は租税の分配に關する理論上の法則なり。氏の研究は大體に於て固より正鵠を得たれども、今少しく之を補足し左の三項に分ちて逐次説明する所あらむと欲す。

第一 公正の法則 租税は國民の財産の一部を取上るものなれば、其國民經濟に大影響を及ぼすこと勿論なり。故に租税制度は、可成國民經濟發達の進路を妨

げざるが如きものなるを要す、是れ租税に經濟上の法則ある所以なり。又租税は國家の生存發達に必要な經費を支辨するものたるを以て、可成其收入の多くして且確實なるを要す、是れ租税に財政上の法則ある所以なり。然れども國家が人民より租税を強徴し人民は之を上納する所以のものは、實に人民が國家に對する服従の關係に基づき而して、此の關係を維持するものは眞に公正の主義に在り、是れ即ち財政の事に於ても亦其他の事項に於けるが如く、公正上の觀點をして經濟上及財政上の觀點の上位に置かしむる所以なり。然りと雖公正の法則を嚴格に適用せんとすれば大なる困難を生ず、詳言すれば、課税物件を選擇し並に之が價值を定むること、及租税の轉嫁、負擔の歸着を精算することは、共に難事に屬す。是故に實際財政を處理するに方りては、吾人は可成公正に接近す可き點に至るを以て満足せざる可からず。公正の法則に依れば、租税は(一)正當(二)適法(三)確定(四)徳義(五)一般(六)平等の六條件を具ふることを必要とす、以下逐次に分説せむ。

(一) 正當の租税は、租税が國家の生存發達に向て費消せらるる、場合に於て之を見る。暴虐なる君主が内廷の奢侈に費し、若くは貪婪なる收税吏の爲めに私せらるる、が如き租税は、正當の租税に非ず。又公共の便益の爲めに費消せられざる租税は如何に正當の名義を有するも、決して正當の租税たることを得ず。

(二) 適法の租税とは、一國の憲法、法律の規定に従ひて設定、賦課及徴收せられたるものを云ふ。古代の專制國に於て、君主が其意思に従ひ恣に賦課し、或は其官吏が自己の權勢を利用して妄りに人民より強奪し、毫も法律の規定に依らざるものは、適法の租税に非ず。之に反し、現今立憲制度の確立せる諸國に於ては、租税の設定、廢止、變更及び之に關する一切の事項は、悉く憲法並に法律を以て規定するを常とす。然り而して、其法律は概ね人民全體の代表者たる代議士の協贊を経べきものなるを以て、畢竟租税は納税者の豫諾に因り始めて賦課徴收するものにして、實際君主若くは官吏の專恣なる意思に基づくものにあらず。

(三) 確定の租税は、租税の性質、其賦課法、徴收法、滞納者の處分法、收税吏の官制、納税者の訴願に對する審判官の官制及其手續等を一々法令に依り明確に規定した場合にて之を見るなり(アダムスミス氏の四原則中第二則參觀)

(四) 徳義に協ふ租税とは、社會の不徳義を是認し、又は獎勵せざるが如き租税を謂ふ。課税の徳義とは、課税の性質上不徳義たる可からずてふ意にして、之に由り社會の有害不正なる行爲を防遏す可しとの義に非ず。國家は、其政策上止むを得ざるの必要よりして、有害不正の行爲に重税(禁止的)を課することなきにしも非ずと雖、是れ其租税の收入をして遂に皆無に歸せしむることを眼目と爲すものにして、一般課税の目的に非ざるなり。

(五) 一般の租税とは、社會の各階級に對し一般的に賦課する租税を謂ふ。但し茲に注意す可きことは、本項に所謂租税とは、敢て租税各個を指すに非ず、租税全般を指すものなり。佛蘭西革命以前に於て、貴族は全く納税を免れたりしが、是れ實に大革命を惹起せる一原因なりしこと、人の能く知る所なり。

(六) 平等の租税とは、各臣民をして其擔税能力に應じて分擔せしむる所の租税を謂ふ。前に掲げたる「アダム、スミス」氏の第一則は、亦此趣旨を申明せるものに外ならず。

本項に所謂平等の租税とは、貧富を通じて各人に同額の租税を課す可しとの意に非ず、課税をして全國の人民に普及せしめ、且つ其負擔の大小をして、各自の能力に適應せしむ可しとの義なり。極貧者に或税の負擔を免除するが如きは、亦此能力適應の主義に反ることなし、何となれば、彼は實際租税を負擔す可き能力を有せざればなり。貧富を通じて同額の租税を課することは、決して平等の主義に合せず、又現今の如く貧富懸隔の愈々甚だしき時代に於ては、毫も實行し得べきものに非ず、若し強て之を實行せんと欲せば、結局各人に賦課す可き額は、極貧者の堪へ得べき限度を以てせざる可からざるが故に、租税の總額は極めて僅少とならざるを得ず、從て到底之に依りて現今の巨大なる國費を支辨するに足らざるや明けし。然らば則ち何をか能力に適應する租税といふや、曰く税額と

各擔税者の生計程度との間に權衡を保つ可きこと即ち是れなり。而して能力の適應に付ては、累進税と比例税との二主義あり、而して累進税は比例税より一層平等の主義に適合するものなり。

第二、經濟上の法則 租税は國民の財産に對して直接の影響を及ぼすものなり、又税源は夫の重農學派が想像したる如く、土地の純收入にのみに限れるに非ずして、況く一般國民の生産物に存するものなり。故に租税の賦課が國民經濟上に重大の關係を及ぼす可きことは論を俟たず。余は租税の經濟上の法則中二箇の規則あるを見る。

(第一) 租税は可成各人の所得より徴收し、其所有財産に及ぶ可からず。苟も租税にして重きに失し、國民の所得は勿論其所有財産の一部をも奪取するに至れば、結局各人の勤勞を抑制し、其資本を減少し、又其國の人民及資本を外國に逐斥し、從て税源は枯渴し、國家の歳入は減少せざるを得ず。故に國家は非常緊急の場合を除くの外、決して國民の所得以外に税源を求む可からず。然りと雖、茲に注意す可きは、余の所謂税源を持ち所得に求めて財産に及ぼす可からずとは、敢て課税物件は單に所得に求む可くして、財産に求む可からずとの意に非ざること、是れなり。國家は財政の便宜上、或は財産を以て課税物件と爲すことあるも、輕税の場合に於ては、納税者は其所得より之を支辨す可く、又たとへ所得を以て課

税物件と爲すも、重税の場合に於ては、納税者は其財産の一部を減ずるの止むを得ざることなしとせず。

(第二) 産業自然の發達に障害を及ぼす可き課税は成るべく之を避く可し。元來租税は貨物の生産、分配、交易及び消費に影響を與ふるものなり、余は絶對的に租税を以て産業の發達を阻害す可からずと言はず、何となれば、税法自體は多少産業の發達を妨ぐ可きものなればなり。余は唯だ成るべく産業自然の發達を妨げざるが如き税法の設定せられんことを望むのみ。酒若くは烟草に課税するは可なりと雖、重きに過ぐれば、其消費者を減じ、從て又其生産を抑制し、其輸出の路(交)を絶つ可し。又酒造税を課するに方り、檢閲の煩しきが爲めに、往々生産者を苦むることあるは、人の善く知る所なり。

第三 財政上の法則 財政上の法則に關しては、第一、租税は收入の充分にして且屈伸力あること、第二、租税行政の完成せることを要す。

(第一) 租税は其收入充分にして且屈伸力あることを要す。國家の租税徵課の主たる目的は、之を以て國費の大部分を支辨せんとするに在り、故に收入の充分ならざるものは之を良税と謂ふを得ず。又國家の經費は社會の進歩に伴ひ年々増加の傾向を有するが故に、之を支辨す可き租税も、亦年々其額に於て増加す可きものにあらざれば、之を良税と謂ふを得ず、約言すれば、租税は放入充分にして

且屈伸力大なることを要す。奢侈税即ち奢侈品に課する租税は、道德上の理由より往々世人の賞揚する所なりと雖、巨額の收入を得ざるものなるを以て、財政上よりいへば決して良税に非ず。若し奢侈税を以て巨額の收入を得んと欲せば、其税率を高くせざる可からず、其結果として納税義務者は或は隱匿して之を避け(通常奢侈品は隱匿に容易なるが故に)或は課税物件即ち奢侈品の消費若くは所有を廢し以て課税を免れんとするに至るは疑ふ可からず。是故に奢侈税は之を軽くすれば以て巨額の收入を得る能はず之を重くすれば益々收入を減少す、現今諸國の租税中奢侈税の目的たるものは、懷中時計、金銀の器皿、球突臺、樂器、記章、髮粉、骨牌、車馬、家僕及び狩獵の如き其主たるものにして、俱樂部に課する税の如き亦之に屬す、此等の中に就き最も多額の收入あるものを車馬税とす。

間接税は通常直接税に比して屈伸力に富み、又直接税中所得税は之を地租に比すれば屈伸力甚だ強し、而して間接税中消費税の如きは、國民の富の度増加するに伴ひ、消費物の生産及び消費が増加するが故に、其收入も從て増加す可きものなり。之に反して、我國の地租の如きは、一旦評價したる地價を標準として課税するものなれば、臺帳面地價の増加なき限りは、其收入は年々殆んど一定して増加することなし。然れども所得税に至ては、其課税の目的物件即ち國民の所得は國民經濟の進歩と共に年々増加するが故に、亦勢年々増加せざるを得ず。

(第二) 租税行政の完成せることを要す。

し、二に租税徴收法に關す。

租税行政の完成は一は其行政制度に關

(甲) 租税行政の制度は、之を三種に分つことを得。即ち(一)直接管理法(二)受負法

(三)市町村若くは其他の地方團體をして國税を徴收せしむる制度是れなり。此三種の制度は、各得失あり、第三の方法は、國家が其直接國税を徴收せんとするに當り之が徴收を市町村等に命ず、而して市町村は之を其管内に在る各納税者に配賦し之を徴收するに在り。此方法は中央政府の力尙ほ微弱にして、地方政團が今日よりは一層獨立したる時代に於ては最も適當にして、且つ有効なりしと雖、現今は然らず。第二の受負法は、國家が收入せんとする額を一個人若くは會社に請負はしめ、請負者は其出來得る丈の最小費用を以て出來得る丈巨額の租税を人民より徴收し、其中より當初國家に對し約束したる定額を年々國家に上納するの制なり。此制度に依るときは、國家は定時に定額を得るの便宜あり、又大に徴税の費用を節することを得ると雖、受負者貪慾專横にして不義の富を求め、不人望を來たすの弊を免るゝこと能はざるのみならず、受負者は租税の徴收を以て一の營利事業と爲すものなるが故に、國家の性質と相反するものあり。終りに直接管理法は、國家自ら任命したる官吏をして租税を徴收せしむるものなるが故に、徴税者が私利に趨るの弊なく、且つ

官吏は正確なる帳簿を作り以て收支を明かにする義務を有するを以て、國家は自ら徴税費の額を知り得るの利ありとす。要するに、現今の文明諸國に於て主として採用するは此方法なり。

(乙) 徴收法に關しては、國庫並に納税者に對して不便なきことを要す、詳言すれば、徴收は迅速正確低廉簡易ならざる可からざるなり。徴收の迅速とは、租税を納税者より取立て國庫に入るゝことの速かなるをいふ、即ち租税滯納者をして可成僅少ならしむることをいふなり。徴收の正確とは、適當なる主計並に監督の組織に依りて收税上の誤謬と怠慢とを豫防し、且つ速に之を發見せしむるをいふ。徴收の低廉とは、納税者の出だす所と國庫に入るゝ所との間の差額の極めて僅少なるを云ふ、即ち徴税費の僅少なるを云ふなり。徴收の簡易とは、徴收の時期場所及び手續に關して可成簡易の方法を擇み、以て納税者の便利を計るをいふ。(前掲アダムスミス氏四則中第三第四參照)

第四章 公債

第一節 緒論

財政の要務は、歳出と歳入とを適合せしめ、兩者の間に大なる過不足なからしむ

るに在り。然れども兩者の關係は往々財政家の豫期に違ひて(1)歳入が歳出に超ゆる事あり、又は(2)歳入が歳出に及ばざることあり。(1)の場合に於ては或は之を貯蓄して準備金となし、或は之を投資して利殖を計ることあれども、是等より良き方法は、苛酷なる租税を減免し、又は公債の償還を爲すに在り。(2)の場合は、歳入の不足が一時に止まることあり、即ち一定の収入が偶然の事故の爲に後れ、又は収入に先ちて或支出を爲すを要する場合はなり。又は歳入の不足が永久に亘ることあり、即ち經費は年々絶えず増加すれども収入は之に伴ひて増加せず、又は經費は年々略同一なるも収入は年々減少する場合はなり。此後の場合は財政家の最も苦慮する所にして、之に處する方法は蓋し消極的と積極的との二あり。消極的方法とは經費の節減にして、積極的方法とは収入の新財源を得るに在り。収入の新財源を得る方法は左の如し。

第一。國有財産の賣却 現今多くの文明國に於ては、民間に拂下ぐべき適當なる國有財産を尙保持せるは甚少し。加之國家が臨時に巨費を要する如き緊急の時機に於て適當なる買手を見出すことは困難なるべく、又斯の如き場合に於ては、其賣價は勢ひ不當に低からざるを得ず。

第二。國庫準備金の使用 是は古代に於て盛に行はれたる方法なれども、現今の信用經濟の發達せる時代に於ては、國庫に莫大なる資金を貯蓄する事は、一方に

於ては徒らに利息を損失すること大なり。又他方に於ては、戰爭に要する如き巨大なる臨時費は、到底準備金を以て支辨し得べくもあらざるが故に、準備金はたゞ出師費としての準備位に止むるを適當とす。

第三。租税の増加、新設又は先取 即ち從來の租税の税率を高め、又は賦課額を増加し、又は新なる租税を設定し、又は後の年度に取立つべき租税を前の年度に繰上げ取立つる方法なり。是等の方法は、往々税源を枯渴し、國民經濟に非常なる壓迫を與へ、然らざれば臨時緊急の場合に際し國が必要とする丈の収入を得ざるの短所あり。

第四。國債 即ち國家が公債を募集する方法にして、前掲の諸方法よりは、一般に現今の諸國に採用せらるゝものなり。但し公債は常に國家のみならず、其他の下級政團も亦之を募集するを得るなり。

第二節 公債の性質

公債とは國家及び其他の政團が負擔する所の債務なり。詳言すれば、政團が其内外人民(個人又は法人)より貨幣の借入又は預かりをなし、又は彼等に對し定期又は不定期に支拂をなすべきことを約束するに由りて生ずる債務を總稱す。現今文明諸國に於ける公債の起因を擧ぐれば左の如し。

- 第一。天災、地變、戰爭、騷亂等の非常經費を支辨する爲。
 - 第二。政治改革又は財政整理に要する非常經費を支辨する爲。
 - 第三。交通運搬其他國家の文武の事業の改良及び擴張に要する經費に充つる爲。
 - 第四。一時の歳入不足を填補する爲(例へば大藏省證券の如し)。
 - 第五。貯蓄の奨励及保護の爲(郵便貯金、大藏省預金局の預金、養老預金)。
 - 第六。民間經濟事業に向ての奨励保護の爲にする補助金下附の約束。
- 公債は私債と同じく信用形式の一なるを以て、其信用の要素を備ふる事亦私債と異なることなし。信用の要素を擧ぐれば(1)債務者が其債務を履行するに就ての債権者の信認、(2)當事者の一方の給付と他方の報酬給付との間に時の隔りあること、是なり(第三編第三章第一節參照)。然れども公債と私債との間には自ら差異なき能はず。今其重なる點を擧ぐれば左の如し。
- 第一。公債に在りては債務者は公法人即ち國家若くは地方自治體なれども私債に在りては債務者は常に私人(個人又は私法人)なること。隨て公債に於ては債権者は其債務の履行を強制するを得ず。又公債には、謂ゆる愛國公債又は強迫公債と稱し、私債よりは、債権者に向て遙かに不利なる條件を以て爲す所のものあり。
 - 第二。公債特に國債は理論上永久の生命ある國家の負ふ所のものなるが故に、私債よりは長期のもの多く、特に歐洲大國に存在する永遠公債(償還期限を定めざ

る國債)の如きは、私債に殆ど無き所なり。

第三。公債の狀況は、現時の立憲諸國に於ては、總て公表せらるゝを以て、之が債権者は明白に其債務履行の可能不可能を鑑別するを得べし。

第三節 公債の種類

公債は、種々の標準に従ひ、種々に分類するを得べし。

第一、利息の有無を本とすれば利息付公債無利息公債の別あり。現時の公債は、總て利息付を原則とす。無利息公債は昔時往々行はれたれども今日は唯政府紙幣の形式に於て、存在するに過ぎざるなり。

第二、債権者に附與する擔保の有無を本とすれば、擔保附公債無擔保公債の別あり。無擔保公債とは、債務者たる政團が、債権者に對し、何等擔保を提供する事なくして、募集する公債にして、現時文明諸國の公債は大抵之に屬す。擔保附公債とは、利息の仕拂又は元本の償還の爲に、財政上或一定の收入を他と分離して、之を擔保に供する公債をいふ。例へば我國が明治三十八年(一九〇五年)三月倫敦及紐育に於て募集せる、第一回四分半利付三千萬磅の國債は、政府煙草專賣益金を以て擔保に供し、同年七月倫敦紐育及び獨逸に於て募集せる、第二回四分半利付三千萬磅の國債も、亦煙草專賣益金を以て擔保に供したり。

第三、借入れ資金の根源を本とすれば、外國公債内國公債の別あり。即ち外國債の證書は外國の資本家が所持し、内國債の證書は、内國の資本家が所持するなり。此兩種の公債の得失に關して從來種々の説あり。要するに外國債に頼る時は國民の生産的資本を奪ひ、其生産的事業を妨ぐることなきの利益あり。然れども、劣等國が優等國民に對して債務を負ふことが、往々其經濟上並びに政治上の獨立を危うするの弊あることは、亦察せざるべからず。又外國債の場合には、其元利銷却の爲に貨幣を輸出せざる可からざるに至るべし。

第四、公債募集の法律上の性質を本とすれば、任意公債、強制公債の別あり。強制公債は昔時屢々行はれ、英國にてはチャーレス第一世の治世(西紀千六百四十九年即位、西紀千六百七十二年崩す)に行はれ、其後佛國にては宰相マザラン(Mazarin)の執政の時(西紀千六百六十二年)に行はれ、西班牙及び埃太利にては尙其後に行はれたり。我國徳川政府の末期に於ける幕府及び諸藩の御用金は多くは強制公債なりしなり。此種の公債は、信用取引といはんよりは、寧ろ租税の實質を有するものと謂ふべく。其賦課の不公平なることは到底之を避くるを得ず、又民間の生産的資本を減少し生産事業に損害を及ぼすを免かれず。故に緊急止むを得ざる場合にして、到底任意公債に頼りて、必要なる資金を得る能はざる時の外は、決して強制公債に頼るべからざるなり。任意公債と強制公債の中間に位するを愛國公債とす。是は國家緊急事件の發

生の際、例へば戦争の如き際に、國民の愛國心に訴へて無利息若くは低利を以て應募せしむる公債なり。此種の公債も、從來諸國の經驗に依れば多くは不成功に畢れり。要するに弊害最も少くして、奏效の確實なるは、普通の任意公債なりとす。任意公債とは相當の利子及び條件を附して發行し、應募者は主として其利己心に從ひて任意に應募する公債をいふ。

第五、應集方法を本とすれば、間接公債、直接公債の別あり。直接公債とは政府が直接に民間應募者より應集する公債にして、間接公債とは中間媒介者たる資本家の手を歴て募集する公債なり。

第六、債務者の資格を本とすれば、國債及び地方債の別あり、又地方債に府縣債郡債市町村債あり。

第七、公債の整理の方法殊に元本償還の條件を本とすれば、流動公債確定公債の別あり。流動公債とは其額に一定の制限なくして、變動常なきものを謂ふ。確定公債とは、其發行する所の金額一定し、且其費目即ち利子及元本の償却が豫算上に經常費として表はるるものなり。概して、流動公債は、其目的が一時國庫の不足を満たさんとするに在れども、確定公債は永久の目的を有する費途に供せらる、隨て流動公債の期限は短期にして確定公債は長期なり。

流動公債の重なるものを舉ぐれば(1)銀行よりの一時借入金(2)大藏省證券及び

(3) 政府發行の紙幣等是なり。

確定公債には(1)有期公債(2)永遠公債の二種あり。有期公債とは、債務者が一定の時期に於て、豫じめ約束したる一定の規則に従ひて、其の全部又は一部を仕拂ふの義務を負担する公債をいふ。永遠公債とは、別に償還期限を豫定せず、其公債證書の所持人に向て、利子の正確なる仕拂のみを義務として負擔する公債をいふ。英佛等には此種の國債最も多く行はるれども、我國の國債は總て有期公債のみなり。地方債は何れの國に於ても、皆有期公債のみなり。

第四節 公債の發達

歐洲に於ける公債は中世伊太利の都市の起したる地方債に始まるものの如し。但しこれより以前に國君が人民より金錢を借り入れたること往々有りたり。例へば希臘マセドニアのヒリップ二世(西紀前三百八十二年生れ)か五百(ターレンツ)の負債を殘せること史に見ゆ。歐洲中世以後に於ても、各國の君主が、猶太人又は銀行的貸付業を營みたる寺院及び尼寺等より借金したる事例、往々これ有りと雖。大抵私法的性質を有する債務にして、今の固有の意味に於ける公債即ち公法的性質を帶ぶる債務は、前述伊太利都市の起せる地方債に始まりて、漸次信用經濟の發達及び一般國民經濟の進歩に伴ひて、各國に普及したるものなり。

輓近文明諸國に於ける公債は著るしく増加したり。單に國債に就て之を見るに西曆千八百四十八年には大約百五十二億圓なりしに、千八百七十年には三百四十二億圓に増加し、千九百八年には七百三十一億圓に増加したり。我國の國債は明治三年(一八七〇年)には僅かに四百八十八萬圓なりしが、明治十一年度(一八七八年乃至九年)には二億五千萬圓となり、同三十六年度には五億三千九百萬圓となり、同四十三年度(一九一〇年乃至一九一一年)には二十六億五千萬圓となりたり。爾後稍少しく減少したれども、大正三年度(一九一四年乃至一五年)に於て尙二十四億七千七百萬圓の國債を有し、其内九億九千五百五十三萬圓は内國債にして十四億八千五百五十五萬圓は外國債なり。而して之を人口に割當つるときは、明治三年に在りては人口一人の負擔額は僅かに十四錢七厘に過ぎざりしが、明治十一年度には同上六圓九十九錢となり、明治三十六年度には十圓八十六錢五厘となり、明治四十三年度には三十九圓三十五錢六厘となり、大正三年度には稍減じて、三十四圓四錢一厘となりたり。

次に注意すべきは、地方債(府、縣、郡、市、町、村債を含む)の増加なりとす。即ち明治二十三年度には現在額大約百萬七千圓なりしが、同三十六年度には七千五百一十一萬圓となり、四十三年度には一億八千三百三十二萬圓となり、大正二年度には三億一千四百四十五萬圓に増加したり。蓋し政團の職務は文明の進歩と共に増加し、隨て

其經費は常に經常費に於てのみならず、臨時費に於ても亦増加すべきが故に、公債の増加は固より必然の結果なりとす。然れども、公債の募集其使途及び之が元利償還の國民經濟に及ぼす影響は甚大なり。況んや元利償還に要する資金は結局之を租税の新設又は其増徴に待たざるべからざるに於てをや。然らば則ち財政局に當る者は固より論なく國民全般も亦公債に就ては租税と共に常に甚深の注意を拂はざるべからざるなり。

大正五年九月二十日印刷
大正五年九月廿五日發行

經濟學綱要

定價金壹圓

不許
複製

著作者 田島錦治

發行者兼
東京市日本橋區本町三丁目十七番地
金港堂書籍株式會社

代表者 原亮一郎

印刷所
東京市芝區愛宕町三丁目二番地
東洋印刷株式會社

發行所

東京市日本橋區
本町三丁目十七

振替貯金口座
東京八八一五番

金港堂書籍株式會社

320

253

終